

令和元年 第4回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 元年12月 5日 開会

令和 元年12月10日 閉会

大 樹 町 議 会

令和元年第4回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和元年12月5日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 委員会の所管事務調査報告
- 第 7 議案第 64号 教育委員会委員の任命について
- 第 8 議案第 65号 大樹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 66号 大樹町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第 67号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第 68号 大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第 69号 大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第13 議案第 70号 大樹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第 71号 令和元年度大樹町一般会計補正予算（第6号）について
- 第15 議案第 72号 令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第 73号 令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第 74号 令和元年度大樹町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第 75号 令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第 76号 大樹町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第20 議案第 77号 工事請負契約の締結について

○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範

10番 志 民 和 義 11番 齊 藤 徹 12番 安 田 清 之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
総 務 課 参 事	林 英 也
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	大 塚 幹 浩
住 民 課 長	楠 本 正 樹
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
農林水産課長兼町営牧場長	佐 藤 弘 康
建設水道課長兼下水終末処理場長	高 橋 教 一
会計管理者兼出納課長	瀬 尾 さとみ
町立病院事務長	小 森 力
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
学校教育課長	瀬 尾 裕 信
学校給食センター所長	清 原 勝 利
社会教育課長兼図書館長	村 田 修

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	鈴 木 正 喜
農業委員会事務局長	水 津 孝 一

<監査委員>

代表監査委員	澤 尾 廣 美
--------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	松 木 義 行
主 任	太 田 翼

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、令和元年第4回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において

1番 寺嶋誠一君

2番 辻本正雄君

3番 吉岡信弘君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長、菅敏範君。

○菅議会運営委員長

報告いたします。

去る11月29日午前9時から議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議したので、ご報告します。

本定例会への提出案件は、委員の任命同意1件、条例の制定が2件・一部改正が4件、補正予算が5件、計画の変更が1件、契約の締結が1件、一般質問が7議員12項目であります。

よって、会期については、提出案件の状況を考慮し、検討した結果、本日から12月11日までの7日間とし、日程はお手元に配付したとおりとしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの7日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月11日までの7日間と決しました。

◎日程第4 諸般報告

○議 長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長に内容の説明をいたさせます。

松木議会事務局長。

○松木議会事務局長

それでは、9月3日開会の第3回町議会定例会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第1、監査及び検査結果の報告でございますが、地方自治法第235条の2第1項の規定によりまして、9月、10月、11月実施の例月出納検査の結果につきまして、監査委員より提出がございましたので、後ほどお目通しをお願いいたします。

第2、一部事務組合議会等について、11月29日、十勝圏複合事務組合並びにとから広域消防事務組合の議会定例会が開催され、議員であります議長が出席をしております。

第3でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づきまして「平成30年度大樹町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書」の提出がございました。内容につきましては、事前に配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

第4、委員会関係でございますが、総務常任委員会を1回、経済常任委員会を3回、広報広聴常任委員会を3回、議会運営委員会を3回、開催しております。

第5、会議関係、第6、その他につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で諸般の報告につきまして終わらせていただきます。

○議 長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、令和元年10月23日開催の第5回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1番目の大樹町表彰条例に基づく感謝状の贈呈についてであります。今般、大樹町が推進しております航空宇宙関連の事業に関し、ご賛同いただき、記載のとおり多額のご寄附をいただきました。本来であれば、来年10月1日の開町記念日に合わせて開催をします表彰式で表彰させていただくところではありますが、ご寄附いただいた方が埼玉県の方ということで遠方のため出席が難しく、私の出張に合わせ、直接お礼と感謝状を贈呈する予定であることをご報告申し上げます。

2番目の町長と語る会の開催についてですが、尾田地域づくり協議会から要請をいただき、記載のとおり実施をしております。内容につきましては、広報紙等を通じてお知らせをしてみたいと思っております。

3番目のエネルギー地産地消事業化モデル支援事業（非常時対応型モデル）についてであります。本事業は、北海道の補助事業であり、地域の特性に応じたエネルギー資源の利用と災害時による停電時にも対応可能な地産地消の事業化に向けたモデルとなる取り組みに対し補助される事業であります。

補助率は10分の10で、補助金は3年間、最大5億円の事業であります。大樹町は別紙のとおり、木質バイオマスと太陽光発電等を活用したスマート街区構築事業を計画し、8月30日に事業計画を北海道に提出、10月30日に全道で大樹町を含む3件の事業計画認定があったところであります。

事業期間は、令和元年度から令和3年度の3カ年、事業費は、計画段階であります。総額5億9,840万円を予定し、北海道からの補助金5億円を見込んでおります。

事業内容は別紙のとおりであります。役場庁舎、大樹小学校、生涯学習センターのエリアをスマート街区と位置付け、既に計画をしている役場新庁舎の地中熱と本事業で計画する木質チップボイラー、太陽光発電、3つの再生可能エネルギーを活用する地産地消の新たなモデルを構築するというものであります。

4番目の町立病院の医師招聘についてですが、町立病院では、診療科目として小児科を標榜しておりますが、小児科専門医が長期にわたり不在となっております。このたび、ご縁があり小児科医としてお勤めいただける医師をお招きすることになりましたので、ご

報告をさせていただきます。

お名前は、古賀正啓医師、年齢は42歳、佐賀県のご出身で、自治医科大学を卒業後、佐賀大学、附属病院をはじめとして、佐賀県内の小児科・新生児特定集中治療室などに10年間勤められております。平成26年4月からは、道内の小児科・総合診療科に勤務されております。

古賀医師は、全国的に不足している小児科医を目指し、小児科の総合的な診療ができるよう小児神経科、精神科、発達障がい、アレルギーや感染症などの診療経験を積まれており、大樹町を中心とする地域医療には最適な方であると思っております。

採用は、令和2年1月1日付で、外来診療は正月休み明けからの開始を予定しております。古賀先生の着任により、診療体制が変更となることから、町広報紙やホームページ、新聞等でお知らせをしたいと考えております。

なお、本定例会に提出しております病院事業会計補正予算の中で、関連経費の計上もさせていただきます。

5番目の航空宇宙関連ですが、JAXAや大学による航空宇宙関連実験のほか、11月9日には、内閣府宇宙開発戦略推進事務局の松尾事務局長、豊田中央研究所の加藤会長、堀江貴文氏を講師にお招きし、「先進モビリティ×ロケット開発による地方創生セミナー in 大樹」を開催しております。

6番目の財産の処分についてであります。2企業等と1個人の方に土地を処分しております。内容については、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

7番目の委員の委嘱についてですが、民生委員推薦会の委員と民生委員児童委員をそれぞれご委嘱申し上げます。

8番目の入札執行関係ですが、指名競争入札により工事請負契約を3件、それぞれ記載のとおりの内容で締結をしております。

9番目の来町者及び会議出席等の関係については、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

始めに1、優秀選手派遣についてでございます。

(1)の第26回北海道中学校新人陸上競技大会が9月21日から千歳市において開催され、大樹中学校2年生、乾渉大君を派遣しております。乾君は、1500mと3000mに出場し、1500m決勝タイムレースでは組15位、3000m決勝タイムレースでは組10位と健闘しております。

(2)の第17回北海道サッカーリーグブロックリーグ決勝大会が10月4日から札幌市で開催され、道東ブロック代表として選出されました新得フットボールクラブ所属で緑

苑の溝口祐真さんを派遣しております。結果は、準優勝でございました。

(3)のJOCジュニアオリンピックカップ大会が10月18日から広島市において開催され、大樹高等学校2年生、大坂マクマニス将平君を派遣しております。結果は、200mに出場し健闘いたしましたが、残念ながら予選敗退となっております。

2番目の子ども農山漁村交流プロジェクトについてでございます。

南十勝長期宿泊体験交流協議会(STEP)による体験活動の主なものとして、主催事業では、小学生を対象に日帰り体験活動として、9月21日には「お仕事体験①～じゃがいもクッキング&芋掘り」を、11月16日には「お仕事体験②～牧場体験&チーズづくり」を開催しました。また、10月12日から14日には、見て、体験し、考えて、書いて、伝えるという「五感を使う作文教室」に講師を招いて開催しました。

(2)と(3)の受入事業では、町内3つ、町外2つの事業を、(4)共催事業では、学童保育所や認定こども園での活動を定期的に行うほか、(5)の修学旅行受入事業では、9月から10月にかけて大阪府5校の高校生を受け入れております。

このほか、(6)の9月7日、カムイコタンで行われた宇宙の森フェスにおいて、薪割りの体験等のブースを設けるなど、町のイベントにも参加しております。

詳細につきましては、記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

○議長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内で質疑を許します。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

2点ほどお聞きしたいと思います。

まず1点目に、町立病院の小児科医の関係ですけれども、長年、休診だった小児科も1月1日から開業するというので、町長として大変努力されたのかなと思ひまして、その辺は議員皆さんも多分、功績をたたえたいなと思っております。

それで、ただ1つ気になるのは、1月1日付から開業になるのですけれども、今まで行っていた健診業務というのはどういう形で進めていくのか、まずその辺をお聞きしたいと思います。

2点目ですけれども、3のエネルギー地産地消関係ですけれども、道の補助率10分の10ということで大変魅力的な事業なのですが、エネルギーセンターを含む事業費が、先ほど町長から説明ありました5億9,840万円ですけれども、別紙の中からも、また新聞や道のホームページの中からいくと、新たな公共施設が2つほど、プールと学童施設が掲載されているのですけれども、その事業も一緒に進められるのか、そういう考えで捉えているのか。また、それに伴って5億8,940万円と新しい事業費の総事業費というのはど

のぐらいを想定されているのか、それについてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

小森町立病院事務長。

○小森町立病院事務長

1点目の町立病院の小児科医師の健診業務の関係のご質問のほうをお答えいたします。

現在、健診業務、小学校の健診等につきましては、院長のほうが嘱託医として務めております。この辺につきましては、今度来る小児科医師と交代するような形になると思います。

そのほか、ワクチンにつきましては、毎週木曜日午後からということで定期的に行っているのですけれども、今後、診療体制が月曜日から金曜日まで午前午後と10コマありますので、今、話をしているのは、全コマを先生は休まないで行いたいということなので、いずれは、診療時間の中でワクチン接種をするような形をとるような方向になるかと思えます。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

エネルギー地産地消のほうの関係でございますけれども、エネルギーセンターは約6億円弱の事業ということでございまして、新たな施設、2施設につきましては、現在、計画段階というところでございますけれども、今、白紙となっております学童保育所等の場所につきましては、小学校の東の町有地につくるということで決定を見ておりますので、再度検討しながら早期に建築をしたいと。また、老朽化が進んでおりますB&G海洋センタープールにつきましても、改築の方向で今検討を進めているところでございまして、つくるに当たっては、学校プールとしての検討を進めているというところございまして、この検討が整えば、両施設を、大樹小学校の東側の町有地に整備することがかなえば、このエネルギーセンターとつないでいきたいという計画でございまして、また、このエネルギーセンターの事業計画につきましては3年間と、先ほど説明させていただきましたけれども、新たな施設につきましては、庁舎等々の関係もございまして、令和4年度以降の早期に整備したいと考えているところでございまして、若干ずれがございすけれども、その辺は今後の事業計画の中で調整しながら考慮して計画を立てていきたいと考えているところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは、今、病院の関係ですけれども、ワクチンの件はわかったのですけれども、健診業務、これは「らいふ」だと思えるのですけれども、今は、健診は更別村の医師に契約して健診業務を行っていると思えるのですけれども、それについて、例えば1歳半健診、3歳

児健診等も、これからその辺もどうするのかと。

ただ、長年休診だったということで、その辺はずっと委託した経緯もありますので、急に変えるというのは、なかなか原課、保健師、またうちは子どもの発達支援業務もやっていますので、「むらく」という、そういう業務も抱えていますので、急に变えるには現場は大変なのかなと思うのですけれども、その辺の移行、ある程度は必要ではないかと思うのですけれども、その辺の考え方についてお聞きしたいです。

それと、地産地消の関係ですけれども、総事業費は、まだこれからだというのですけれども、恐らく5億8,940万円に2つ事業費を足すと8億円、9億円はプラスされるのかなと思うのですけれども、今現在、庁舎が実施設計段階で総事業費が見えない中で、令和4年早々に取り組みたいというのですけれども、どうやって資金を、基金を崩したり、あるいは補助金もあるのですけれども、また過疎債を借りて、どうやって運用していくのか、それは大丈夫なのか。

それと、もう1点は、学童の建築に当たり、今、隈研吾氏の成果品をそのまま持っているのですけれども、3月の決算でも隈研吾氏からご迷惑をかけたということで金額を戻されたのですけれども、隈研吾氏の成果品の図面を今後生かしていくのか、それともそれも全部一回白紙にしてしまうのか、それについてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

小児科医の健診の部分でございますけれども、年度内は、今お願いしております更別の診療所の先生にそのまま行っていただく予定でございます。新年度については、古賀先生とまだ実質協議しておりませんので、将来的には古賀先生に引き継ぐという形をとりたいというふうな考えでおりますけれども、これから古賀先生と打ち合わせをさせていただきたいと考えております。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

事業費につきましては、役場の事業費につきましては、基本設計段階で一応出ておりますが、実施設計段階ではまた変わってくるかと思っておりますけれども、大まかなフレームといえますか、規模感というのは出ているかなと思っております。

また、学童、あるいはプールの建設に当たっては、今は本当にざっくりの内容規模等もこれからの検討ですので、事業費の件はちょっと今申し上げられる段階ではないのですが、議員言われるように、10億円近くのお金になるのではないかというところは、そうなる可能性はあるかなと思っております、それらの財源手当につきましては、補助金、あるいは過疎債等々も加味して、その償還の状況をシミュレーションした中で事業年度等々も、あるいは事業規模も検討していきたいと考えているところであります。その辺の検討とい

うのは、詳細はこれからになりますが、概略は、大まかなものはざっくり計算してございまして、やはり基金を取り崩しながら起債を償還していくというような形になろうかと思っております。

また、先に納品をされました基本設計、実施設計の成果品につきましては、使える部分は使って、今後の学童保育所の検討内容によりまして、規模等々も見直しということを考えておりますので、それらで、例えば基本設計のときにボーリング調査をしたという部分とかの成果品がございまして、そういった使える部分は使っていく。また、参考にしていくことはあるかもしれませんが、使える部分があれば使うというか参考にさせてもらいながら、実施設計は新たな実施設計になる可能性が高いかなというふうに思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。

それで、もう1点ずつですけれども、病院の関係ですけれども、今の現行の病院の診察からいくと、幼児、乳幼児、小児科ですから、結構子ども達も泣いたりなんかして、通常待合室は別だと思えるのですよね。今の病院の施設でいったら、診察室、例えば待合室等そういうレイアウト等はどのように考えているのか。年明け早々から開業だというので、多分もう考えていると思うのですけれども、それについてお聞きしたいのと。

最後に、地産地消のエネルギーの関係ですけれども、これは3年間の事業で、本当に時間のない中で令和2年早々にやるのですけれども、基本的には2つの工事、それとエネルギーセンターの事業を進めていく中で、通常であれば基本設計、実施設計、入札、工事という形で、そこに行くまでは2年や3年は楽にかかるとは思いますが、時間がないのですけれども、また、役場庁舎も本格的に工事が始まっていますので、最終年度かと思うのですけれども、そうすると、地元の企業の参入もなかなか厳しい状況に置かれるのではないかと、その辺の入札方法なんかは、また新たにやるのか、その辺について最後にお聞きしたいです。

○議 長

小森町立病院事務長。

○小森町立病院事務長

それでは、1点目の診療体制、診療の待合室の関係等についてご説明いたします。

予定している診療の部屋でございまして、1診から5診までありまして、5診のほうはうちの内科医が担当しております。小児科の診察につきましては、5診のほうを今使いたいと思っております、その近くの待合所をとりあえずは待合室という形にしまして、当然乳児もおりますので、授乳とか必要になった場合には中央処置室に別途個室みたいな部屋もございまして、そちらのほうを活用してもらおうのと、狭くなったら空き室を使って、待ち合いスペースだとか、そういったものを今のところ考えているのですけれども、

ども、何分、小児科を標榜しているのですけれども、現在それに合わせたつくりをしていないということで、極力努力をしながら、その辺のことを調整していきたいと思います。

それと、当然子どもですので、一般ですと遊ぶスペースだとか床で遊んでいるような、そういったところもございます。今後、患者の数とか、その辺の状況も見ながら、病院内で相談して対応していきたいなと考えています。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

期間が短い中でどうやってやるのかということでございますけれども、今年度予算が認められましたら、まずは概略設計の発注をしたいと考えておりまして、その概略設計の中で、来年度の工事の施工の発注に移るわけですが、その中で設計と施工を同時にやる方法もないかというような検討もしていきたいと考えております。設計・施工の一括発注という方法も検討したいと思っております。

また、町内企業の参加につきましては、工事発注の中の条件に、町内企業の活用も図ることというような意向も加えたいと考えております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

2点お伺いしたいです。

小児科の住民要望というか、最大な要望のうちの1つだと思いますので、これが解決されることは非常にいいことだと思っております。

それで、小児科が開設されたら、一番いいのは黒字経営にその部分がなればいいのですが、通常は、何かある程度経営的には大変厳しいというふうになっているのですけれども、そこら辺はどのようにお考えなのかが1つと、そのことよっての交付税措置なり何なりで、実質、町の負担になる財源的なものというのはどのようにっていくかということです。あともう一つは、よく看護師なんかの募集をされて、病院なんかもいるのですけれども、新しい科ができることによって、看護師なり、いろいろ事務体制なり、そういうことはスムーズに対応できるのかという、大きく財源的なことと人の手配のことを2つお聞きします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

町立病院の小児科医の招聘の関係については、先ほどご報告をさせていただいたとおりであります。小さなお子様をお持ちの町民の方々、保護者の皆様が町内に小児科がないということで、近隣の更別村であるとか、または広尾町であるとか、遠くは帯広市の小児科

に通院をされているという実態を長く見てまいりました。それを解消すべく、私どものほうで病院の院長とともに今回の小児科医の招聘につながったということは、私個人としても非常に嬉しく思っているところでもあります。

小児科が開設され、町内の保護者の皆様が私どもの町立病院で小児科の医療を受けるということが1月から始まるわけですが、希望的に言えば、その結果が病院の黒字化につながってくれば、これは私どもとしては全く申し分ないのですが、実際にやってみないと、診療はこれから始まるということでもありますので、今の段階ではここで具体的に申し上げる状況にはありませんが、今回の小児科の開設に当たって、病院の経営が少しでも好転するような、そういう形になっていくことを切に願っておりますし、そういう努力は進めていかなければならないかなというふうに思っております。

今回の小児科の開設に限らず、通常、看護師も含めて病院スタッフが十分な補充ができない、充足ができないという点は、議員もご承知のとおりだというふうに思いますので、今回の小児科の開設に当たって、今スタッフの募集等も行っておりますが、さらに募集を進める中で適切な、そして良質な医療を提供できるような、そういうスタッフの充実化に向けては、今後も鋭意、病院とともに取り組んでいかなければならないというふうには思っております。

○議 長

ほかにありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

6番の財産の処分の関係なのですが、簡単なことです。

(1)の土地なのですが、6筆、町有地を処分しているのですが、地番図を見ると真ん中に三角で1筆、白いところがあるのですよね。私が心配しても仕様がなのですが、これは購入者の土地なのか、全く違う土地なのか、町有地として残したのか、何となく不自然な形にもなっていますので、ちょっと経過を説明していただきたいと思います。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

こちらの土地につきましては、地番図のほうの12-2も八巻木材の土地となっております。そこが地続きということで、今回処分をお願いしたいということで依頼があつて処分したわけですが、ご質問の11番地につきましても、八巻木材の取得の土地となっておりますので、図面的には町が囲んで持っていたような形になっているのですが、ここは町から八巻木材に処分することによって1枚物で使えるというような状況の土地となっております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認め、行政報告を終わります。

◎日程第6 委員会の所管事務調査報告

○議長

日程第6 委員会の所管事務調査報告についての件を議題といたします。

委員会の調査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

始めに、総務常任委員長、松本敏光君。

○松本総務常任委員長

それでは、継続調査としておりました屋内遊戯場に関する事項について、調査報告書を抜粋し、内容の説明を申し上げます。

1、調査事件名、屋内遊戯場について。

2、調査目的は、記載のとおり。

3、調査年月日、令和元年11月18日(月)。

4、視察場所は、いずれも帯広市でコープさっぽろのトドックステーション帯広南と帯広空港ターミナルビル内のキッズパーク「うらら」の2カ所です。

5、視察参加者は、総務常任委員5名、事務局2名の計7名です。

6、調査報告。

トドックステーション帯広南ですが、生活協同組合コープさっぽろが、一昨年9月、コミュニティスペースとして地域に利用してもらうため、宅配事業本部帯広南センター内の一画に広さ120㎡の専用ルームとして設置いたしました。主な利用者としては、乳幼児を連れた親子連れに期待しており、子ども向けの玩具や絵本、授乳室やおむつ交換等のための乳児用ベッドを備えており、また、利用者から提供を受けた不用となった玩具、絵本、子ども服の販売コーナーも設置しています。利用できる時間は、センター内事務室に職員が常駐している時間帯で、事前に会員登録が必要となっております。登録費用や利用料は無料で、室内の消耗品、備品購入、光熱水費、清掃費などの維持管理経費は、コープさっぽろの負担としています。

キッズパーク「うらら」は、帯広空港ターミナル株式会社が、一昨年3月、主に幼児から小学校低学年の利用を前提に、空港ビル2階の一画、約40㎡を利用して整備した児童の遊戯スペースです。航空機利用者のみならず、地域の子育て世代が気軽に立ち寄れる施設をコンセプトに、カラーやデザインにも空港らしさや十勝らしさを意識したそうです。実際、繰り返し利用されている地域の方もいるなど、期待どおりの成果を上げているようです。また、社員の方によると、類似の施設を他の地方空港で見たことはないそうですが、航空機を利用しない方も空港に来られることで、帯広空港のショップの売り上げも増加しているとのことでした。

7、考察、まとめの部分ですが、今回の視察調査先は、いずれも民間企業が社会貢献も兼ねた経営戦略の一環として設置しているもので、利用者が気軽に自由に利用できる環境と、見守ることができる体制を備えた施設として経済的負担も少なく、ある意味使い勝手のいい施設と言えます。都市部などにあるような大型遊具を備えた有料の屋内遊戯施設を町内で設置・運営していくことは難しいと考えられますが、今回の事例は、設置者も過度な負担とならないよう、既存施設や組織体制を効果的に活用しており、利用者も提供された場を上手に利用していくバランスのとれた事例と感じました。

今回、屋内遊戯施設として広く利用されている民間企業の屋内遊戯施設の事例を調査しましたが、経費負担の在り方も含め、民間と行政の連携や役割分担なども考えながら、さらに議論を進めていくべきと考え、報告とさせていただきます。

○議 長

ただいま、委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

続いて、経済常任委員長、西田輝樹君。

○西田経済常任委員長

それでは、継続調査となっております木質バイオマス等の利活用に関する事項について、調査報告書を抜粋して内容のご説明を申し上げます。

1、調査事件名は、木質バイオマス等の利活用について。

2、調査目的は、記載のとおりであります。今後の公共施設の整備に伴う木質バイオマス等の利活用に向けた調査、検討でございます。

3、調査年月日は、令和元年11月5日と27日の2日間で行いました。

4、視察場所は、大樹町森林組合と大樹町晩成温泉の2カ所です。

5、視察参加者は、経済常任委員6名と事務局2名、それから職員6名の計14名です。

6、調査報告。

視察場所における各調査結果については、これも記載のとおりではございますが、内容を割愛しますが、森林組合では、お話の中心がチップ工場の諸問題と申しますか、運営について、それから、材質関係のほうの原料の確保のことですか、そういうことが中心にお話しされております。あと、森林環境譲与税についても説明がありました。晩成温泉につきましては、特にボイラーの運転状況ですとか問題についてのお話を受けました。

7、考察なのですが、今後の公共施設の整備においては、二酸化炭素排出量の増大に伴う地球温暖化問題や石油資源をはじめとした化石燃料の枯渇問題等の山積する諸課題に対応

すべく従前の油焚きボイラーに代わる木質バイオマス等の利活用について検討されているところでございます。

町は、平成26年度に木質バイオマスボイラー導入計画を策定、翌年、晩成温泉に木質バイオマスボイラー等を建設し、森林組合が、木質チップ工場を整備しております。その後、平成29年度に木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画を策定し、木質チップボイラー導入によるエネルギー・生態系の循環等の構築に向けてさらに検討が進められております。

町の主要地場資源である豊富な森林を木質バイオマスとして利活用し、地域内循環システムを確立させることが期待されているところでありますが、他の公共施設への導入が進んでいないため木質チップを増産できず稼働率が低いこと、それから、原材料単価が高騰しているため化石燃料単価と開きが出ていること、高率の補助制度を利用することでイニシャルコストは低減させたとしても設備更新時に多額の費用を要することなど、多くの課題が山積しております。

今後は、枝条や追い上げ材等の林地残材や製材工場で出る残材、それから住宅解体材等の未利用材を利活用することで地域内循環システムを構築するとともに、供給体制の強化を図るため、低生産林の計画的な伐採や植林、原材料の含水率の適正化、機械導入による効率化、集荷や運搬に係る経費削減のためのシステム構築、J-クレジット制度によるカーボン・オフセットの取り組みなど、総合的な施策が必要となります。

また、町が計画しているエネルギー地産地消事業化モデル支援事業により、生涯学習センターや小学校などの公共施設にエネルギーが供給されることで木質利用の普及推進が図られると予想されるほか、森林環境譲与税を使うことで人材育成や担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発、間伐や路網、森林整備の促進が期待されております。

道内の林業先進地の各種補助事業等も参考にしながら、未来のために林業振興によって地域経済が循環し、人にも地球にも優しい地域の実現に向けて、当町に合った方向性を見出し、邁進していくことが肝要だと考え、報告とさせていただきます。

○議 長

ただいま、委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議 長

再開いたします。

◎日程第7 議案第64号

○議 長

日程第7 議案第64号教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第64号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、教育委員会委員の任命について議会の同意をお願いするものであります。

最初に、議案を朗読させていただきます。

議案第64号教育委員会委員の任命について。

大樹町教育委員会委員のうち、丹後恵氏は、令和元年12月21日をもって任期が満了するので、後任として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めたい。

大樹町字蒔和485番地6。

丹後恵氏。

昭和28年12月29日生。

丹後氏におかれましては、下大樹行政区にお住まいで、現在65歳。平成23年12月22日に教育委員に就任し、現在2期目であります。大変お人柄も温厚であり、また社会教育関係にも精通し、教育行政に対して広い視点からご意見をいただける方として、今回ご提案申し上げるもので、任期については、本年12月22日から令和5年12月21日までの4年間です。

なお、議案下段には、法律の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご審議の上同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件については、大樹町議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、議案第64号教育委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご質疑なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

◎日程第8 議案第65号

○議 長

日程第8 議案第65号大樹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第65号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定をお願いするもので、地方公務員法等が改正され、令和2年4月から施行されることに伴い、新たに制定をしようとするものであります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第65号大樹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、内容を説明させていただきます。

多少長くなりますことをご了承願います。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月から施行され、非常勤職員の任用等に関する制度を明確化するため、会計年度任用職員制度が新設されることになりました。

本条例では、新たに制度化された会計年度任用職員の給与等について定めるものでございます。

条文に入りまして、第1条では、条例の趣旨で、本条例により会計年度任用職員に対する給与及び費用弁償について定めることとするものとしております。

第2条では、会計年度任用職員の給与として、フルタイムの会計年度任用職員には、給料、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当などを支給することとし、パートタイムの会計年度任用職員は、報酬とすることと定めているものでございます。

第3条から第14条までは、フルタイムの会計年度任用職員の給与等について定めております。

第3条になりますが、フルタイム会計年度任用職員の給料は、大樹町職員の給与に関する条例に定める行政職二の給料表を準用すると定めるものでございます。

第4条では、フルタイム会計年度任用職員の職務の級として、別表に定める等級別基準職務表に従い定めるものとしてございます。具体的な例としましては、営繕作業員、牧場作業員などは2級とし、一般的な事務に従事する職員は1級で運用するものとなっております。

第5条では、フルタイム会計年度任用職員の号給を規則に委任するものと定めるものでございます。規則で定める例としましては、一般業務の一般事務職では、1級の11号俸から始まること、また経験年数により12カ月勤務後、翌年も同じ職種で任用する場合は、2号俸昇給させるなどと定めるものでございます。

2ページに移りまして、第6条では、給料の支給を月単位とし、支給日を規則に委任とするものでございます。規則で定める支給日につきましては、職員と同日である当月の20日としてございます。

第7条から第12条までは、フルタイム会計年度任用職員に支給する手当の規定、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当の支給に関する規定を定めるものでございます。このうち、第12条の期末手当につきましては、任用の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について、職員の給与に関する条例を準用し、2.6カ月分を支給すると定めるものでございます。

第13条では、1時間当たりの給与額の算出についても、職員の給与条例を準用すると定めるものでございます。

3ページに移りまして、第14条は、給料の減額として、国民の休日、年末年始の休日などのほか、有給休暇を除く勤務日に勤務しない場合、その勤務しない時間ごとに給与額を減額すると定めるものでございます。

次に、第15条から第24条までは、パートタイム会計年度任用職員についての規定でございます。

パートタイム会計年度任用職員の場合、給料ではなく報酬と定めているものでございますが、第15条の報酬、それから第16条の職務の級、第17条の号給については、それぞれフルタイム任用職員に関する規定を準用すると定めているものでございます。第18条から第20条までは、パートタイム会計年度任用職員に支給する時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬についての規定を定めるものでございます。パートタイ

ム会計年度任用職員に対するそれぞれの報酬算定の率は、フルタイム会計年度任用職員と同じく職員の給与条例と同じとしてございます。

5 ページに移りまして、第 2 1 条は、報酬の支給を月単位とし、支給日を規則に委任するものとしてございます。具体的には、月額で報酬を定めているパートタイム会計年度任用職員は当月 2 0 日、日額または時間額で報酬を定めているパートタイム職員は翌月の 1 5 日と定めるものとしてございます。

第 2 2 条では、1 時間当たりの報酬の算出方法について定めるものとなっております。

第 2 3 条では、報酬の減額として国民の休日、年末年始の休日などのほか、有休休暇を除く勤務日に勤務しない場合、その勤務しない時間ごとに報酬額を減額すると定めるものとしてございます。

第 2 4 条は、通勤に係る費用弁償でございます。職員の給与に関する条例の関係条文に準じて支給するものと定めるものとしてございます。

第 2 5 条では、外国語指導助手などの報酬で、外国語指導助手の報酬は別に定めるものとし、施設補助管理人の報酬については、規則に委任すると定めているものとしてございます。

外国語指導助手については、自治体国際化協会の通称 J E T プログラムにより定められる任用規則に基づく雇用契約により定めるもので、施設補助管理人については、本条例適用に移行した場合、手当等について、現行支給額と相違が発生するため、現行の年間給与支給額を月額報酬に換算する形として支給するものと定めるものとしてございます。

6 ページに移りまして、第 2 7 条は委任条項で、必要な事項を規則で定めることとするものとしてございます。

附則といたしまして、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するもの。

参考となりますが、この条例施行によりフルタイム会計年度任用職員に移行する臨時的任用職員は 1 6 名。1 6 名に係る現時点での試算では、期末手当が約 8 6 0 万円、退職手当組合に係る経費が約 7 6 0 万円、合計約 1, 6 2 0 万円ほどの経費を新たに予算計上していかなければならないものと考えてございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

退職手当のところをちょっと聞き漏らしまして、すみません、もう一度お願いします。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

最後のところのフルタイム会計年度任用職員に係るものですが、退職手当組合に係る経費については約760万円ということになりまして、期末手当と合わせて約1,620万円ほどの経費が必要ということで説明させていただきます。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

第14条の減額の関係なのですが、単純に理解するとして、欠勤した場合に減額しますよということで理解をしてよろしいのですか。

○議長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

第14条につきましては、フルタイムということで、職員と同じく、朝から晩まできちんと期間を定めてといいますか、最長、年度内ですけれども、その期間を勤めていただきたいということで任用する方になるものですから、報酬は月額で給料を支給するものですので、そこで通常決められた休日、それから有給休暇を除いて、議員おっしゃるような欠勤した場合は、その分を減額するという内容になってございます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

総体的なことを伺いますけれども、この地方公務員法の改正というのは、会計年度任用職員制度が創設されまして、特別職、一般職の非常勤職員の任用について厳格化というか、正確になったというような理解をするのですが、大樹町で雇用しているいろいろな職種の方で、この制度が4月1日から施行することによって、この制度に該当しない職員というのはほかにいるという理解なのか、全員がどこかに該当するという理解でよろしいのですか。

○議長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

今、雇用している方については、この会計年度任用職員の中のフルタイムもしくはパートタイムの会計年度任用職員ということで、全員が振り分けされるという形になってございます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ちょっと古いほうの知識でお話して申し訳ないのですけれども、準1、準2という区分があって、準2の方は、扶養手当とか、住宅手当だったか、従前のあれではつかなくて困っているのですよということをお聞きした記憶があるのですけれども、間違っていればごめんなさいですけれども、今度、この制度に移行したときには、そのような準1、準2とかというフルタイムでお仕事されている方については、そのような差というのは、なくなるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

現在の準職員1種、準職員2種の職員については、会計年度任用職員という者の適用ではなくて、この後の条例改正のお願いをすることでありますが、職員に移行するという形になりまして、準1職員は今までも職員と一緒になのですが、準2職員についても、同じにはなりません、多少休暇等の制度については、いい方向に改正していくという形で思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第65号大樹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第66号

○議長

日程第9 議案第66号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第66号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするもので、令和元年の人事院勧告を受けて、11月15日、国家公務員の給与改定が決定いたしました。本町職員の給与についても、従前から国の制度に準拠してきたことから、今回、改正をお願いするものであります。また、地方公務員法の改正による成年被後見人等に係る欠格条項の削除と準職員を本条例に適用させるための改正も行うものであります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第66号大樹町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容を説明させていただきます。

本町を含むほとんどの市町村の職員給与については、国家公務員の給与制度に準拠していますが、人事院勧告を受け、先月15日に国家公務員の給与法の改正が可決成立されたところでございます。

これに合わせて、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正を行おうとするものでございます。また、地方公務員法の改正による成年被後見人等欠格条項の削除と準職員の身分等の変更についてを合わせて改正させていただくものとなっております。

改正条例の説明に先立ちまして、概要を説明させていただきます。

本改正条例は、全3条により構成されており、第1条の改正の主な内容は、給料表の改定、勤勉手当支給率の引き上げの改正、第2条の主な改正内容は、地方公務員法の改正により成年被後見人等が削除されたことから本条例から削除するもの、第3条の主な改正内容は、会計年度任用職員関係条例の整備に伴う改正と勤勉手当支給率の改正となっております。

それでは、条ごとに内容を説明させていただきますので、1ページから13ページにかけての第1条を説明させていただきます。

表中、第13条は、勤勉手当支給率の改正で、下線部分、第13条第2項第1号の改正につきましては、勤勉手当、支給総額の現在の限度額は6月、12月、それぞれ100分の9

2.5でございますが、これを12月支給分について100分の5、0.05カ月分引き上げ、100分の97.5とするものでございます。

表の下段から13ページまでは給料表の改正を行うもので、国家公務員の行政1表の1級から6級までの部分をそのまま準用してございます。引き上げ額は200円から2,000円まで、率にして0.07%から1.39%で、平均では0.1%程度となっております。

14ページをお開き願います。

第2条、表中第12条の期末手当と下段、第12条の2、期末手当の支給制限についてでございますが、15ページにいきまして、第13条の勤勉手当について、成年被後見人及び被保佐人等に該当した場合、それぞれの手当について支給対象から除外または制限すると定めてございますが、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、一律に排除するのではなく、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査する個別審査規定へと適正化され、地方公務員法において成年後見人等が削除されたことから、町の給与に関する条例中の関係条項を削除するものとなっております。

17ページをお開き願います。

第3条になりますが、表中の第3条、給料表では、現在、職員及び準職員1種について行政職給料表で運用してございますが、会計年度任用職員の制度の開始に当たり、準職員第2種についても本給与条例に基づき運用とするものでございます。

現在、準職員2種については、大樹町定数外職員の勤務条件等に関する条項で給料表を定めてございますが、当該表については、国家公務員の行政職俸給表二に準拠している表であり、第3条第1項第2号で追加する行政職二給料表、別表第1の2として運用するものの表については、18ページ中ほどで改正前の「別表第1、行政職給料表」を「別表第1の1、行政職一給料表」に改め、「別表第1の2、行政職二給料表」を追加するものとしてございます。表の中身については、後ほどお目通し願いたいと思います。

17ページに戻りまして、整理しますと、第3条第1号の行政職一給料表は職員と準職員1種で運用するもので、第2号の行政職二給料表は、準職員2種を適用するものと整理しているものでございます。17ページ中ほどの第3項では、準職員2種の職員における職員の職務及び給料表の分類、分類の基準となる標準的な職務の区分を職員などと同様に定めるものでございます。別表は、第3の2として34ページの新たに追加してございますので、後ほどお目通し願いたいと思います。

表中下段、第13条は、勤勉手当の支給総額の限度額の規定で、18ページをお開き願います。

下線部分、第13条第2項第1号の改正では、本改正条例第1条で、6月支給分は100分の92.5、12月支給分は100分の97.5とした勤勉手当の支給割合を、それぞれ100分の95ずつに均等化する内容となっております。

34ページにお移り願います。

附則第1条、この条例の施行の日は公布の日とし、第2条の改正規定については令和元年

12月14日、第3条の改正規定は令和2年4月1日の施行とするもの。

第2項では、第1条の改正規定を本年4月1日から遡及適用することを規定してございます。

簡単に整理しますと、勤勉手当の引き上げ分につきましては、今年度については12月支給分に加えること、勤勉手当の支給割合を6月、12月均等にするのは来年度からとするものでございます。成年被後見人等の改正は、法の施行日に合わせ、本年12月14日から施行するもの。

第2条では、支払い済みの給与は、この改正条例に基づく給与の内払いとみなすことを規定してございます。

参考となりますが、今回の改正により準職員を職員に移行する経費として、給与で約920万円、退職手当及び共済に係る経費で約280万円、合計で約1,200万円ほどの経費を新たに計上していかなければならないと思っております。

また、職員の定数の見直しも必要になりますので、職員定数につきましては、来年3月開会の定例議会において職員定数条例の一部改正を提案する予定となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

前の議案の第65、66号を合わせてですけれども、今回この後一般会計補正予算で勤勉手当等が補正で上げられるのですけれども、令和2年度以降の新年度予算の一般会計で、報酬、給与、手当、一般会計はどれぐらい人件費が膨らむのか。また、他の5特別会計、2つの企業会計を合わせて、総額で、全体で、この改定によりどれだけの人件費が増えていくのか、ちょっと知りたいのですけれども。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

先ほど、会計年度任用職員でご説明させていただきました約1,620万円、それから今回の給与条例の改正の中で約1,200万円と数字につきましては、会計ということではなくて、職員全体での金額になっておりまして、会計に分けるといふことであれば、ちょっと今、手元に資料を持っておりませんので、後ほど集計して報告させていただくという形でご了承願います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

1,620万円と1,200万円ということですが、当然、交付税措置はあると思うのですけれども、どのぐらいの割合なのでしょう。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

給与費につきましては、地方財政計画の中で折り込まれてくるものだと思っております。交付税に具体的にどの程度というのは基準財政需要額の中で、それぞれの経費の中で人件費が入っております。それに加味されてくるものだろうとは思いますが、それぞれの町で人数とかが違ってまいりますので、それに対して国は標準的な額で交付されますので、ちょっと算定は難しいかと思いますが、給与改定と今回の制度改正の部分は、それぞれのいろいろな衛生費とか建設費とかあるのですけれども、その中に加味されてくるものだと考えております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第66号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第67号

○議長

日程第10 議案第67号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第67号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例の制定をお願いするもので、地方公務員法及び地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月から施行され、会計年度任用職員が新設されることに伴い、関係する6つの条例について改正を行うものであります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第67号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

これまでの臨時的任用職員は、職員に準じて服務規程が適用されている一方、分限、懲戒などの処分の規定は適用されないものがありましたが、令和2年4月から導入される会計年度任用職員は、職員と同様の取り扱いとなることから、関係条例の改正を行うものでございます。

第1条では、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正するもので、休職の効果であります。一般の職員は任期の定めがない職員であるため、処分の期間を最長3年と定めてございますが、会計年度任用職員は、任用の際に雇用の期間を定めているため、任用の範囲内とする読み替え規定を定めるものでございます。

第2条では、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正するもので、減給の効果であります。2ページ上段に移りまして、減給の対象とするものが、改正前は給料としているものを、パートタイム会計年度任用職員は報酬であるために、報酬の額に対しても減給の効果を適用するために改正する内容となっております。

第3条では、大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもので、育児休業を取得している職員に対する期末手当等の支給に関する規定でございますが、会計年度任用職員には勤勉手当が支給されないため、支給の対象から除外するために改正するものでございます。

3 ページに移りまして、第4条では、公益法人等への大樹町職員の派遣等に関する条例の一部を改正するものでありますが、地方公務員法の改正に基づく条項及び文言の整理となっております。

第5条では、大樹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するもので、町長、教育長、農業委員会会長などの任命権者は毎年10月末までに職員の任免、職員数、給与の状況などを町長に報告しなければならないとされておりますが、報告対象にフルタイム会計年度任用職員を含めることとする改正となっております。

4 ページに移りまして、第6条では、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正するものでありますが、条例中で参照する地方公務員法で成年被後見人等に関する条項が削除され、号の繰り上げがあったため第2号から第1号へ改正する内容となっております。

下段に移りまして、第7条では、大樹町職員の旅費に関する条例の一部を改正するもので、旅費の支給に関する規定であります。本改正条例の前条と同じく、地方公務員法の改正で、成年被後見人等に関する条項が削除されたため、改正するものでございます。

5 ページに移りまして、附則でございますが、この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条と第7条の規定につきましては、令和元年12月14日から施行すると定めるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第67号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 6 8 号

○議 長

日程第 1 1 議案第 6 8 号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第 6 8 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正をお願いするもので、議案第 6 6 号でお認めをいただいたとおり、一般職員の勤勉手当の支給率が改正され、期末手当と勤勉手当の支給率の合計が年間で 4.5 カ月分となりました。従前から特別職における期末手当の年間支給率につきましても一般職員と同率としてまいりましたので、今回改正をお願いするものであります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第 6 8 号大樹町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正の内容でございますが、町長、副町長、教育長に支給する期末手当の率を一般職の期末手当と勤勉手当を合わせた率と同様に、100分の5、0.05カ月分引き上げるもので、具体的には、現在の4.45カ月分を4.5カ月分とする内容でございます。

それでは、条ごとに説明させていただきます。

第1条でございますが、12月に支給する期末手当の割合を100分の222.5から100分の227.5に、100分の5、0.05カ月分引き上げる内容でございます。

第2条でございますが、期末手当の支給割合を6月、12月、それぞれ100分の225ずつの合計100分の450、4.5カ月分とする内容となっております。

2ページの附則でございますが、附則の第1項、第2項では、この条例の施行日は公布の日としますが、本年4月1日からの遡及適用とすること。第2条の改正規定につきましては、令和2年4月1日の施行とすることとなっております。

整理しますと、期末手当の引き上げ分については、今年度については12月支給分に加えること、期末手当の支給割合を6月、12月を均等にするのは来年度からとするもので、支払い済みの給与は、この改正条例に基づく給与の内払いと見なすことを規定してごさいます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第68号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第69号

○議 長

日程第12 議案第69号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第69号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正をお願いするもので、先の議案でお認めをいただきましたとおり、一般職員の勤勉手当の支給率が改正されたことを受け、特別職の期末手当の年間の合計支給率が改正されました。議会議員における期末手当の支給率につきましても、従前から職員並びに特別職と同じ割合としておりますので、今回改正をお願いするものであります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第69号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の内容について説明させていただきます。

改正の内容でございますが、議会議員に対する期末手当の支給率については、従前から原則として一般職及び特別職と同じ割合としてきていることから、今回も同様に4.45カ月分から4.5カ月分に0.05カ月分引き上げようとする内容でございます。

それでは、条ごとに内容を説明させていただきます。

第1条でございますが、12月に支給する期末手当の割合を100分の222.5から100分の227.5に引き上げ、100分の5、0.05カ月分引き上げるものでございます。

第2条でございますが、期末手当の支給割合を6月、12月、それぞれ100分の225ずつの合計100分の450、4.5カ月分とするものでございます。

2ページの附則になりますが、第1項、第2項では、この条例の施行日は公布の日としますが、本年4月1日からの遡及適用とさせていただくものとなっております。第2条の改正規定については、令和2年4月1日の施行とする内容でございます。

整理しますと、期末手当の引き上げ分は、今年度については12月支給分に加えること。それから、期末手当の支給割合を6月、12月均等にすることにつきましては、来年度からとするものでございます。

なお、支払い済みの給与は、改正条例に基づく給与の内払いと見なす規定を定めているものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第69号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第70号

○議 長

日程第13 議案第70号大樹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第70号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正をお願いするもので、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、今回改正をお願いするものであります。

内容につきましては、住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

楠本住民課長。

○楠本住民課長

それでは、議案第70号大樹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきまして、内容のご説明をいたします。

この条例を改正する主な理由でございますが、成年被後見人等を資格・職種・業務等から

一律に排除する欠格条項を設けている各制度につきまして、心身の状況を個別的に実質的に審査いたしまして、制度ごとに必要な能力の有無を判断する個別審査規定へと適正化するため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、改正するものでございます。

それでは、条文に沿いまして説明させていただきます。

第2条は、登録資格の条項で、第2項は登録を受けることができない、登録から除外する者を定めてございますが、改正前は、「成年被後見人」を除くと定めているものを、改正後は「意思能力を有しない者」と改め、成年被後見人であっても法定代理人が同行した上での本人による申請である場合につきましては、登録資格がある者として取り扱うこととされたことによりまして、改正するものでございます。

第5条第1項第7号におきましては、印鑑登録証明事務処理要領通知の一部改正によりまして、文言の整理といたしまして、「記録」から「記載」へ改めるものでございます。

2ページ目に移りまして、附則でございますが、この条例につきましては、令和元年12月14日からの施行を予定するものでございます。

以上をもちまして、説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第70号大樹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第14 議案第71号

○議 長

日程第14 議案第71号令和元年度大樹町一般会計補正予算(第6号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第71号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町一般会計補正予算(第6号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ1億5,317万5,000円の追加と地方債の補正であります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたささせていただきますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第71号令和元年度大樹町一般会計補正予算(第6号)について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,317万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億2,816万円とするとともに、地方債の変更を行うものでございます。

最初に、資料で説明させていただきますので、4ページをお開き願います。

なお、財源内訳につきましては、特定財源の変更があるものについてのみ説明をさせていただきます。

最初に、議会費、議会費、議会運営経費、職員手当等で14万円の増。先ほどお認めいただきました条例改正に伴う期末手当支給率引き上げ分でございます。

総務費、全体では、3,070万3,000円の増。

特別職給与、給料及び職員手当等で192万円の増。副町長の退任及び就任に伴う増額分

と条例改正に伴う期末手当支給率引き上げ分でございます。

一般職給与、職員手当等から負担金、補助及び交付金まで159万円の増。人事異動及び条例改正に伴う各種手当などの改正分の補正でございます。増の主なものといたしましては、支給対象者92名は当初より変更ございませんが、勤勉手当の支給率改正によるものが45万2,000円、主幹職から課長職へ昇格した3名分の管理職手当68万2,000円の増、人事異動により児童手当の支給対象児童数2名分が増えて16万円の増、これら異動及び人事院勧告に基づく給料表の改正により、退職手当組合負担金が11万3,000円の増という主な内容になってございます。

庁舎管理費、報酬で3万5,000円の増。庁舎清掃嘱託職員の勤勉手当支給率の改定によるものでございます。

総務管理費、賃金から旅費まで50万6,000円の増。賃金では、庁舎清掃準職員の勤勉手当支給率の改定によるもの、それから報償費につきましては、道教育庁から講師をお招きし総合教育会議で講演をいただくための講師謝礼を計上してございます。旅費につきましては、台風19号被害などに対する姉妹都市など、職員派遣に係る旅費分の増となっております。

5ページをお開きいただきまして、企画費、企画調整推進事業、委託料で2,200万円の増。木質バイオマスと太陽光発電等を活用したスマート街区構築事業委託金でございます。財源については、全額、道補助金となっております。

都市間交流推進事業、寄附金で300万円の増。台風19号により大きな被害を受けた交流都市に対して見舞金をお贈りするもので、姉妹都市相馬市に対しては100万円、災害協定を結んでいる大田原市、それから銀河連邦共和国である角田市、佐久市、相模原市に対し、それぞれ50万円をお贈りするものでございます。

電子計算費、電算システム整備事業、委託料で130万5,000円の増。これまで臨時職員は賃金で経理しておりましたが、地方自治法等の改正により臨時職員は会計年度任用職員に移行し報酬からの経理となるため、7節賃金を廃止するための財務会計システムの改修費用でございます。

賦課徴収費、町税還付金、償還金、利子及び割引料で30万円の増。法人税等の還付が当初見込みより増えていることにより、増額をお願いするものでございます。

戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理事業、使用料及び賃借料で4万7,000円の増。個人番号カードの交付に用いる統合端末2台の賃借料でございます。財源につきましては、端数を除き国庫補助金で賄われるものでございます。長期継続契約で24カ月の賃貸借を見込んでおりますが、納期に3カ月程度要するため、今年度は3月、1カ月分を計上してございます。これは、年度末、年度始めの住民異動の多い時期に対応しようとするものの1カ月分の計上となっております。

民生費、発達支援センター費、発達支援センター運営費、職員手当等で28万1,000円の増。条例改正に伴う人件費の増額でございます。

衛生費、健康づくり推進費、健康推進事業、負担金、補助及び交付金で59万円の増。帯広厚生病院運営費補助金の増となっております。

6ページをお開きいただきまして、労働費、労働諸費、通年雇用促進支援事業、工事請負費で542万3,000円の増。例年実施しております季節労働者等の冬期就労の場として実施を予定しております。今年度は、芽武地区農業用排水路の支障木伐採で、延べ人数で140名程度の雇用を想定しております。

農林水産業費、全体で1億1,207万円の増。

農業委員会費、農業委員会運営事業、共済費と賃金で16万3,000の増。臨時職員の変更により通勤手当額などが不足し、増額となるものでございます。

農業振興費、北海道中山間地域等直接支払推進事業、負担金、補助及び交付金で30万2,000円の増。財源につきましては、国2分の1、道4分の1の補助金で22万7,000円の増。補助対象面積の変更によるものでございます。

畑作構造転換事業、負担金、補助及び交付金で621万1,000円の増。財源は、全額が国道支出金で621万1,000円の増でございます。国の予算に余剰が見込まれるため、追加要望の受け付けがあり、今回承認を得たため、農業機械の追加購入を進めるものでございます。

産地パワーアップ事業、負担金、補助及び交付金で9,679万6,000円の増。財源は、全額が国道支出金で9,679万6,000円の増でございます。大樹町産地パワーアップ計画の承認により、高性能機械のリース導入による適期収穫を行うため導入を進めるものでございます。

牧場管理費、牧場管理運営費、職員手当等と需用費で200万円の増。職員手当等は、条例改正に伴う準職員の退職手当の増が2万8,000円で、需用費は燃料費で価格高騰によるもの、それと修繕料で197万2,000円の増となっております。

農地費、土地改良一般管理費、負担金、補助及び交付金で141万8,000円の増。財源は過疎債で140万円の増。上大樹地区道営農地整備事業で労務費と資材費の高騰によるものと電柱移設費の増などにより、町負担金が増となるものでございます。

7ページに移りまして、水産振興費、秋さけ定置漁業緊急支援事業、負担金、補助及び交付金で518万円の増。本町の大宗漁業であります秋さけ定置漁業が11月に今年度の漁期が終了し、3年連続の記録的な不漁となったものであります。秋さけ定置漁業者が漁獲金額に応じて負担している一般社団法人十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会会費の負担割合が不漁により今年度から特例措置で2%増加したことで漁業者の負担が増え、漁業基盤の不安定化が懸念されることから、緊急的に支援を行おうとするものでございます。

商工費、観光施設費、晩成温泉維持管理費、需用費で150万円の増。木質チップの価格改定と来場者の増加による燃料費の増でございます。

土木費、住宅建設費、日方団地建設事業、財源の組み替えで増減はございません。当初予算では、交付税措置のない起債の借入れを予定してございましたが、普通交付税が当初の

見込みより多く交付されたため、借り入れを行わず、一般財源で賄おうとするものでございます。

教育費、全体では173万1,000円の増。

学校管理費、小学校の学校管理費、報酬と職員手当等で3万6,000円の増。学校管理費、中学校の学校管理費、報酬で3万5,000円の増。以上、校務員の報酬について勤勉手当支給率の改正に伴う補正でございます。

学校給食費、給食調理事業、職員手当等から役務費まで76万6,000円の増。職員の給与改定に伴う人件費の補正と、役務費につきましてはチャタテムシ対策のため、調理場ダクト内の清掃の費用を計上してございます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。

保健体育総務費、社会体育推進事業、需用費から寄附金まで89万4,000円の増。B&Gのリース車両として使用していた電気自動車をリース期間満了により買い取るための備品購入費、車検に係る経費を計上してございます。寄附金につきましては、多くの海洋センター所在自治体が本年の台風により被災しているため、全国のB&G関係自治体が連携し、被災地を支援するための見舞金を計上してございます。

諸支出金、全体では73万7,000円の増。

事業会計繰出金、介護サービス事業特別会計繰出金32万円の増。

公共下水道事業特別会計繰出金86万3,000円の増。

特別会計出資及び補助金、病院事業補助金、負担金、補助及び交付金で44万6,000円の減。

続きまして、歳入について若干説明させていただきますので、事項別明細書の12ページ、13ページをお開き願います。

11款の地方交付税の補正につきましては、普通交付税額の確定によるものでございます。

中ほどの16款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金は、エネルギー地産地消事業化モデル支援事業の補助金として、スマート街区構築事業の財源となるものでございます。

19款の繰入金につきましては、普通交付税額の増による財源不足の減少によるものでございます。

22款町債のうち、過疎債は上大樹地区道営農地整備事業の事業費増によるもので、土木債は普通交付税の増により借り入れをやめるものでございます。

8ページに戻りまして、以上、合計で補正額1億5,317万5,000円の増。財源内訳につきましては、特定財源の国道支出金で1億2,528万円の増、地方債4,460万円の減、特定財源の合計では8,068万円の増で、一般財源が7,249万5,000円の増となるものでございます。

次に、第1表、歳入歳出予算補正を説明させていただきますので、2ページをお開き願

ます。

歳出合計、補正前の額66億7,498万5,000円、補正額、1款議会費から13款諸支出金まで1億5,317万5,000円の増、補正後の歳出合計68億2,816万円。

続いて、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額66億7,498万5,000円、補正額、11款地方交付税から22款町債まで1億5,317万5,000円の増、補正後の歳入合計68億2,816万円となるものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

第2表、地方債の補正について説明させていただきます。

今回は地方債の変更で、起債の目的、臨時財政対策債の限度額を156万8,000円減額し1億2,843万2,000円に、過疎対策事業債は上大樹地区道営農地整備事業に充当するもので140万円増額し2億9,310万円に、公営住宅建設事業は普通交付税額の増により借り入れをとりやめ、4,600万円を減額するもので、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第71号令和元年度大樹町一般会計補正予算（第6号）の審議については、会議規則第54条ただし書きの規定を運用し、歳出のみ、款ごとに質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号令和元年度大樹町一般会計補正予算（第6号）については、歳出のみ、款ごとに審議を進めることに決定しました。

それでは、令和元年度大樹町一般会計補正予算事項別明細書（第6号）の歳出、14ページ、15ページ。

始めに、1款議会費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

続いて、2款総務費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

先ほどの行政報告の続きになるのですけれども、企画費の委託料で、できれば委託先の企業名と、これが認められたら、いつごろ契約を交わすのか、まずお聞きしたいです。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

スマート街区構築事業の委託料の関係でございますが、委託先の事業者名ということでございますが、これから提案をいただきましてプロポーザルを実施いたしまして事業者と契約を結ぶという形になっておりますので、現段階では、まだ委託先は決まっております。

スケジュールでございますが、今回のプロポーザルを実施するに当たりましての参加表明につきましては、12月5日日本日までという形になっておりまして、今後、プレゼンテーションによります審査につきましては12月12日に実施することといたしまして、今月中に契約のほうを締結したいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

期間が本当に短い中で行われるのですけれども、それで、先ほど行政報告も聞いたのですけれども、やっぱり庁舎の総額が決まっていない中で、それでスマート街区と2つの公共施設をやっていく中で、お金はどうするのだということでは、基金を充てたり、100%の補助金、そして過疎債を借りていくわけですけれども、今現在の中で、例えば起債の償還計画を見ましても、一般会計だけで、令和元年で元金入れて約7億8,000万円の状態なのですよね。これが、例えば下水道、水道、病院、全部入れると10億円を超えてしまうのですよ。この10億円を超える数字が令和4年まで続くのですよね、こういった形で。町税は大体8億円から9億円で、そういった中で今後これが実施されると、一般会計だけでも恐らく10億円を超えると思うのですけれども、そういった具体的な、例えば償還計画とか、入れた場合、そういう見積もりをされているのかどうか、それを聞きたいのですけれども。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

償還計画につきましては、一応概算の数字を当て込んで償還がどうなるかというようなシミュレーションはしておりまして、起債制限となる18%を超えるような状態に、まともに行きますとする場合もありますので、繰上償還も含めまして財政指標の健全化を図りながら償還していかなければならないなというふうに見込んでいるところでございます。

庁舎の借入れを考えております公適債、公共施設等適正管理推進事業債につきましては、銀行等縁故でございますので、繰上償還が可能でございますので、繰上償還も交えなが

ら償還していかないとならないかなと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。それでも、先ほどの条例改正で、会計年度任用職員に移行すると令和2年からは人件費がぐっと増えてきますし、多分それに伴って需用費、委託費もおのずと、経常経費が膨らんでくるのですよね。基金も限られていますので、なかなか大変な状況が続くと思うのです。これが一般会計で償還が10億円、12億円、今は金利が安いですがけれども、これから進めていく中で町長にお願いしたいのは、やりくりの中でシミュレーションしていく中で、例えば町民とか職員の人件費等に今後影響が出るのであれば、この事業をやることによって影響が出る、これは100%出ますけれども、その附帯事業で影響が出るのであれば、私はやめてほしいと、そんな思いを町長に持ちながらこの事業を進めてほしいのですが、最後に町長、お願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいまスマート街区の事業にかかわっての財源の在り方、または償還の目処等についてのご質疑をいただいております。

私どもも、この事業に手挙げをして採択をするための申請をした段階から大樹町にとっても非常に有効的な事業であるというふうには思っているところでもあります。また、先ほど報告させていただきましたとおり、非常に財源的にも有利な事業だなというところでもあります。ただ、だからといって大樹町のこれからの財政運営に支障を来すようなことがあってはならないと思いますし、議員ご指摘のとおり、人件費等に影響が出るなんていうことについては、そういうことに至らないように、その思いは強く持っておりますので、私どももこれからの財政運営も含めてトータル的に運営していく中で適切な財政運営を図っていきたいというふうに思っております。

○議 長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

それでは、次に、14ページから17ページ、3款民生費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

それでは、続いて、4款衛生費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

続いて、5款労働費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

続いて、6款農林水産業費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ページ17の6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節の補助金なのですが、説明にありました畑作構造転換事業補助金の621万1,000円につきましては国道支出金であり、農業機械を購入する目的だということで交付されるものですが、具体的な機械の購入内容と数量等を説明いただきたいと思います。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

導入する高性能省力作業機械でございますが、3台でございます。3台で、事業費が1,142万2,000円となっております。馬鈴しょ防除用のブームスプレーヤーが1台、てん菜用のパワーハローが1台、てん菜用のプランターが1台となっております。

○議 長

ほかにありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

これは、共同所有になるのか、個人所有になるのか、そこをもう一つお聞かせください。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

個人所有になります。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

続いて、同じく17ページの6款3項水産業費の1目水産振興費の19節補助金なのですが、秋さけ定置漁業緊急支援事業補助金として518万円を一般財源で支出する予定であります。負担金の一部を補助するということでもありますけれども、先ほど説明ありました2

%で計算しますと、もともとは漁業者、また漁組が2億5,000万円ぐらいは毎年負担金を支払っていたと。その2%ですから、今年は2億5,000万円に対して2%の500万円ぐらい追加負担が課せられたので、その分を一般財源で負担するのだという理解でよろしいですか。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

秋さけ定置漁業者が負担する額は、毎年、漁獲金額の6.9%を支払っていますので、今年で言いますと2億5,868万9,000円の6.9%の1,784万9,000円を十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会に負担するものでございます。今年、町が負担する額につきましては2億5,800万円の2%ということで、518万円となっております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、漁獲高に応じて毎年6.9%がノルマだという理解でよろしいですね。

そうすると、今、不漁なのですが、数年前は、例えば多いときにはもっともっと大きな金額を負担してきたということになると思うのですが、今、非常に秋さけ漁だけではなくて、定置漁業が非常に、数年間不振が続いている状況にあります。今、私は漁業者に対する負担の増があったということを否定はしませんけれども、このことで言いますと、僕は自治体とか漁業者ではなくて、できれば、定置網漁業が非常に、不振が続いている中で考えますと、国が率先してここに予算をつぎ込んで水産業の将来的な展望を見出すようなことが必要でないかと思っておりますので、例えば今回一般財源で補填をする、これは結構だと思っております。2%が3%になってもいいのかなと思っております。

ただ、この事業の全体でいうと、町長にお伺いしたいのですけれども、これは道とか国がもっと積極的にここに予算を計上するべきでないかというふうに、これは今年度補正予算で間に合うかどうかわかりませんが、次年度以降もここにもっと力を注いでいくような事案でないかというふうに思うのですが、その辺いかかでしょう。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

議員ご承知のとおり、大樹町でいえば、大宗漁業であります秋さけが、ここ近年不漁が続いているところでもあります。その中でも、サケの採卵をして、授精して、ふ化をさせて、放流して、その回帰を待つというのが秋さけの仕組みであります。その回帰率等も含めて、今現在、漁がままならない、戻ってくる魚が少ないという理由をつかむことにいろいろな国、道の試験場等も含めて研究をしているところですが、はっきりした原因究明ができないという状況にはあります。

このまま行きますと、先ほどの説明でもありましたとおり、漁獲高が減っているということで、さけ・ますのふ化事業そのものが財源的に回らなくなるということもあって、今回それぞれの負担率、2%の増加があったというふうに思っております。今回、お認めいただければ、大樹町の負担部分については、518万円ですが、令和元年度は負担をしていきたいなというふうに思っているところです。

今後、国、道、それぞれの役割がありまして、ふ化事業を推進している立場、または水産試験等を通じて効率的なふ化事業の研究開発をしているのも国、道でありますので、そういうところにも働きかけていく必要はあるというふうに思っておりますし、さらに効率が高くなるような、そういう取り組みに対してしっかりと財源的な、または研究等も含めて、支援体制をつくっていくというところも私ども沿岸の4町3単協を通じて、十勝から声を大にして、国、道には訴えていきたいというふうには思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、町長から回答をいただきました。釈迦に説法ではありますけれども、以前は、大樹漁業組合の漁獲高も20億円は超えていないかもしれませんが、それに近いような漁獲高があったというふうに、定かではありませんが承知しています。ただ、ここ数年は10億円を切っているのではないかとこのように思われます。そういう状況の中で、非常に漁が順調なときに一部漁業者に対する負担という話はあったのかもしれませんが、非常に生活まで脅かされるような厳しい状況のときに負担増というようなのは、僕は国や道に対する不信の念があります。

今、町長が言われましたように、やはりこれは日本北海道の十勝の第一次産業の根幹、農業、水産業、林業の1つでありますから、もっと国や道が積極的に将来展望を目指すところに力を入れていくべきことは、これは声を大にして言わざるを得ないというふうに思いますので、町長からもその方向付けをいただきましたので、ぜひ、あらゆる機会を利用していただきまして、漁業の振興に対する国、道の支援体制のなお一層の確立に向けての取り組みをお願いしたいというふうに思って、終わります。

○議 長

それでは、ほかに。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

牧場管理費ですけれども、燃料費97万2,000円と修繕料100万円の詳細についてもう少し知りたいのですけれども。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

まず、燃料費97万2,000円の増額でございますが、現在の予算額が380万円、執行済額が現在のところ265万円で、これから支出する1月から3月の燃料費の過去3年の平均を出しまして211万6,000円、こちらのほうを見込みまして、差額で97万2,000円ということになってございます。こちらのほうは免税軽油、軽油、ガソリンの値段を積算したものでございます。

次に、修繕料でございますが、こちらのほうは当初予算で811万9,000円を見ておりますが、既に790万円を支出しておりまして、残額は20万円になってございますので、これからの経費を見込みまして100万円の増としたものでございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

内容はわかりました。特に修繕料ですけれども、特段、これについて、この機械とか、修繕についての特化した数字ではなくて、あくまでも全体の数字の中で不足になるだろうという数字なのでしょうか。何か今後大きく修繕が出てきて100万円という数字を上げたのか、それについてお願いしたいのですけれども。何か予算の上げ方がちょっとおかしいと思うのですけれども、アバウトで。どうでしょうね。

○議 長

佐藤町営牧場長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

当初、予期しておりませんでしたトラクターなり、マニアスプレッダーなり、モアコンなりの作業機械の故障が今年は特に多くて、予算の範囲内におさめることができなかったというのが実情でございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、18ページ、19ページ、7款商工費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

燃料費、晩成温泉の関係ですけれども、150万円というのはチップの値段だと思っておりますけれども、それは運賃も入っているのか。運賃込みで当初はどれぐらいで、今回はどのぐらいの改定なのか、値上げ幅を知りたいのですけれども。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

今回、チップ代の値上げがあったということで、値上げ幅の関係ですが、もともと従来は立米当たりの単価が4,250円、今回は680円アップいたしまして4,930円となっております。運賃につきましては870円で改定はございませんで、据え置きとなっております。運賃込みで5,120円、そのうちチップ代が4,250円、運賃が870円の従来価格が、今回の改定によりまして、運賃込みで5,800円、そのうちチップ代が4,930円、運賃が870円という形で、680円のアップとなっております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

運賃は、今回は据え置きというのですけれども、ひょっとしたらこれもまた上がってくるのではないかと思うのですけれども。それと4,250円から4,930円ということで、1割ちょっとぐらい膨らんでいるのですけれども、この幅というのは平成29年から町でチップの金額を払ってきているのですけれども、一番最初の計画は、灯油が96円で、5,000円でスタートしたと思うのですよ。今はこれだけ膨らんでいるのですけれども、それと計算して、化石燃料と比較した場合、今の段階で、エネルギーベースでいったら、まだ木質が安いという計算なのか、化石燃料より超えている形になっているのか、それについて知りたいのですけれども。

○議 長

暫時休憩。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時41分

○議 長

会議を開きます。

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

チップの価格と重油価格との差の分でございますが、平成29年4月現在では重油価格が76円という価格になっておりましたが、現在では重油価格93円という形で重油価格が高騰しているという状況になっておりまして、もともと晩成温泉につきましては、A重油は年間10万Lぐらいの燃料を焚いていたというところもありますので、平成29年4月頃でございますと、重油の価格に換算しますと760万円ぐらいという形になりますが、現段階での

重油価格で換算しますと930万円くらいという形になっておりますので、町が燃料を購入した場合とチップを購入した場合とでは、現段階では大体同等ぐらいの価格という形になっております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これからいろいろ資材高騰の中で、恐らく6,000円台に突入するのではないかと思うのですけれども、今の社会情勢でいったら、5,800円というのは妥当の数字なのか、6,000円を超えてくると、先ほどスマート街区で木質バイオ計画をやろうとした中で、かなり影響は出てくると思うのですよね。その辺について、最後お聞きしたいのですけれども。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

チップの価格につきましては、原木価格に影響されるという形になっておりまして、もともとチップを導入した頃につきましては原木価格が立米当たり4,300円くらいという価格になっておりますが、今現在、チップに使っている原木の価格が6,000円くらいで取り引きされているという形で、少し値上がりしているというのが、今回の値上げの部分でもありますので、原木の価格、もしくは原木の質などにもよって、今後チップの値段も変わってくるのかなというふうな考えを持っております。

以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

続いて、8款土木費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ここで言っているのか、歳入のところでお聞きしていいのか、ちょっとわからないのですけれども、組み替えしておりますよね。通常は起債を借りて役場の事業は事業運営していくと思われるのですが、組み替えの効果というか、財政的な効果か何かがあって組み替えされていると思うのですが、その具体的な効果の金額というのは、いかほどなのでしょう。または、そうでないよという理由がありましたら、それはそれで私の勘違いですので、お知らせいただきたいと思います。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

公営住宅事業債につきましては、交付税の措置のないもので、まるっきり返さなければならぬ起債でございまして、当然起債で返しますと利息分が上乗せになってくると。今、低金利ですので、利息の負担というのは大きくはないのですが、それでも負担の分があるということと、それから、今回、普通交付税が予定よりもあったというところでは、当初予算を組むときは起債を借りる予定で予算を組んでおりますけれども、実際、運用していく中では今年度中にその分の今年の建設事業費に関しては支払えるということで、将来に負担を残さずに単年度で収支をしてしまうということで、利息の分と将来負担をなくすという部分では効果があるものだと思っております。

○議 長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

続いて、10款教育費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

公用車両の購入、備品購入費ですけれども、リース期間を終えたので買い取るというふう聞いたのですが、リース期間はどのぐらいで何年なのかということと、走行距離ですけれども、当初、新しく来たときと今とでは走行距離はどのぐらいなのかという、そのことをお聞きしたいと思います。そのほかに、これは電気自動車ということですので、バッテリーの消耗はあるので、その中でバッテリーの交換はされたのかどうか、まずもって伺いたいと思います。

○議 長

村田社会教育課長。

○村田社会教育課長兼図書館長

電気自動車のリース期間でございますが、賃貸は平成29年4月から来年の3月27日の3年間ということになっておりまして、完全な電気自動車ということで、B&G財団から無償提供されたものでございます。走行距離は3年間で1万991キロとなっております。新しい車として無償提供いただいたもので、まだバッテリー器機等の交換等の修繕等はありません。

以上でございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

全体の走行距離は1万900キロということですのでけれども、1回走行するとどのくらい走れるものなのでしょうか。

○議 長

村田社会教育課長。

○村田社会教育課長兼図書館長

フル充電いたしますと、大体180キロから200キロという表示が出ますが、ただこの時期、例えば暖房をつけたりとか、夏は冷房をつけたりとかしますと、やはり走行距離が短くなるということで、その表示された距離丸々走れるかというのは、またちょっと違いますけれども、大体100キロから150キロ程度走るといって、なくなったら随時充電してというような形で使用しております。

以上でございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

100キロから150キロと、大樹町から帯広市往復ということになったら、ちょっと心もとない気がするのですが、近距離のみという感じかな。もうちょっと1回の走行距離を確かに冬とか夏とか、北海道はどっちも使うから、だから全く何もないといたら本当に秋か春ぐらいでないかなと思うのですがけれども、もっと延ばす何か手立てというのは、今の状況では可能なのでしょうか。

○議 長

村田社会教育課長。

○村田社会教育課長兼図書館長

私もちょっと車のことは詳しくないので、どうしたら延びるのかというのはわからないのですが、できるだけそういった、例えば夏もできるだけ冷房をつけないような形とかというような努力はしておりますが、この時期ですとやはり寒いので、どうしても暖房を使ったりというようなことでは使用させていただいております。

ただ、今回の車、ワゴンの7人乗りでございますが、教育委員会は結構体育施設等とか海洋とかの関係で荷物とかも積んだりするものですから、そういった大きな車が必要でございますが、非常に使い勝手がいいということで使っておりますので、そういった形で今回購入させていただければということで、お願いさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

使い方暖房を使うとか、冷房を使うとかということではなくて、今は電池の性能もよく

なっていますので、そういう性能のいい電池に交換したらいかがでしょうかという提案をしたいのですけれども、どうでしょうか。

○議 長

村田社会教育課長。

○村田社会教育課長兼図書館長

ちょっと調べてみて、可能かどうか、申し訳ありません、私わからないのですけれども、もしそういうことが可能なのであれば、バッテリー等の交換等も含めて検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、20ページ、21ページ、13款諸支出金の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

続いて事項別明細書、12ページ、13ページ、歳入についての質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、歳出全般についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第71号令和元年度大樹町一般会計補正予算(第6号)についての件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時05分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第15 議案第72号

○議 長

日程第15 議案第72号令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第72号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ88万6,000円の追加補正であります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

それでは、議案第72号令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ88万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億9,398万6,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

歳出。

1款1項ともに居宅介護サービス事業費、1目通所介護費、補正額276万7,000円

の増。主なものとして、老人デイサービスセンターの人事異動による準職員賃金の増額です。

次に、2款1項ともに介護老人福祉施設事業費、1目介護老人福祉施設費、補正額18万8千1,000円の減、7節賃金は、特別養護老人ホームの人事異動により準職員が1名減ったことによる減額、13節委託料は、新規事業、予防投与委託業務を52万8,000円計上いたしました。

これは、入居者がインフルエンザを発症した際、施設内の感染拡大を防ぐために医師の判断、指示により抗インフルエンザ薬を入居者、職員に一斉に予防投与するものです。当苑では、インフルエンザの予防対策として、予防接種を入居者、職員全員に実施し、ほかにも様々な予防策をとっていますが、万が一入居者に感染者が出ますと、高齢者施設の特徴から感染が拡大しやすく、また入居者は呼吸器や心臓などの持病を有する方が多いため、重症化しやすく、命に関わるリスクが高まります。これは厚労省のガイドライン、日本感染症学会の提言などに基づいた対策であり、医師の医学的管理のもと、迅速に対応できるよう、平時からの準備が重要と考え、予算を計上させていただきました。内訳は、1件当たり6,240円、診察料、薬剤料などが含まれます。医療保険適用外のため、全額自費となります。入居者は約半額の3,000円補助で49名分、職員は全額補助で61名分として算出いたしました。

次に、6、7ページの歳入をお開きください。

歳入。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額32万円の増です。

4款1項1目ともに繰越金、補正額56万6,000円の増。

次に、総括、5ページの歳出をお開きください。

歳出。

1款居宅介護サービス事業費と2款介護老人福祉施設事業費、歳出合計、補正前の額3億9,310万円、補正額88万6,000円の増、計3億9,398万6,000円となります。

次に、4ページの歳入をご覧ください。

歳入。

3款繰入金と4款繰越金、歳入合計、補正前の額3億9,310万円、補正額88万6,000円の増、計3億9,398万6,000円となります。

以上で、説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第72号令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第73号

○議 長

日程第16 議案第73号令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第73号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ86万3,000円の追加補正であります。

内容につきましては、建設水道課長より説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第73号令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして説明させていただきます。

今回の補正は、第1条で、歳入歳出それぞれ86万3,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額をそれぞれ4億3,067万2,000円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開き願います。

3、歳出。

2款事業費、1項下水道整備費、1目下水道建設費、補正額86万3,000円の増。これにつきましては、2節給料から4節共済費まで、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改定の差額分と人事異動に伴う職員給与費の補正でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で、補正額86万3,000円の増。

次に、5ページの総括の歳出をお開き願います。

総括の歳出で、補正前の額4億2,980万9,000円、補正額、2款事業費で86万3,000円の増、補正後の歳出合計4億3,067万2,000円。

続きまして、歳入をご説明いたしますので4ページをご覧くださいと思います。

総括の歳入。

歳入合計、補正前の額4億2,980万9,000円、補正額、4款繰入金で86万3,000円の増、補正後の歳入合計4億3,067万2,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第73号令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第74号

○議 長

日程第17 議案第74号令和元年度大樹町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第74号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町水道事業会計補正予算（第1号）をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額についての過年度分損益勘定留保資金から補填する額を6,955万3,000円に改め、収益的支出の予定額を30万4,000円追加、第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額についての過年度分損益勘定留保資金から補填する額を2億8,763万5,000円に改め、資本的支出の予定額を18万7,000円追加、第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を49万1,000円追加するものであります。

内容につきましては、建設水道課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第74号令和元年度大樹町水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

第1条、令和元年度大樹町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条の収益的収入及び支出では、「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額6,955万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,955万3,000円で補填するものとする。」に改めることとし、補正額は収益的支出を30万4,000円増額するものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第3条の資本的収入及び支出では、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2

億8,763万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億8,763万5,000円で補填するものとする。」に改めることとし、補正額は資本的支出を18万7,000円増額するものでございます。

第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を49万1,000円増額し、3,820万5,000円に改めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、11ページ、12ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費、補正予算額30万4,000円の増。ここでは、手当から賃金まで、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う差額分と人事異動に伴う職員給与費の補正でございます。

次に、9ページ、10ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

損益勘定留保資金30万4,000円の増。

次に、15ページ、16ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産取得費、補正予算額18万7,000円の増。ここでは、給料から退職手当負担金まで、大樹町職員の給与条例の一部改正に伴う差額分の補正でございます。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

損益勘定留保資金18万7,000円の増。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第74号令和元年度大樹町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第75号

○議 長

日程第18 議案第75号令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第75号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収入支出それぞれ123万1,000円の追加、第3条の資本的収入及び支出では、収入支出それぞれ39万3,000円を追加するものであります。

内容につきましては、町立病院事務長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

小森町立病院事務長。

○小森町立病院事務長

それでは、議案第75号令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出では、ともに123万1,000円の増額をお願いするものであります。

第3条、資本的収入及び支出では、ともに39万3,000円を増額し、収入を4,524万7,000円に、支出を4,658万7,000円にそれぞれ改めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明させていただきますので、10ページ、1

1 ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費、補正予算額はゼロ。これにつきましては、来年1月から採用を予定しております常勤医師1名の給料、それから職員の人事異動及び給与条例の一部改正による増額分を反映させたほか、各種手当、賃金、法定福利費をそれぞれ精査し、当初見込んでいた給与費を見直ししております。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。

3 目経費202万円の増額。これは、来年1月からの常勤医師採用に伴いまして旧副院長住宅の修繕を行っております。今後予定している修繕とそれ以外に医療機器等の修繕が必要となった場合に予算不足となることから増額し、諸会費では、医師会登録に必要な経費を増額しております。

6 目研究研修費では、研究雑費5万円の増額となっております。

2 項医業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利率の見直しがございまして、83万9,000円の減額となるものです。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1 款病院事業収益、1 項医業収益、2 目外来収益207万円の増。これは、今後の外来収益増を見込んだものでございます。

下に行きまして、2 項医業外収益、2 目他会計負担金83万9,000円の減。これは、企業債利息の減額に伴う一般会計負担金の減額でございます。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目有形固定資産購入費9,000円の減。これは執行残による減額となっております。

2 項企業債償還金、1 目企業債元金償還金につきましては、病院改築事業に係る企業債見直しにより償還元金の増加による増額となっております。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1 款資本的収入、1 項1 目ともに一般会計負担金39万3,000円の増額につきましては、執行残の減額及び企業債償還金負担金の増額によるものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

13ページの建物修繕費ですけれども、旧副院長住宅の修繕費ということですが、これで全てが終わるのか、一部修繕で終わるのか、新年度に向けて新たにまた、そういう費用が発生するのか、お聞きしたいのですけれども。

○議 長

小森町立病院事務長。

○小森町立病院事務長

旧副院長住宅の修繕でございますけれども、今、12月末に小児科の医師が着任の予定で準備を進めております。入居するに当たりまして、築25年が経過しているものですから、クロス、それから水回り等の部分を含めまして、今修繕を行っているところでございます。

入居に際して、さしあたり、今後生活できる環境をまず整えるということを目的に行っておりまして、築25年経過しているということで、外壁は一度過去に塗装しているものですが、屋根の部分の塗装をしておりません。それから、外側に囲っております松の木というのでしょうか、それがかなり伸びていまして、それらの剪定も必要かなということで今考えておりまして、そちらにつきましては、新年度の予算でお認めいただければ実施したいなという考えは持っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、長年期待していました小児科が開業しますので、今回は改めて水回りと内部ということなので、新年度でしっかりと計画を組んで予算を出していただいて、医師が住みやすい状況を整えていただきたいと思います。

終わります。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第75号令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2

号) についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案 76 号

○議 長

日程第 19 議案第 76 号大樹町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第 76 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてをお願いするもので、過疎対策のために実施しようとする事業を追加することについて北海道知事との協議が整いましたので、今回ご提案を申し上げるものであります。

なお、参考として、法の関係条文を抜粋して掲載しておりますのでご確認をお願いするとともに、内容につきましては、企画商工課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

議案第 76 号大樹町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明させていただきます。

本計画は、平成 28 年度に制定をさせていただきます、この市町村計画につきまして内容の一部の変更をお願いするものでございます。

参考としまして掲載しております過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項では、議会の議決を経て市町村計画を定めることができ、同条第 7 項で市町村計画の変更について第 1 項を準用するとされていることから、議決をお願いするものでございます。

今回の変更は、自然エネルギーを利用するための施設を加えるものでございます。

なお、市町村計画を変更する場合は、あらかじめ道に協議することとされており、本年 1 月 22 日に異議なしとの回答を得ております。

それでは、次のページをご覧ください。

表の左側は変更前、右側が変更後の内容でございます。下線部分が変更箇所でございます。区分10のその他地域の自立促進に関し必要な事項中、変更前は「地球温暖化の防止の観点から環境の負荷を抑える。」としておりますが、役場新庁舎に導入する地中熱エネルギーを活用した冷暖房設備が過疎債の対象となることから、計画本文の記述を表右側のとおりに変更するもので、要約いたしますと、「公共施設等における再生可能エネルギーの活用促進と二酸化炭素の排出抑制及び役場新庁舎に地中熱エネルギーを活用した冷暖房設備の導入を目指す」という内容でございます。

また、事業計画の表中の事業名に「(1) 自然エネルギーを利用するための施設」、事業内容に「地中熱利用冷暖房設備新設」、事業主体に「町」を追加するものでございます。

次のページをご覧ください。

過疎地域自立促進計画の参考資料でございます。「役場新庁舎の地中熱利用冷暖房設備新設」を追加したものでございます。事業期間は、備考欄に記載のとおり令和2年度から令和3年度となっておりますが、概算事業費につきましては、過疎地域自立促進計画の計画期間であります令和2年度までの金額を記載しております。

なお、金額は基本設計段階のものでありまして、実際の事業執行に当たりましては、当該年度の予算審議等で議会にお諮りさせていただくこととなるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第76号大樹町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案77号

○議 長

日程第20 議案第77号工事請負契約の締結についての件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第77号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結についての議決をお願いするものでありますが、先の議会で今年度分の補正予算、令和2年度分における債務負担行為の議決をいただいております防災行政無線デジタル化整備事業に係る工事請負契約であります。

工事名は、大樹町防災行政無線デジタル化整備工事（電気通信工事）。

工事の施工場所は、大樹町内一円。

契約方法は、指名競争入札。

契約金額は、2億7,302万円。

契約の相手先は、勝海・神山特定建設工事共同企業体。代表者、広尾郡大樹町字下大樹189番地25、勝海電気株式会社、代表取締役、勝海敏正。

工事内容は、防災行政無線デジタル化整備に伴う電気通信工事で、統制局（役場）、遠隔制御装置（消防署）、光地園基地局（アンテナ）を各1カ所、車載型無線装置20台、携帯型無線装置15台、屋外拡声局15カ所、戸別受信機（録音機能付、ラジオ機能付）2,800台、文字表示機（戸別受信機接続型）20台。

工期は、契約の翌日から令和3年2月26日までであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

文字機能付の受信機なのですが、これは戸別受信機に接続型と書いているのですが、ラジオはどうか知らないけれども、文字機能については録画機能というのかな、そういうような仕組みにはなっているのでしょうか。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

受信機のほうの録音機能はございますけれども、こちらの文字表示のほうについての保存機能はございません。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第77号工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長

お諮りいたします。

議事運営の都合により、明日12月6日から12月8日までの3日間、休会としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日12月6日から12月8日までの3日間、休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

散会 午後 2時40分

令和元年第4回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和元年12月9日（月曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
総 務 課 参 事	林 英 也
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 厳 則
企画商工課参事	大 塚 幹 浩
住 民 課 長	楠 本 正 樹
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
農林水産課長兼町営牧場長	佐 藤 弘 康
建設水道課長兼下水終末処理場長	高 橋 教 一
会計管理者兼出納課長	瀬 尾 さとみ
町立病院事務局長	小 森 力
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
学校教育課長	瀬 尾 裕 信
学校給食センター所長	清 原 勝 利

社会教育課長兼図書館長

村 田 修

<農業委員会>

農業委員長

鈴木正喜

農業委員会事務局長

水津孝一

<監査委員>

代表監査委員

澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長

松木義行

主 任

太田翼

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

4番 西山弘志君
5番 村瀬博志君
6番 船戸健二君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。
先に質問の通告がありましたので、これより順次発言を許します。
始めに、8番、西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、1番目、町の行財政改革の推進について町長にお伺いいたします。

町においては、各次行財政改革大綱により事業・事務執行が図られておりますが、計画の達成及び執行状況について、下記により伺います。

1点目につきましては、第4次大樹町行財政改革の主旨や目標について。

2番目につきましては、期間中の財政健全への改善点と申しますか、寄与についてお伺いいたします。

3番目につきましては、具体的な事務・事業の改善についてお伺いしたいと思います。

4番目には、組織機構の改革なんかもよく行革なんかでは行われるのですが、そのような組織機構の改革についてどのようなことが行われたか、お聞きします。

5番目につきましては、定員管理の適正化を図られていると思うのですが、そのことについてお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、西田議員ご質問の町行財政改革の推進について、お答えをいたします。

1点目の第4次大樹町行財政改革大綱の主旨や目標については、第2次、第3次の大綱で、国の三位一体の改革による地方交付税の削減など、財政事情の逼迫を背景に、歳入の確保と歳出の抑制を図るため、住民の皆様にも痛みが伴う事務・事業の見直しを実施し、町財政の健全化を進めてまいりました。このような背景に基づき、平成26年からの5カ年を計画期間とした第4次の行財政改革大綱を策定したところであります。

第4次の目標は、信頼性を高める行政、持続性を高める財政、効率性を高める行財政の3項目を基本方針として定め、平成26年度からスタートした第5期大樹町総合計画に掲げるこれからの10年のまちづくりの計画を効率よく進めるための判断指標の1つとなる計画としたところであります。

2点目の期間中の財政健全への寄与については、4つの財政指標を設定しており、毎年の財政状況を計る指標としては経常収支比率と公債費負担比率を、中期的な状況を計る指標としては実質公債費比率と将来負担比率を設定しております。

経常収支比率は、地方交付税の減少などもあり、目標値の達成には至っておりませんが、経常収支比率以外の指標値は全て達成していることから、町財政は健全であると判断をしているところであります。

3点目の事務・事業の改善については、第4次大綱において、第5期大樹町総合計画を効率よく進めるために必要とする新たな事業の実施や継続事業の改善などを中心として進めてまいりました。

事業の主なものとしては、町長と語る会や広報紙等を通じた意見、提言の募集、地域コミュニティ推進事業の継続、利用目的のない公有財産や物品の有償処分の推進など、必要に応じて進めてまいりました。

4点目の組織機構の改革については、平成28年4月に行政事務の効率化を図りながら、重点政策を積極的に推進するため、役場庁舎内に配置している組織を9課から6課に統合し、企画商工課には、新たに航空宇宙推進室を設置するなどの機構改革を行っております。

5点目の定員管理の適正化については、第4次の大綱で平成30年度の正職員の目標値を161人としておりましたが、平成31年4月1日において170人となっており、目標を達成するには至っておりません。

主な要因としましては、医療や介護、子育ての分野に増員が必要であることのほか、次代を担う土木と水道の技術者を計画より前倒しで採用したことなどが上げられます。

来年度からは、地方公務員法の改正等により、現行は定数外職員である準職員を職員定数に含めることから、大樹町職員定数条例の職員定数の改正とあわせ、適正化に取り組んでまいります。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

非常に財政の苦しいときも、私も知っていますし、町民の方も大変な時期を乗り越えてこられたのも、こういうふうな行財政改革の計画を確実に一步一步進めてきた結果でないかと思っております。

それゆえに、町民の方や職員同士の共通認識なり何なりが必要だというふうに認識しているのですが、第4次の行財政改革の結果表といいますか、どのようになって示されてきたのでしょうか。時期につきましては、もう第4次は終わっていると思うのですが、その結果表の評価なり町民への公表といいますか、周知をどのようにされたか、まずお聞きします。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

第4次の評価につきましては、具体的な数字としては取りまとめしておらず、まだ周知しているところではございません。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ペーパーとしては、それはもう行政内のことについてはできているのですか。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

内部の中では今取りまとめしている最中で、結果としては、最終的な形としてはまだできているところではございません。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

あともう一つ、第5次の行革の計画のことについて、同じくどのような進行状況なのかをお伺いします。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

第5次の行革につきましては、今後になります。ちょっと間を置きますけれども、平成31年度で取り組む予定は、今のところございませんで、令和2年度以降、必要に応じて取り組んでまいろうかという考えでございまして、第5次の計画は、今段階では持っていないというところでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ここに、2次、3次、4次とあるのですが、そんな期間のあいたこと、今まであるのですか。何かの都合で、何か期間をあけて行革の計画をつくるということは、今まであったのでしょうか。今まであったのだったら、そのようなことで仕方がない事情が、例えば町長選がありましたよとか、特別災害があつてですね。

ちょっと不思議だったのが、今の第4次の評価についても、第5次の計画も、もう1年というか年度始めで、多分、年度制でやっているから4月で、1年と言ったらちょっとかわいそうかもしれませんが、そこら辺の大切だよと言っている割には、総合計画の年度別をつくらぬのと同じぐらい遺憾なことかなというふうに思っているのですけれども、1年あけて、いいのですか。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

間があくということは、ないことではないかと思うのですけれども。あかないのが本当はいいのかもしれませんが、第4次の行革、議員も覚えておいでかもしれませんが、第3次ころは三位一体改革のころで、職員給与にも手を付けたようなこともございまして、厳しかったのですが、第4次から第5次にかけては少し情勢もいろいろ変化しておりますのと、ちょっとこちらの取り組みが少し遅れたということもございまして、改めてまた考えたいと思つているところでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

揚げ足をとるような言い方で大変申し訳ないけれども、行政計画が簡単に間あくなつていうことは、姿勢を問われることでないかなと思うのですよね。今回もできていないというのだから、それはそれでできていないのかもしれないけれども、いろいろ4次の中で、こういうふうなこと、ああいうふうなことということで、本当に立派な文言で書いてはあるのですけれども、立派な文言と立派な心構えとは相反するようなことでないかなというふうに思つておりますので、今日、見せてと言つても、今日、できるものでもないですけれども、そういうふうなことは町民にとつても残念なことだなというふうに思つていますし、我々議会なんかも、二元制のもとからいつたら、もっと早くに言つてあげるべきことだったのでないかなと思つております。

今回どうしても言いたかつたことはそのことですが、それだけではちょっとあれなものですから。

行革本部の開催とか、町長が本部長でおやりになつていますし、それから、何回かお話し

させていただいているようなことで、行革の推進委員会の開催も決算書なり予算書なりで出ていますけれども、こういうふうに年次が飛ぶなんていうことについては、行革本部なり推進委員会の会議というのがどんなことを協議されていたのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま、町の行財政改革の取り組みについてご質疑をいただいております。

第4次の大綱が平成30年度で終了しているということでありまして、引き続き第5次の計画等も今これから策定をしなければならぬという状況にあらうかなと思っております。

第4次の大綱の中身の評価といたしましうか、結果についても今取りまとめている最中だということでありまして、それを受けて、これから第5次の行財政改革大綱も作成をしていくことになろうかと思っております。

私、行財政改革推進本部の本部長でもありますし、行財政改革推進委員会で料金の改定でありますとか、いろいろな部分についても、ご協議をいただきながら行財政改革を進めているところでもあります。

第4次の内容の評価等が定まった段階で、第5次でどういう計画にしていこうかというところも含めて、本部のほうで検討したものを推進委員会のほうにお諮りをしていきたいなというふうに思っております。

第4次の評価、または第5次の計画の策定が今年度中に何とかできればなというふうに思っておりますが、遅れているということについては、議員ご指摘のとおりでありますので、早急に第5次の計画が策定できるような、そういう作業を精力的に進めていければなと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。副町長おっしゃられたように、大変な時期も、事務方のほうの行革の委員、それから事務方でなくても、いろいろ大変な時期を本当に乗り越えてきたことは、だから、この計画なり、何なりを正確にこつこつと次の5年、次の5年、次の5年に確実に積み上げていくためにも重要なことでないかなと思っております。

行革の計画書を見ても、それぞれ実際の担当の係員の方の強い思いで様式なんかもそれぞれ異なっていて、それはこちらが見づらひだけの話で、事務的なことは何の問題もないのかもしれませんけれども。

僕、今回のこれを久しぶりに見させてもらって感じたことは、やっぱり今は苦しくないからかもしれませんが、ある程度、国の交付税が増額して給料を下げたことや、それから職員3人が、例えば退職したら2人補充しますというふうな自分達の自助努力の部分も、これからぜひ次の計画には、厳しさを持ってやっていただきたいと思うのですよね。

これから出るであろう評価につきましても、地域創生なんかについてはAとかBとか、この行革の評価もある時期はAとかBとかというふうにもなっているし、それから、あるときは文章でそうもなっているときもありましたので、なるべく町民の方というか、ほかの方々にわかるような、そういうふうな表現方法についても、ぜひ内部でご検討いただきたいと思えます。

つらいこと、これからたくさんありますけれども、普段わかっていたかどうかわかりませんが、推進委員会も、水道料上げるよとか、公営住宅料上げるよというときに、この紋どころをもらうような、そういうアライバイづくりのような推進委員会でなくて、ぜひ引っ張っていただきたいのは、この町をどうやったら生き抜いていけるかというのも、もちろん議員もそうですけれども、行革の関係する委員なり本部の職員については、そういうふうな視点が必要でないかなというふうに思っていますので、言ったから言わないからということではないのですけれども、町長のほうから、ぜひ今私がお話ししているようなことを、必要ないよといえば、必要ないとおっしゃっていただいて構いませんし、そのような視点が大切だなと思えば、そのようなことを言っていただきたいと思うのですが。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、この行財政改革に対する取り組みの町の在り方についてご質疑をいただいております。

推進委員会の在り方等も含めて、非常に熱心なご議論をいただいておりますし、推進委員会の委員のお立場もありますので、一言私のほうからも言わせていただきますが、決してアライバイづくりのような会議ではないというふうに私は思っております。

町の行財政改革を進める上で、必要なお議論をいただいている重要な委員会だというふうに思っておりますので、今後も行財政改革を進めるということは、町の健全な財政運営に対しても大変大きな役割がありますので、推進本部、または推進委員会の委員ともども、町民の皆様将来の不安を抱かせないような行財政改革をしていくということが使命だというふうに思っておりますので、議員ご指摘のところも含めて、しっかりと対応していきたいと思えます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

誤解のないようにお話ししたいのは、いいかげんに委員が時間を潰しているというふうには思っていないで、私が言いたかったのは、そのような町のほうの執行機関の担当者がそういうふうな、また言えば、そういうふうにおっしゃられるかもしれませんが、正しい会議の執行についてもやっていただければというふうな、正しくないことはやっていないのかもしれませんが、言葉は非常に難しいのですけれども、町長が一生懸命、すごく皆さん委

員は頑張っているのだよということでしたら、また議事録も見せていただいて、私の認識の間違いのことにつきましては謝っていきたく思っております。

次の項目、よろしいでしょうか。

それでは次、2番目、ボランティアの活動状況ということで質問させていただきます。

現今の社会情勢から、地域社会を維持していくためにはボランティアによる積極的な参加なくしては困難な状況に陥るのではないかなというふうにして思っております。

大樹町におけるボランティア活動の現況や高齢社会を踏まえた、今後の計画を伺います。4点ほどお伺いしたいと思います。

1点目は、ボランティアの団体とか登録人数はどのようになっているか、お伺いしたいです。

2番目につきましては、必ずしもボランティア活動は高齢者だけではないのですけれども、高齢者福祉へのボランティア活動が非常に盛んですので、その活動状況についてお伺いします。

3番目には、学校教育や社会教育へのボランティアの活動状況をお知らせください。

それから4番目は、今後のボランティア活動への支援なり方向性なりをお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、ご質問のボランティアの活動状況についてお答えをいたします。

1点目、2点目、4点目は私から、3点目については教育長よりお答えをいたします。

1点目のボランティア団体及び登録者数についてですが、大樹町ボランティア連絡協議会に加盟している団体は12団体、登録者数は女性が114名、男性が19名の計133名であります。また、重複している方もおりますが、個人ボランティアとして30名の方が登録をしております。

2点目の高齢者福祉へのボランティア活動状況についてですが、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設における衣類たたみ、話し相手、レクリエーションの補助などの活動や、社会福祉協議会が行っている75歳以上の高齢者を対象とした昼食交流会でのボランティア活動も行われております。

また、社会福祉協議会へ委託している、ふまねっとクラブ、音楽体操教室、健康マージャン教室などの介護予防事業におけるサポーターとして活動しているほか、要介護、要支援1・2の方と要支援になるおそれがあると判断された方に対し、地域ふれあいサポーターが掃除、買い物、調理など、日常生活の中のちょっとした困り事に対し、有償ボランティアとして活動を行っております。

4点目の今後のボランティア活動への支援については、ボランティア実践者の高齢化や実

践者不足が課題となっておりますが、ボランティアセンターの事務局である社会福祉協議会とも連携を図りながら、ボランティアの養成や研修など、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

3点目の学校教育や社会教育へのボランティア活動状況についてですが、大樹小・中学校、大樹高校に対してのボランティアは、本年1月にスタートしましたコミュニティスクールを中心にっております。

主なものとして、図書館での蔵書の修理や本の読み聞かせのほか、外部人材を活用した大樹町の農業、漁業、森林等ふるさと学習の充実や書写授業、調理学習、体力測定の支援など、多くの取り組みを行っております。また、大樹高校生は小学校の夏休みや冬休みに開催されるチャレンジスクールにおいて、ミドルティーチャーとして支援を行っております。

今後も、大樹小・中学校、大樹高校と連携を図りながら、幅広くボランティア活動の輪を広げ、子ども達が地元への愛着を深めるとともに、参加していただいた方にも交流を通して生きがいを強めてもらえるよう、活動の充実に努めていきたいと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ちょっと1、2点、確認させてください。

ボランティアの団体数及び登録者数なのですが、これあれでしょうか、社会福祉協議会関係のボランティア団体以外にも、例えば民間の光寿会なんかに参加されている方や学校関係のほうの教育関係のほうのボランティアの方もいると思うのですが、そういうふうな名寄せはされている数字なのでしょうか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

ボランティアの団体数及び登録者数については、社会福祉協議会が事務局を担っておりますボランティアセンターに登録されている団体及び個人の登録数ということで報告をさせていただきました。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

社会福祉協議会はボランティアセンターという名称もあるように、その中心になることは構わないのですが、今の把握の方法が社会福祉協議会の会員を、グループですとか個人とか

ばかりでなくて、今のこれからのまちづくりや生涯学習社会を構築していく上には、やっぱり社会福祉協議会の把握だけでは、全体、これからの目標に向かっていくときにどのような人材がいるとかはちょっと弱いような気がするのですけれども、今後そのような登録者数の確保ですとか団体については、どのようなことをお考えになっているのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先ほど報告させていただいたボランティア団体の登録者数については、今担当のほうから説明をしたとおりです。

ただ、今、議員がおっしゃるとおり、ほかのいろいろなところで個人的にボランティア活動をされている方も当然いらっしゃるというふうには思っております。そういう方も含めて、地域全体でこれからの高齢化社会等を支えていくためには、いろいろな住民の皆さんの関わりが必要だというふうには思いますし、その中には、ボランティアでのそういう取り組みも重要だなというふうには思っております。ただ、登録者数、数については、そういうことで報告をさせていただいたということについてはご理解をいただきたいと思います。

今後、町の中でそういう多種多様なボランティアの皆様が地域を支えていっていただけるという思いは、私もしっかりと持ってはいるつもりであります。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

これについては、すごい特段階没点があるわけでもないのですが、あともう一つ、町側でのお考えをお聞きしたいのは、町のほうでは、今までのいろんな予算委員会や決算委員会の中で、例えば住民要望があればというようなことで動き始める傾向にあるような感じで僕はお聞きしているのですけれども、例えばボランティア活動も、社会福祉協議会が機関車となって頑張れば一番いいですし、社会福祉協議会にはそのような大きな機能があると思います。

ただ、少し考えていただきたいのは、例えばの例でいくと、病院ボランティアなんていうのは私どものほうの町では動いていませんし、地域サロンなんかは今動いておりますけれども、そういうふうな新たなボランティア需要なり何なりというようなことの掌握なんかも必要な時期かなというふうにも思っておりますけれども、そういうことというのは非常に難しいことなのではないでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、議員がご発言の中でありました、病院ボランティアというのがどういう役割なのかは、私はちょっと存じ上げないのですけれども、例えば私どものほうでもいろいろなニーズが

あった中で、例えばファミリーサポートというような、ボランティアをお願いするような体制もつくった経過があります。ただ、やはり登録いただける人材がというか、ボランティアを提供できる方がなかなか集まらないということで、システムができてもうまく機能できないというようなちょっとジレンマがあるところも今感じているところでもあります。

私どもの役割としては、社会福祉協議会のボランティアセンターもそうなのですが、やはりどういうニーズがあるのか、またはボランティアを提供できるどういう方がいらっしゃるかというところをしっかりと把握しながら、それをマッチングさせていくのも私どもの役割かなというふうに思っておりますので、今後も住民の皆様からどういうご要望があるかというところはしっかりと掘り起こしていった上で、マッチングについては、鋭意やっぱり、そこは汗をかかなければならない場所かなというふうには思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

こんなところで言っているのかどうかわかりませんが、病院ボランティアなんかは、具体的には沼田町という町です。町立病院が経営できなくなって診療所になって、住民の方は、もうこれ以上診療所もなくなったら困るということで、具体的にやっていることは、例えば病院の中において、案内業務なんかもやっております。それから、あと、手ぬぐいですとかタオルなんかの洗濯されたものを折りたたんで、病室とか、または看護婦のところに配布したりとか、そういうふうな難しいことでなくて、そんなことも新たな動きで動いております。ちょっとすみません。時間いただきまして。

教育委員会のほうに、すみません。

生涯学習社会をつくるのだよということで今も頑張っておられますし、過去も生涯学習係というのがあったぐらいに頑張っているのですが、たくさん本の読み聞かせや、いろんなこともやっているのですけれども、教育委員会なものですから、ボランティアの結果を、例えば何がいいのでしょうか、例えば北海道教育委員会なんかについては社会教育事業に参加された方に単位を与えて、その結果を評価するような、そういうふうなシステムがあるのですけれども、そのことについては、町も福祉ボランティアも学習ボランティアも一緒かもしれませんが、教育委員会らしい何か評価の方法というのは、ボランティア活動について報いることというか、何かそのようなお考えはないでしょうか。なければ、ぜひ今後検討していただきたいということで。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

西田議員ご指摘の部分、共感できる部分たくさんございます。ボランティアをいかにこれから拡充していくかということは、参加してよかったという気持ちになっていただくのが一番でないかなと思います。

西山議員も、寒い中毎朝、子ども達の安全を見守る見守りボランティアをされております。毎朝立つことによって、子ども達と顔見知りになり、意思の疎通ができて、「おじさん、また立ってちょうだい」というような、そんな感謝の集いをやっている学校も自分自身経験してきております。そういう交流の機会、そして本当に「誰々さんがいてくれて助かったわ」という部分を広めていきたいと思っておりますし、今、保護者はなかなか忙しいのですが、読み聞かせも「誰々さん一緒にやってみよう」と、そうやって声をかけ合って、その輪を広げていくということがすごく大事ななと思っております。

先ほど、人材バンクの必要性、それからマッチングの必要性をご指摘されましたけれども、教育委員会のほうは学校運営協議会と、齊藤議員が忙しい中、委員長をやっていただいて、社会福祉協議会の伊勢さんが副会長をやっていております。

今までのような学校と保護者、そういう限られたメンバーではなくて、広くいろいろな方々からご意見をいただいて、学校のニーズに応じた専門家をマッチングさせたり、そういうコーディネーターという役目を町のほうでご理解いただきまして、神宮司さんという地域おこし協力隊出身者と社会教育出身の森さんの2名体制でやっていております。どんどん成果が出てきているかなと思っております。そういうことを考えながら、少しでも西田議員指摘のように、形となってあらわれるようにやっていきたいと思っております。

先ほどご指摘ありました道教委の生涯学習の部分で、道民カレッジという部分で単位を認定している部分がありますし、その部分は田尾という社会教育主事が担って、本町でも徐々に広げているところがございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今日は、大分強い言い方で大変申し訳なくて、僕のほうもあれなものですから、これで終わりますけれども、教育委員会、それから役場の福祉サイド、施設の施設長やなんかで、ぜひボランティア活動に参加された方を評価とは言わなくて、何とか認めることは何という言葉がいいのかわかりませんが、そういうふうな方が報いられる社会をぜひ生涯学習社会を構築していただけるように、高度な福祉社会になるためには絶対ボランティアの皆さんの活躍が必要だというふうに思っておりますので、そのようなことを頑張ってくださいを期待申し上げて終わります。

ありがとうございました。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を行います。

次に、4番、西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、質問させていただきます。

災害時のハザードマップ・危機管理マニュアル作成等の質問について、町長にお伺いします。

猛烈な台風15号、19号、21号が猛威を振るい、想定外の災害で河川の氾濫、洪水、土砂崩れなどにより、多くの犠牲者が出ました。

現在は、大樹町では津波のハザードマップは作成されていますが、大雨による河川の氾濫、洪水、土砂崩れの災害に対してのハザードマップはないとお聞きしています。高齢者や1人暮らしの方々の安否確認を行い、速やかに避難所へ移動できる体制作りが必要と考えます。国土交通省の川の防災情報を参考にして、災害時の危機管理マニュアルを活用し、災害が起きる前に万全の対策をとることが必要不可欠だと思います。

また、十勝の活断層「光地園断層」の予想される地震は、M7.8の可能性があると調査結果が報告されていますので、安心して暮らせるハザードマップの早期作成についてお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、西山議員ご質問の災害時のハザードマップ・危機管理マニュアルの作成等についてお答えをいたします。

町では、危機管理マニュアルとして、災害時の職員初動マニュアルを作成し、地震・津波時、風水害時、火災発生時に対し、それぞれの注意報、警報のほか、関係機関の情報などにより、その想定される被害状況に応じて職員を召集し、対応に当たっているところであります。また、災害はいつ何時発生するかわからないため、勤務時間外の伝達システムも適時確認をしております。

職員初動マニュアルでは、災害対策本部を設置した場合における各課の所掌事務を定めており、本部設置後の運用に支障がないようにしております。

ハザードマップについては、ご質問のとおり、津波ハザードマップのみとなっております。

洪水時のハザードマップは、水防法において指定された河川について作成されており、北海道内では13水系、60河川が指定。そのうち、十勝管内では十勝川水系の1水系、11河川のみ指定となっているため、大樹町の歴舟川などは含まれておりません。十勝管内で洪水ハザードマップを作成している市町村は、いずれも十勝川水系の河川がある市町村となっております。

歴舟川の河川管理者である北海道に確認をしたところ、洪水浸水想定区域図は作成されて

いないとのことでしたので、今後、作成に向けた要請を行ってまいりたいと考えております。

洪水に係るハザードマップの作成も必要なことではありますが、様々な危険から身を守る対策については、これからも広報紙等により、繰り返しの周知が必要であると考えています。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございます。

近年は、北海道も多くの災害が発生しています。今後どのような災害が起きても対応できる、きめ細やかな大樹町ハザードマップの作成が必要と考えます。命を守る対策です。

町では、危機管理マニュアルとして災害時の職員初動マニュアル及び災害時避難所マップ、大樹町議会では大規模災害時行動マニュアルが作成されています。また、ホームページなどで災害に関する情報を発信しても、ネットを利用しない世帯やネットを使えない高齢者などへの避難情報の周知、防災無線についても古い機種を使用したままで電池切れなど課題があります。過去に町内で発生した災害の場所を調査する必要があります。

これからは、年に1度は町全体で防災訓練を行い、避難所や避難経路の確認をして、災害時の備えや心構えなど、町全体で共有することが大事だと思います。自分の身は自分で守るという意識を持ってもらう必要があります。

このような災害は、地球温暖化による異常現象が原因と言われています。町では、地球温暖化対策実行計画を平成21年から24年の間、策定していましたが、その後の計画はどのようなになっているか、お伺いします。

○議 長

西山君、地球温暖化対策実行計画については、通告がないから答弁がしづらいと思うので、後でよろしいですか。

黒川副町長。

○黒川副町長

前段の質問の件でございますけれども、行動マニュアル、このように職員の初動マニュアルをつくりまして、人事異動等もございますので、そうあつたときにもこのマニュアルに従って、まずは集まって、それから、初動を開始するというようなところの動きができるようなことにはしてございます。また、避難所はどこだというようなことも、このマニュアルに全て書いておりまして、それに従って行動ができるようにということで考えてございます。

先の全道ブラックアウトのときに、行政無線が入らなかったという声が結構多くて、実は行政無線をちゃんと動いておりまして、放送できたのですけれども、言われたように実は電源は入っていて、中の電池がもう切れていたということで入らなかったという家庭が結構多かったということは承知しておりまして、電池の交換を小まめにお願いしますというような啓発をしているところではございますけれども、この啓発ももっと強くやらなければならない

いなと思っているところでございます。

防災無線につきましては、先にお認めいただきましたように、今度はデジタル化で全機種を入れ替えますので、その際にも、その辺の指導徹底というのは、周知はしていきたいと考えているところでございます。

また、全町全体での防災訓練という面では、毎年3月に津波に対する海岸線の避難訓練というのは行っておりますけれども、ほかの避難訓練は全町規模では行っていないところでございまして、今後、防災会議を年度内に開催する予定もございまして、そちらのほうで協議してみたいと考えているところでございます。

温暖化の計画につきましては、平成21年度から24年度にかけての部分で作成しておりますが、これは町の公共施設のCO2の削減をどうやっていくかというようなことを決めたものでありまして、その後につきましては、この計画で一旦終わっているというようなところではございます。別な角度からCO2の削減には、先にも協議させていただきましたけれども、木質チップの導入とか、あるいは町が直接やったわけではありませんけれども、バイオガスの活用とか、そういったものでCO2の削減は図られておりますけれども、この平成21年の温暖化対策の関連ではなく、別な動きで木質チップ導入計画とか、そういったことで取り組んでいるというような状況でございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

温暖化対策にちょっと触れたいと思うのですが、地球温暖化対策が主な議題だったのは2008年洞爺湖サミット、そのときはCO2を減らすということでした。2015年に採択されたパリ協定では、CO2を実質ゼロとして再生可能なエネルギーを拡大、脱CO2に舵をきっている。国連では、気候行動サミットで16歳の少女が怒りの演説で地球の危機を訴えている。現在、COP25温暖化対策が話し合われている。大樹町でもスマート街区構築事業で再生可能エネルギーに取り組み、CO2削減にも取り組んでいます。スマート街区はブラックアウトのような非常時に対応でき、町にとっても大きなメリットはあると思います。ぜひ実現させていただきたいと思います。

また、災害時に考えられる停電対策として、電気自動車・移動電源の活用を考えていただきたいと思います。これから公用車を購入するときにも災害時の強い味方として、電気自動車の購入を考慮していくべきだと思います。また、今後電気自動車を購入する町民には、停電対策やCO2の削減にもつながりますので、町から補助金を出す方向性があるか、お伺いします。

○議 長

西山議員、通告がありませんので、町側が答弁できる範囲で、もしできればお願いをしたいと思いますが、よろしいですか。

酒森町長。

○酒森町長

地球温暖化対策も、今世界中で、地球規模でその在り方が議論されておりますので、今後日本も国として取り組んでいかなければならない重要な課題かなというふうに思っております。

また、公用車の電気自動車の購入については、昨今のブラックアウトのときも導入している自治体が、例えば地域に出向いて携帯等の充電に活用したとか、いろいろな活用方法が新たな取り組み、対応が生み出されてきたということもありますので、今後、公用車を導入していく段階で全てというわけにはいかないと思いますが、必要な部分については災害対応という部分も含めて、導入については検討すべき必要があるというふうには認識をしております。

ただ、町民の皆様が電気自動車等を購入するにあたっての補助ということについては、そこまで踏み込んだ対応については、今現在は検討をしていないという状況にあります。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございます。

では最後に、大樹町のハザードマップの作成、避難情報の周知、防災訓練の実施、温暖化対策、電気自動車の購入などをお願いし、災害時のハザードマップ・危機管理マニュアルの作成等についての質問を終わります。

次の質問をさせていただきます。

不法投棄とポイ捨て防止対策について、町長に質問します。

大樹町では、町内会やボランティア活動による環境整備、花いっぱい運動など、町ぐるみで取り組んでいます。しかし一方で、大樹町自慢の大地とその風景、日本一きれいな歴舟川に不法投棄やポイ捨てされることも事実であります。

長期旅行者などのポイ捨ては、ごみを処分する場所がなかったり、ごみの持ち帰りができないためです。旅行者ばかりでなく、一般のドライバーによる悪質かつ無責任な行動でのポイ捨てが目立つのは、ごみを処分する場所がないためではないかと思えます。

北海道開発局では、エコ捨て運動の全道展開を行っています。エコ捨て運動とは、ごみの持ち帰りを基本として、持ち帰りが困難なときは分別などのルールに従うことを前提に、ごみを引き受けるというものです。美しい自然景観や環境を守り、旅行中のごみを引き受ける広域的な環境保全活動を展開しています。

ポイ捨てされたごみの中には、レジ袋やプラスチック等もあり、大雨や風などで川に流れ、海に流出し、海洋汚染問題にもつながります。

現在、道の駅「コスモール大樹」の店内にはごみ箱が設置されていますが、営業時間に限られています。営業時間外でも利用できるように、分別のルール、マナーを守っていただき、屋外にも24時間利用できるごみステーションの設置が必要と考えます。町の考えをお聞か

してください。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、ご質問の不法投棄とポイ捨て防止対策についてお答えをいたします。

昨今、道内を旅行する観光客にとって、移動中に発生するごみの処理が課題となっております。また、自然景観は、北海道観光の大切な観光資源であることから、観光と環境の共生を図ることが観光分野においても重要なことと思っております。

ご質問にもありましたとおり、北海道開発局では、旅行中のごみを引き受ける広域的な環境保全活動としてエコ捨て運動を展開しており、この運動には、道の駅「コスモール大樹」も含め、道内33カ所の施設が参加しております。参加施設の多くでは、有料ごみ袋を購入していただいた上で、ごみを引き取るという取り組みを行っておりますが、「コスモール大樹」では、店内にごみ箱を設置し、営業時間内に限って利用者のごみを無料で受け入れております。

ご質問の道の駅「コスモール大樹」に24時間利用できるごみステーションの設置につきましては、営業時間外は無人となり、分別されないごみや大量のごみを持ち込まれたり、ルールやマナーを守らないケース等も危惧されますので、どのようなやり方がよいか動向を見ながら、道の駅を運営する商工会とも協議をしていきたいと考えております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございます。

皆さんが毎朝、通勤、通学している道路も、早朝からごみ袋を持ってごみを拾っているボランティアの方やごみを見つけると拾ってくれる方々がいます。とても心打たれます。

私も皆さんと一緒に川の清掃や道路脇のごみ拾いに取り組んでいますが、年々ごみの量が増える感じがするという皆さんの声を聞きます。特にひどいのが海岸です。プラスチック等のごみやびん、缶、バーベキューコンロなど様々なものが大量に不法投棄されています。川から流れ着いたものもあります。一部の釣り人やキャンプをしている人達などのマナー、モラルの低下であります。

そこで、町民から不法投棄やポイ捨ての標語を募り、ポスター、看板などを作り、「しない・させない運動」の実施を考えていただきたい。また、道の駅「コスモール大樹」にごみステーションを設置することによって、ポイ捨ての減少にもつながるのではないかと思います。道の駅を運営する商工会と協議していただき、町は不法投棄やポイ捨てのごみをなくすために不法投棄防止策などをどのように考えているか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

私のほうから、道の駅のごみステーションの設置の件についてご説明申し上げたいと思います。

道の駅のごみステーションにつきまして、先ほど町長からの答弁があったとおり、道の駅の店内に、営業時間内に限ってはごみ箱を設置しております。ごみにつきましては、現在、マナーにもよると思うのですが、大部分の方はちゃんとマナーを守って分別してごみを捨ててくれているお客さんがいるということで道の駅からも聞いておりますが、やはり一部の方はマナーを守らないで、店内のごみ箱であっても分別せずに1つの袋にまとめてごみを捨てていくというお客さんもいるというのが実態であります。

24時間利用できるごみステーションを置くということにつきましても、やはり分別をしないで、そこに大量のごみを持ち込むということが危惧されるということもありますので、そのようなごみステーションを設置するというのは、今現在ではすぐには考えておりませんが、今後どのような形でそういうごみの対策をしていけばいいのかということをも道の駅を運営する商工会と協議していきたいと考えているところでございます。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

ごみポイ捨ての防止を図るための啓発ということで看板、特に海岸がひどいということは、私もそうかなと思っております。

晩成の海岸に、ポイ捨て禁止の「空き缶捨てないで」だったかな、大きな看板を設置しておりますけれども、ほかの浜大樹や、あるいは旭浜、あるいは当縁川の河口にも結構ごみがあって、たき火の後も火が燃えたままになっていたり、先般は消防車の出動もあったというようなこともございまして、その辺のマナーを守っていただくことに対する啓発というのは、今後も考えていきたいなと思っているところでございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ごみの中で、プラスチックごみが世界で問題になっています。海洋プラスチック対策です。G20大阪サミットでは、海の豊かさを守るための海洋汚染問題が話し合われました。マイクロプラスチック汚染は深刻な問題です。

大樹町では、プラスチックごみの海への流出を防いだり、脱プラスチックに向けてどのような対策をとっているか、お伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、議員ご指摘のとおり、海洋におけるプラスチックごみ、特に小型化したマイクロプラ

プラスチックが海底に滞留するとか、他の国に流れ着くとかということで大きな環境問題に発展しているというのは、私も新聞報道、マスコミ報道等を通じて承知しております。

ただ、私どものところで、その対策をその部分に限って具体的に講じているかということであれば、正直、具体的には行動はしていないということを答弁させていただくことになろうかなと思います。

ただ、マイクロプラスチックに限らず、やっぱり不法投棄をなくしていく、マナーをしっかり守っていただくということがまずは肝要かなと思っておりますので、町民の皆様には、ごみの分別から始めるということもありますが、ごみの扱い、または不法投棄をしないということについては、これからはしっかりとマナー付け、意識を高めていただけるような取り組みをしていかなければならないというふうに思っておりますし、町内でも残念ながら不法投棄が年に数件、悪質な不法投棄が散見されます。私どもも関係機関、警察とも協力をいただきながら不法投棄をされた方の身元がわかるような、そういう取り組みを進めているところでもあります。不法投棄のお相手の方がわかれば、しかるべき対応をとっているということも事実ですし、残念ながらそこに至らないというケースもありますので、今後もマナー作り、ルール作りについてはしっかりと対応していかなければならないというふうに思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

最後に、町も身近なところから環境、汚染問題を考えていってもらいたいと思います。

これで、不法投棄とポイ捨て防止対策についての質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

次に、11番、齊藤徹君。

○齊藤徹議員

事前に通告いたしました一般質問についてお願いをいたします。

公共施設の老朽化対策と事業運営について、町長にお伺いいたします。

高度経済成長期に多くが建設された公共施設、水道網、いわゆるインフラの老朽化は100%発生することが確実にっており、また、緩やかな震災とも言われております。財政状況が厳しい折から、何とかとりあえず、今年をしのぐことが重要だとしても、補修の経費を削ったことが結局大きな経費を必要とする事態を招くということで、計画的に老朽化対策を行うことが財政上からも大切なことであると思っております。

我が町にも多くの公共施設がありまして、特に今回は観光振興の晩成温泉、産業振興の町営牧場、そして、住民生活のインフラの水道事業、水道施設について、計画的な老朽化対策がとられているのか、それとも緊急に必要な補修にとどまっているのか、現況についてお聞きします。

また、近年、消費税、人件費、今回も補正予算で認めましたけれども、また資材の高騰に伴う経常経費（各事業会計）が年々増加する中、今後の各事業運営、例えば事業の縮小だとか、料金の改定等についてお伺いをいたします。

1番ですけれども、晩成温泉についてですけれども、直近3年間の温泉施設、宿泊施設それぞれの夏季冬季別の利用状況。今後の計画的な老朽化対策と施設等の解体計画はあるのかどうか。また、3年間の人件費、物件費、維持補修費、補助費等の管理運営等に要する経費についてお伺いしたいと思います。現時点での入浴料の改定があるのかどうかについてお聞きしたいと思います。

次に、産業振興の町営牧場についてですけれども、3年間の季節別の入牧頭数及び戸数（組合員数）についてお願いいたします。次に、3年間の平均授精回数、受胎率及び事故率、今回は乳牛部門でお聞きしたいと思います。直近の3年間の先ほどと同じように、管理運営等に要する経費はどれくらいかかっているのか、お聞きしたいと思います。現時点での牧場の使用料（夏季放牧・冬季舎飼）についての改定があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

最後に、3点目ですけれども、住民の生活のインフラの水道事業ですけれども、過去5年間の供給単価及び給水原価の動向についてお聞きしたいと思います。次に、各浄水場（坂下水系、住吉水系）のインフラの維持費及び設備更新等、今後についてお聞きしたいと思います。次に、老朽化が進む水道管更新（補修）ですが、町内で約360キロの水道管があるのですけれども、その財源の捻出計画についてお聞きしたいと思います。それと、今の水道事業の企業会計の経営状態から、現時点での水道料金の改定及び用途区分の変更について今後考えているのかどうかについてお聞きしたいと思います。

4点目ですけれども、上記以外の公共施設の残りは、第5期の総合計画後期と第6期に向けてどういった老朽化対策をしていくのか。例えば今一番気になります福祉センター等についてお聞きいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

齊藤議員ご質問の公共施設の老朽化対策と事業運営についてお答えをいたします。

1点目、晩成温泉の今後の計画的な老朽化対策と施設の解体計画については、施設の老朽化が進んでいるところではありますが、当面は小破修繕により維持しながら利用していくこととし、現在、職員で構成する総合計画執行計画プロジェクトチームで施設整備の在り方等について検討している内容をもとに、令和6年度からスタートする次期、第6期総合計画で検討していくことと考えております。

また、現時点での入浴料の改定の有無についてであります、今のところ改定する考えはありません。

2点目、町営牧場の現時点での牧場使用料の改定については、令和2年度に検討する予定

でありますので、今後、預託者の意向も聞きながら、牧場運営委員会と行財政改革推進委員会で十分協議してまいりたいと考えております。

3点目の水道事業についてであります。過去5年間の供給単価及び給水原価の動向における供給単価については、水道使用料と有収水量が過去5年間ではほぼ変動していないため、1 m³当たり223円から225円となっております。給水原価では、1 m³当たり414円から435円と徐々に上昇してきており、台風で被害のあった平成28年度には452円で、ここ5年間では一番高い原価となっております。

次に、現時点での水道料金の改定及び用途区分変更の有無についての水道料金の改定は、平成17年に大幅改定を行って以降、改定を見送っておりますが、消費税の改定により若干の負担が増えているところであります。

水道事業の健全な経営に向けて、用途区分の抜本的な見直しを含めた料金体系について、令和2年度に検討を行っていきたいと考えております。

4点目の上記以外の公共施設の計画的な老朽化対策については、1点目でも答弁したとおり、総合計画執行計画プロジェクトチームで対象施設の優先順位や年次別事業費などの検討を行っているところでありますので、検討した結果に基づき、今年度中に新たな執行計画を策定していきたいと考えております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。ご質問の中における実績などの数値については、晩成温泉関係については企画商工課長から、町営牧場関係については農林水産課長から、水道事業の関係については建設水道課長から、それぞれ説明をいたさせますので、ご了承をお願いいたします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

晩成温泉における、直近3年間の温泉施設、宿泊施設の夏季、冬季別利用状況は、平成28年度、温泉施設の夏季（4月から9月）の利用者は2万6,246人、冬季（10月から3月）の利用者は1万8,535人、宿泊施設の夏季利用者1,985人、冬季利用者981人。平成29年度、温泉施設の夏季利用者2万8,037人、冬季利用者1万8,897人、宿泊施設の夏季利用者2,106人、冬季利用者1,098人。平成30年度、温泉施設の夏季利用者2万7,295人、冬季利用者2万1,638人、宿泊施設の夏季利用者2,102人、冬季利用者1,007人となっております。

次に、直近3年間の管理運営等に要する経費については、平成28年度1,952万8,000円、平成29年度2,690万8,000円、平成30年度2,826万6,000円となっております。

○議 長

佐藤町営牧場長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

町営牧場における直近3年間の季節別の入牧頭数及び入牧戸数は、平成28年度の夏期放牧が、乳用牛、延べ11万5,755頭、日平均766頭、預託戸数22戸。肉用牛、延べ2万2,030頭、日平均140頭、預託戸数11戸。馬、延べ3,561頭、日平均26頭、預託戸数4戸（うち町外1戸）でございます。冬期舎飼の乳用牛は、延べ13万974頭、日平均614頭、預託戸数は16戸となっております。

平成29年度の夏期放牧では、乳用牛、延べ12万6,372頭、日平均831頭、預託戸数18戸。肉用牛、延べ1万2,988頭、日平均78頭、預託戸数7戸。馬は、延べ3,078頭、日平均24頭、預託戸数は3戸（うち町外2戸）でございます。冬期舎飼の乳用牛は、延べ13万818頭、日平均614頭、預託戸数17戸となっております。

平成30年度の夏期放牧では、乳用牛、延べ14万3,162頭、日平均954頭、預託戸数20戸。肉用牛、延べ1万659頭、日平均67頭、預託戸数6戸。馬、延べ514頭、日平均4頭、預託戸数は1戸。冬期舎飼の乳用牛は、延べ12万9,298頭、日平均601頭、預託戸数は21戸となっております。

次に、直近3年間の平均授精回数、受胎率及び事故率について説明させていただきます。

平成28年度は、平均授精回数は3.3回、受胎率は85.6%、事故率は0.3%となっております。平成29年度は、平均授精回数4.6回、受胎率91.5%、事故率0.68%となっております。平成30年度は、平均授精回数3.9回、受胎率89.8%、事故率0.12%となっております。

次に、直近3年間の管理運営等に要する経費について説明させていただきます。

平成28年度は、人件費1,251万4,000円、物件費9,694万4,000円、維持補修費424万6,000円、補助費116万3,000円となっております。平成29年度は、人件費1,299万4,000円、物件費8,946万2,000円、維持補修費640万3,000円、補助費129万4,000円となっております。平成30年度は、人件費1,798万円、物件費9,269万4,000円、維持補修費219万4,000円、補助費94万5,000円となっております。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長兼下水終末処理場長

水道事業における各浄水場（坂下系・住吉系）のインフラ維持費及び設備更新計画についてですが、坂下系及び住吉系の維持費は、過去5年間平均で約8,300万円となっており、主な経費は、浄水場の維持管理及び保守管理に係る委託料が4,500万円、その他、動力費、修繕費及び薬品費等の経費となっております。水系別の維持費につきましては、坂下系で4,000万円、住吉系で4,300万円となっております。

設備の更新については、浄水場と各配水池間に係る電気計装設備の更新工事を平成23年度から実施し、令和2年度に完了を予定しており、平成12年度から供用している住吉浄水

場内の機械設備更新は平成27年度から実施し、令和4年度に完了する予定でございます。また、平成19年度に完成した坂下浄水場内の前処理設備は、令和4年度から更新する予定となっております。

設備に係る更新計画は、設備設置後の経過期間と法定耐用年数を考慮した上で計画を立てております。

次に、老朽化が進む水道管更新（補修）の財源捻出計画についてですが、大樹町で管理している水道管は約360kmあり、そのうち約120kmが法定耐用年数の40年を経過している状況でございます。安全で安定した水道水を供給するために、今後、計画的に水道管の更新を行うことが必要でございます。

更新に係る財源につきましては、老朽管更新事業等の補助事業を活用できますが、水道管の用途により補助対象とならない設備もあるため、一部、自己財源により更新を行うことが必要であります。そのため、老朽化が進む水道管の更新に向けた財源確保が重要な課題となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは、最初に観光振興の晩成温泉について、まず4点ほどお伺いします。

答弁の中で、現在職員で構成している総合計画執行計画プロジェクトチームで施設設備の在り方等について検討している内容をもとに次期の総合計画で検討していくという内容でしたけれども、次期の総合計画というのは令和6年から始まるのですよね。まだ5期の後期の分が残っているのですけれども、そんな先まで延ばすのか。

そういったことで、それを含めて、検討している内容をもとにという、そのもとというのは何なのか、その内容について知りたいのですけれども。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

第5期大樹町総合計画に盛り込まれております各施設のうち、ハード整備に特化し、施設の整備の在り方や工程、建設位置等について職員で構成する総合計画執行計画プロジェクトチームにおいて検討を行っております。

プロジェクトチームにおいて、各施設の優先度について検討し、整備に向け既に着手済みの施設や今後着手予定で優先度が高い施設、そして、今後5年以内に優先的に整備する施設、6年以降次期総合計画において優先的に整備していく施設などを整理しながら、年次ごとに事業費がいくらになるかという財政シミュレーションを立てながら管理計画をまとめているというところでございます。

晩成温泉につきましては、当面小破修繕により維持をしながら、第6期総合計画の中で検

討していくという形にしております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

第5期の総合計画後期の5年間の間は、小破修繕でいくのだと。小破修繕でいくのですけれども、現実、結構傷みは来ているのですよね。それで賄っていくのですけれども、そうしたら、そのことについては、後でまた町長にお伺いします。

それで、今回の議案第71号の一般会計補正予算で4目の観光施設費の晩成温泉の維持管理費、燃料費150万円を認めたのですけれども、チップの値上げの理由はチップの原木の高騰により運賃据え置き約16%値上げ幅で税抜き4,930円の説明でしたけれども、今のところのエネルギーベースでいくと、重油の価格とチップの値段からいくと大体フィフティ・フィフティでバランスはとれているのだというのですけれども、その4,930円という価格、税抜きですけれども、一般市場価格と比べると、これはどうなのでしょうかね。これについて聞きたいのですけれども。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

晩成温泉で利用しております木質チップの一般市場価格と比べてどうかということにつきましてですが、チップの価格につきましては、原材料となる原木の質がどのようなものを使っているかということによって価格が違ってくるのかなと思っております。

晩成温泉で使用しているチップにつきましては、カラマツの雑木を原材料としているというふう聞いておまして、現在カラマツの雑木をチップにする原材料としましては、1立米当たり6,000円という形になっております。

晩成温泉で木質チップボイラーを導入した平成27年では、1立米当たり4,300円という原木価格となっております、その当時から比べますと、約40%の価格が高騰しているという形で、原木からチップに換算しますと、大体2.5倍という量に換算されますので、40%値段がチップ換算にしますと16%の価格増という形で、現在チップ価格が4,930円になった部分が16%の値上げと部分でいきますと、おおむね一致しているのかなと思っておりますし、近郊のチップを生産している工場等に価格をちょっと確認したところ、やはり原材料が違うというところで価格の差はあるものですから、一概に市場価格と比べるという部分では、なかなかちょっと難しい部分もございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

大樹町は、チップを購入して使うほうですから、原木を利用する、どのような形やるといのは、相手の企業努力だと思うのですよね。そこまで大樹町がそんなに心配しなければいけないのかなと、ちょっと疑問に思うのですけれども。

それで、今は4,930円です。今回16%値上げしたのですよ。結構異常かなと思っているのですけれども、ただ、原木が高騰だけで16%というのは、本当に上がるのかというのがちょっと不思議に思っているのですけれども。

それで、今回、補正で認めました。スマート街区構築事業からも、これからも結構スマート街区の関係でチップは使うのですよね。結構これから需要が増えると思います。ただ、今の段階は1社だけから購入なのですから、例えばこれが1社だけにしてしまうと、競争の原理が働かないのですよね。そうすると、どういう形で今後値上げが増えるのか、恐らく5,000円超えてしまうし、5,500円、6,000円まで跳ね上がる。どうかわかりませんけれども。

そうすると、今後、市場価格との開きが出た場合、ある程度の制限というか、政策、整備条件は整えるべきではないかと思うのです。例えば市場価格より、その会社が2割も出たしまったと。そうしたら、もう自由競争ですよと、一般競争やらせてくださいと。そういった具体的な政策をしていかないと、かなりチップの負担が大きくなると思うのですけれども、その辺の政策について町長にお伺いしたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

町で、木質資源を活用していくという計画、木質バイオマスの導入計画も含めて持っています。その中で、晩成温泉で今チップを使ってお湯を供給しているということでもあります。当初の計画から見ると、ボイラーの数がなかなか増やしていけないというところもあって、その部分も実は製造コストが跳ね上がっている部分はあるかなというふうに思っているところでもありますので、今後、今、議員がご質疑の中でもご発言があったスマート街区の関係で、さらに町の公共施設で木質チップを使っていくような導入が進んでいけば、やはりチップ製造が拡大していけば、コストダウンにつながっていくのではないかとこのところは期待をしているところです。

ただ、昨今、バイオマスの火力発電が全国的に進んでいるということもあって、チップがある意味取り合いになっているような状況もありますので、今後、木材を確保していく、チップの供給を安定的に図っていくという意味では、林地残材の活用であるとか、今までチップとして活用できなかった部分についても活用の道を広げていくということが安定的な確保と価格の部分で有効だというふうに思いますので、そういう手はずは整えていきたいというふうに思っております。

ただ、今後もそういういろいろな取り組みを進めていくにもかかわらず高騰がとまらない

というような状況があれば、やはり地場の木材資源を活用していくという思いはありますが、燃料としての適正な価格を大きく逸脱するような、そういう事例が今後発生するような場合については、議員がご指摘のとおり、あらゆるところから導入を図るといったようなことも、ひよっとすると検討の中には必要になることもあるかなというふうには思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今回の木質計画、これは平成26年に計画を立てまして、平成27年に晩成温泉で実際始まったのですが、当初の計画では、今のチップ工場からは最初は3年という契約でやったと思うのですよ。4年後については、その都度協議なのですけれども、3年間使ったので、私はもうそろそろ自由競争でもいいのかなと。今、町長が言ったように、林地残材を少し使うなりして企業努力しながら単価を抑えるという努力も、これからは町側もある程度は攻めていかなければならないのかなと思っております。

それで、晩成温泉は最後になるのですけれども、晩成温泉の利用者は、委託業者の経営努力もありまして、契約はあと2年で終わりなのですよね。そういった中で、今回のロケットの効果もありまして、平成28年度に比べると約1割強増えて4万8,000人、もう約5万人近く利用されているのですけれども、それで、宿泊施設はほぼ横ばい状態で、夏で約2,000人、冬で約1,000人程度かなと思っております。管理運営費に要する経費は、維持補修費ですけれども、平成29年度からはチップの原料は大樹町がほぼ直営で行っているということで、増加傾向にあるのですよね。町の観光振興として、これは本当に大きな役目を果たしていると思うのですよ。

でも、今の最初の説明の中では、最初の5年間は小破修繕でいくのだよと。あとは、令和6年度以降に新しく町長としての思いの中で、その施設をリニューアルするのか、改築するのか、それとも、ある程度事業を縮小していくのか。例えば冬の宿泊を休むとか、それとも少しでも経常経費の委託料を減らすとか、そういった努力をしていかなければならない時期にもうそろそろ来ているのかなと思っております。それで、契約があと2年ある、3年後、素直に今の委託業者が受けてくれればいいのですけれども、万が一、手を引くことも考えられるので、今後、晩成温泉として、町長は観光振興のこういった形で今後期待していくのか。観光振興の想いを、将来像を描いているのか。これについて最後に聞きたいと思えます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

晩成温泉については、私もかねてから発言をさせていただいておりますが、海に見えるあの場であってこそ晩成温泉だという思いはありますし、町としても大切な観光のツールだというふうには思っております。

ただ、議員ご指摘のとおり、施設が老朽化しているというのは当然否めないことでもありますので、今後、この後の総合計画の段階で、どの段階で晩成温泉については、こういう方向でやっていくというところを当然盛り込んでいかなければならないと思いますので、それまでに晩成温泉の在り方については、今、指定管理をお願いしている業者も含めて相談をしていかなければならないかなというふうに思っております。

あそこにあるからこそ晩成温泉だというご意見をたくさんいただいているのと、または、正直、町から遠いというご意見もいただいております、お湯を運んだらどうだという町民の方もいらっしゃる。いろいろなご意見がありますので、今後もああいう形で日帰り入浴、または宿泊を兼ねた施設をやっていくことがいいのか。そこら辺については、施設が老朽化しているということもありますので、今後あらゆる方向で検討していく必要があるかなというふうに思っております。今のままでそのまま施設をリニューアルしていくということに縛られることなく、検討の方向としてはあらゆる部分で検討していくことが必要だと思いますし、ただ、お湯は、私は管内的にも有数のお湯だというふうに思っておりますので、今後も何らかの形で入浴できるような体制は維持していきたいというふうには思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、やっぱり海に見える温泉ということで、源泉もいいので、今は小破修繕ですけれども、令和6年からの第6期の中で、その場所でリニューアルとか、そういうこともぜひお願いをいたしまして、晩成温泉については終わりにいたします。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは、午前中の一般質問を続けます。

次に、産業振興の町営牧場についてお伺いしますが、牧場の使用料の改定ですが、答弁の中では、令和2年度に検討する予定でいるとの答弁でした。

牧場の管理運営等に要する経費から考えても、検討するのですけれども、多分、値下げは考えられないと思うのですけれども、このまま行くと、現行維持でいくのか、それとも値上

げの方向でいくのか。来年、多分、行革だとかいろいろ検討されるのですけれども、提案する中で、町長のトップとしての考え方が最優先で、それに基づいて牧場運営委員会等で協議されると思うのですけれども、町長としての今の牧場運営から考えるとどちらに向いていくのか、それについてお伺いしたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

町営牧場の料金の関係であります、前回の改定の時期がいつ改定したかというのはちょっとすみません、失念しておりますが、従前から、公共牧野の中でも大樹町の町営牧場の預託の料金については、非常に道内の全体から見ても低いほうに抑えているということがあります。町営牧場そのものは、設置の目的からして町内の基幹産業である酪農、畜産の振興発展のために寄与する、若齢牛馬の育成を目的として運営をしているところでもありますので、そういう意味の活用はまだまだこれからも図っていかねばならないかなというふうに思っております。ただ、残念ながら預託戸数の減少に伴って、受け入れの頭数も縮小しているという現状で、経営自体は非常に厳しいものにあるかなというふうに思っております。

今後、牧場運営委員会、または預託者の皆様、町内の酪農畜産農家の皆様からもいろいろご要望をお聞きした上で、料金の改定の検討をしなければならない時期に来ているかなという思いではおります。改定をするということになれば、非常に今まで低い預託料で抑えてきたということもありますので、また、消費税も8%から10%になっているということもありますので、方向としては値上げする方向で改定についての検討を進めていくということになるかなと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。全体については、また、この後聞くのですけれども。

それで、値上げ前の段階なのですけれども、平成29年の9月の定例会において、経営環境が厳しい町営牧場の今後の在り方について一般質問していると思うのですけれども、多分記憶にあると思うのですけれども、その中で町長は、今答弁ありましたように、委託収入の減、施設の老朽化など厳しい経営環境、それで、他の公共牧場との協力連携などを検討すると、そういった答弁をいただいたり、また、作業機械等の老朽化等により修繕費が年々増加している傾向になっていると。その他の施設や機械設備等も老朽化しており、修繕や更新、さらに草地更新についても必要と認識している。ただ、財政面から計画的な更新を図らなければならないのが実情で、早急な課題として検討を進めていきたいという、そういうかなり料金改定前の前向きな答弁をいただいたのですけれども。

それで、その後、今日まで約2年が来ているのですけれども、その後どのような内容で経

営環境を図ってきたのか、お聞きしたいのですけれども。

○議 長

佐藤町営牧場長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

この2年間の状況でございますけれども、まず、建物につきましては、総合計画により令和4年にバンカーサイロの新設や、令和6年以降に光地園牧場の事務所の改築を総合計画において計画付けております。その他の建物につきましては、修繕による対応という方向としているところでございます。

作業機械につきましては、耐用年数を超えているものが大半でございます。修繕料が増えていることが昨今問題となっております。計画的な更新が必要であることは認識しておりますけれども、修繕するのか、また更新するのかにつきましては、随時検討し、作業機械の価格とそれに係る人件費を考慮しまして、平成27年からはJAコントラクターに収穫作業のほうを移行しておりますので、その他の作業につきましても、できる範囲で作業の移行を考えております。また、大型機械に関しましては、国の畜産クラスター事業による導入も検討したいと考えているところでございます。

草地更新につきましては、平成29年度は事業採択されませんでした。公社事業により草地更新を平成30年度から実施しております。今後も継続して計画的な草地更新を進めていく予定でございます。

その他の公共牧場との連携という点でございますが、平成30年6月におきまして、町と北海道農業公社の間で災害時における相互応援に関する協定というものを締結してございます。この協定を連携の1つとしまして、これから公共牧場との連携による使用体制ということで話を進めていきたいという考えでいるところでございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

内容については、わかりました。でも、この公共牧場の協力連携というのは、今説明ありましたように、要するに災害時における協定なので、ただ、日常の管理の中での協定というのは特別ないのですよね。そうすると、今説明の中でありまして、これから後期の第5期の総合計画の中に向けてバンカーサイロとか事務所等もこれから6次計画で出てくるのですけれども、そう言いながらも、直近で、平均で約1億1,300万円から1億1,400万円の牧場運営経費、これは職員の正職の給料を除いているのですけれども、そうしますと、今、町長から説明がありましたように、多分値上げの方向だろうと思うのですけれども、全道的には一番低い位置にいるのですけれども、多少牧場の使用料の値上げ等だけではなかなか賄い切れないと思うのですよね。1億1,300万円から1億1,400万円となりますと。そうすると、畜産振興から考えてもある程度、町としての政策も今後は必要でないかと

思うのですけれども、それについて、町長、どうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

料金の改定については、そういう方向でこれから検討していくということです。かかる経費については、今、議員がおっしゃったとおりの経費がかかっているところです。預託頭数が減っているということで、預託料、または捕獲手数料等の収益がそこまで到達できないというのは、それはもう現実論としてあると思います。

ただ、収支が賄えるのは、もちろんそれに越したことはないのですが、例えば歳入が歳出に至らない、追いつかないということがあっても、施策として大樹町として基幹産業である畜産の振興のためには育成牧場の役割というのが必要だという住民の皆様の理解があれば、施策として続けていくことは町として必要なというふうに思っております。

ただ、だからといって赤字でいいということではありませんので、預託料については、適正な価格がどのぐらいなのかということも、これから検討しなければならないというふうに思いますし、1頭でも多く預託してもらえるような、そういう公共牧野の在り方をこれからも模索していかなければならないかなというふうに思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。でも、住民の理解を得るといっても、使用しているのはほとんど畜産農家に限定されているのですよね。そうしますと、例えば今の牧場の現実からいくと、牧場の人手不足も結構発生していると思うのですよね。成績からいきますと、もうやっぱり平均受胎率も平成29年度で4.6回とか、あと平成30年度で3.9回と、ちょっとこれはどうかなと疑問を感じるのですけれども。また、来年、1人退職されるということで、専門的技術者もやっぱり必要でないかと思うのですよ。それと、作業機械、施設の更新を考えると、ますます運営経費が増加していくのは避けていけないと思うのですよね。

例の1つとして、例えばこれは牧場のほとんど組合員に限定されるので、これからは1年間にかかる経常経費をお互いに持つとか、折半するのか、7対3がいいのかわからないけれども、お互いに経費を持ち合って、牧場で起債の部分は町でしっかり払っていくと。1年間にかかる経費は、今後はJAと協議していくという場面も、これからは必要ではないかと思うのですけれども。

それと、経常経費の中で、先ほど1億1,300万円から1億1,400万円で、そのうちの約半分、これは原課に調べていただいたのですけれども、約50%の5,500万円から5,700万円はJAと取引なのですね。そうすると、そこには手数料が発生しているのですよ。手数料というのは、仮に3%としても165万円とか170万円ですけれども、例えば今そういった部分の手数料の減免というか協議というか、そういうこともお互いにやっぱ

り持ちつ持たれつの中で牧場を運営しているので、今後そういうことも具体的にこの2年間、3年間の間でやっていかないと大変な事態になると思うのですね。その辺、町長、提案というか例を出したのですけれども、それについてどうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

農協との関わりというご質疑をいただきましたが、いろいろな部分で農協のほうにも関わりを持たせていただきながら牧場の運営も進めているところでもあります。今後、町内の酪農家、畜産農家に寄与しているというのは間違いないことでもありますので、そういう部分で経済団体である地元の農協等にいろいろな部分で多方面から協力を担っていくというところはあろうかなと思いますし、私が期待するのは、実は人材の部分でも何らかの形で貢献をいただけないかなという思いが強いております。

今、議員がご質疑の中でもあったとおり、来春退職の職員が1人おりますので、そういう部分では、やはり適切な町営牧場の運営を図っていくためには、やはりマンパワーが必要でもありますので、人材の部分での何がしらの応援をいただけないかというところは思っているところでもあります。

手数料の話は、実はあんまり想定したことがなかったもので、その辺もちょっと農協のほうにもそれとなく話としては進めてみようかなという思いで今おります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、私も一農家で利用している者なのですけれども、極力、値上げはしてほしくないのですよ、正直。でも、今日、議員の立場ですと、やっぱり台所事情を考えると、これはやむを得ないのかと思います。

牧場運営で一番大事なのは、育成でいくのですから、やっぱり授精回数と受胎率、ここをよくしないと預託は増えてこないと思うのです。今、町長が言ったとおり、人材派遣、農協からプロの方を何とかお願いする方法も1つの方法かなと思うのです。ぜひ、そのことをこれからも続けていただきたいと思います。

次に、住民のインフラ整備の水道事業ですけれども、平成30年9月の定例会のときの経済常任委員会で、持続可能な水道事業について検討を進めるための視察目的で、調査活動報告を議会で当時の松本委員長が報告しております。この報告の内容は、水道事業の財務の状況や老朽化した設備の更新費等を踏まえ、費用の削減など経営努力はもちろんのこと、料金の改定も含めた抜本的な改革が必要な時期に来ていると考える。説明責任を果たし、広域化、民営化等あらゆる方策を慎重に議論、検討し、重要な生活インフラの安定確保を図ることが必要であると、こういった報告をさせていただきました。

昨年の9月にしたのですけれども、1年が経過した中で、原課または内部会議の中で、こ

の報告書についてどのように協議されたのか、お聞きしたいのですけれども。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長兼下水終末処理場長

課内での協議、検討内容でございますが、まず大樹町の水道事業の経営ですけれども、収益的収支、過去5カ年で大体平均毎年4,000万円程度の損失となっております。また、平成30年度の決算時では、累積欠損金、赤字ですけれども、約6億9,000万円に達し、今後もこの赤字が増え続けていくことが想定されております。ますます経営が厳しくなっていくというような状態でございます。

さらに、今後もまた給水人口などの減少ですとか、施設の老朽化、また突発的な緊急的な修繕などが想定されますので、これ以上は経営全体の見直しが必要になってくると思っております。そのために、課の中では、やはり料金収入の見直しが必要不可欠ではないかという考えを持っております。

ただ、管内でも水道料金がかなり上位のほうに位置しております。これ以上、町民の皆さんに負担を求めることは難しいことと承知しておりますので、健全な経営にかかわります料金体系ではなくて、用途区分の変更も合わせた中で見直しを検討したいということで、課の中では話し合っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これは余談になるのですけれども、できればそういった、次に、今説明あった改定料金とか用途変更の検討をしているとなれば、本当は報告したら、なるべく議会にフィードバックしてくれると、こういうことを検討したということがわかるのですよね。今までの常任委員会報告は、そういうことが全然ないのですよね。今後は、そういうことも議長に求めていかなければならないなと思っております。

それで、答弁の中で、水道事業の健全な経営に向けて用途別の抜本的な見直しを含めた料金体系、今説明あったのですけれども、令和2年度に検討を行っていきたいと。現行の水道料金表からいくと、家事用は十勝管内で、今課長の説明からも、もう1番2番の高い料金なのですよね。家事用については、恐らく令和2年度の中でも、まず値上げはあり得ないのかと思っております。そうすると、あとは用途変更の中で料金改定しかないのですけれども、業務用とか営農用、工業用を区分されているのですけれども、今後こういうことを町長としてどのように考えているのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

水道料金の用途区分の関係では、都度、議会でもいろいろご質疑をいただいているところ

でもあります。中の区分を、議員も当然ご承知だと思いますが、用途区分によって水道の料金の格差があるというふうに私も考えております。営農用水といいたまいますか、農業分野に使う水の価格については、町の施策もあって優遇しているという状況が続いているところでもあります。また、ご質疑の中でもありましたが、家庭用については管内的にも水の単価としては高いほうに位置しているかなというふうに思っているところです。

今回、具体的にこの部分は据え置いて、この部分は改定するというのは、答弁は、今は差し控えますが、あらゆる方向からやはり検討する必要がありますし、水道会計の健全化を図っていくという視点から考えても、どういう料金体系の在り方がいいかというところは、検討しなければならないというふうに思っているところでもあります。長い間、優遇してまいりました農業用の部分についても、どうしていくかというところは、今回の料金改定の大きな、重要な点といいたまいますか、中心的なポイントになるということも少なからず認識はしております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、本当に今の経営状況からすると、料金改定だけでは多分追いつかないと思うのですね。多分、民間の編集部というか、自治体の関係の調べによると、自治体の水道の危険度というランキング、全国でワースト10に北海道の自治体が3つ入っているのです。その中にどういうわけか今回は大樹町も入ってしまったという事態なのですけれども、その水道経営で、例えば具体的にいきますと、平成30年度の料金収入で約2億5,000万円程度だと思います。

それで、当年度の赤字額というのは当年度純損失額が約3,800万円、当年度末の未処理欠損金というのが、俗に言う累積赤字額が、もう6億9,000万円と。令和元年度になりますと、もう7億円を超えてしまうのではないかという内容です。貯金額も今のところ約9億円、もう10億円を切ってきているのですけれども、決算状況からいきましても、料金改定だけでは当然賄い切れないと思うのですよ。そこにはやっぱり、先ほど言いましたように、牧場もそうですけれども、町としての具体的な政策を考えていかないと健全な経営には向いていかないと思うのですけれども、それについて町長はどのように考えているのか、お聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

水道の関係については、施設のこれからの補修、または維持更新の費用が想定される場所でもあります。坂下、住吉、両方の取水施設の関係についても、いずれの段階でさらに更新、または整備が必要だということは、当然出てきますし、答弁の中でも説明をさせていただいておりますが、管路についても40年以上経過している老朽管路がかなりあるというよ

うなことです。

ただ、水道については、ライフラインだということですので、供給をストップするわけに参りませんので、どういう形でやっていくかというところは、これから、そんなに遠からずの段階で方向を決めていかなければならないかなというふうに思っているところです。

これからも、大樹町が単独での水道事業を行っていくということであれば、相当な出費を伴うという未来があるということは想定されますので、それをどういうふうに対処していくかというところは、皆さんとともにやっぱり知恵を出しながら、よりよい方策を講じていかなければならないというふうには思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。でもやっぱり、今の多少の料金改定だけでは、赤字は消えていかないのですよね。今年、赤字になりそうだからと、取水場の栓をぐっと絞るわけにいかないし、給水制限をかけるわけにもいかないのですよ。

そういう状況の中、例えば考え方の1つとして、現行の水道料金から単純に、営農用水を家事用上げると、大体当年度の純損失額は約平均3,800万円から約4,000万円というのは大体解消されますし、当年度末の未処理欠損金の一部は軽減されると思うのですけれども、これは不可能なので、例えば営農用水だけで見ますと、一般会計から仮に農業振興費の科目で繰り入れするという政策もある程度はとっていかないと、設備に係る更新計画、老朽化が進む水道管の更新の中では、なかなかそこは健全化に向けた企業会計が厳しい状況が多少上げていっても今後も続くと思うのですけれども、今ちょっと1例挙げたのですけれども、そういうことも考えられないのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

検討の方向としては、そういう考え方もあるかなというふうに思っております。水道事業だけのことを考えれば、収入と支出をとんとんにするという料金にすれば、それは合うということでもありますが、それはやはり過去の経緯から含めてもそうはなかなかいかないところもあるというふうに思いますし、今まで農業振興というところも含めての料金の考え方があったということもありますので、その料金の在り方についてどうしていくかというところ、またはそれも含めて水道事業会計をどうやってこれからも永続的に運営できるような会計にしていくかというところの両面があると思いますので、そこはバランスをとりながら、これから進めていきたいというふうには、今現在は考えております。

ご提案の件についても、これからの改定の部分の参考にさせていただきたいと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これで3件終わったのですが、今度は全体についてお伺いしますけれども、第5期の総合計画の中で、公共施設の管理計画概要において、公共施設の改築計画が毎年ローリングしながら優先順位を変えながらやっているのですけれども、そうすると、その反対に今度は古い建物が残ってくる、公共施設。そうすると、今度はそれを計画の中に全体の中で取り壊しの計画というか、そういった取り壊しの費用は、収支は単年度なので自主財源で賄わなければならないのですよね。例えば新しいものを建てたら、1つや2つ壊すという、そういったそれらもあわせて一緒に計画を組んでいかないと、計画が立たないのではないかと。そうしないと経常経費は増える一方なのですよね。そういうことを今後は第5期の後半と第6期の中できちんとやっていかなければならないと思うのですけれども、それについてはどうでしょうか。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

総合計画の執行計画のプロジェクトの中で検討しておりまして、現状あります建物の老朽化に対しての考え方は、その個々の建物ごとに検討しておりまして、例えば例に出ています福祉センターをどうしていくかと。大規模改修はできるからほかの用途で使えないかという検討もしております。例えば学童保育所はできないかという検討も過去に、3年ほど前ですがけれども、やっております、福祉センターにつきましては、改修すると、使用目的が変われば確認申請はもう一度取り直さなければならないというところでは、基礎からやり直さないと通しませんよというようなこともありまして、現状の集会施設で使っていくしか方法はないのかなというところでは、大規模改修には至らず、小破修繕で当面使えるうちは使って、いずれは寿命が尽きるのかなというような考え方で現在はおります。

ほかの地場産品研究センター、あるいは公衆浴場、B&G海洋センター等々取り壊しの計画は今のところありませんけれども、同じような状況で、延命措置をしながら使っていくというような方向で今検討している最中でありまして、公共施設の全体的な今後の見通しという部分では、そういう計画のものは調査もしておりまして、その中で全体の面積を徐々に減らしていくべきだというようなこともありますので、不要なものは取り壊していくというようなことをございますけれども、プロジェクトの中ではちょっと大きなものしか扱っていませんので、現時点で、あれとこれを壊すという取り壊しの計画というのは、今はなくて、大規模改修するか小破修繕で延命していくかというような検討をしているところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今ちょうど福祉センターの話が出たので、福祉センターも今後の計画の中で多分来年度も

小破修繕1回のみ、大規模改修はしないと。でも、今の説明の中からいくと、いつかは尽きるのだと。そうしますと、そこには結構利用者がいるのですよ。今回は、来年の成人式は学習センターということで徐々に変えていくのですけれども、そうすると、やっぱり目先、もう何年ごろには取り壊しをしたいから、もう修繕は無理だと。そうしたら何年後にやるので、あと利用者が結構使っているの、徐々にどこかシフトしていかないと、1年前に言われても結構無理だと思うのですね。そういった計画もきちんと立てていただきたいなと思います。

それで、先ほど町長が言っていましたように、水道料金も牧場料金も喫緊の課題だと、早急にやらなければならないというのですけれども、今回、3つについて質問したのですけれども、それで、水道料金とか牧場使用料の改定などは町民にとっては結構かなりの関心があるし、議論されると思うのです。それで、町民の関心や議論に耳を傾けることが必要だと思うのですけれども、町長は令和2年度に向けてどのような形で町民と共有策を持ちながら地域に理解を求めていくのか。これは多分、前回も同じことを質問しているのですけれども、具体的にどのようにやっていくのか、それについて聞きたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

水道、または農業者の方々には公共牧場の料金の在り方というのは非常に興味がある、経営にも関わるところでもあると思います。これから検討作業に令和2年度にかけて、それぞれの料金の見直し等も含めて検討を進めていくということになりますが、経過等も含めてどこまで、途中経過なものですから、お伝えできるかわかりませんが、今こういうことを見直ししていますとか、管内と比べると、うちはこういう状況ですとかという、情報についてはお伝えできるかなというふうに思います。

また、最終的な判断をする前にも、もしできれば住民の皆様からも意見を聞けるような、それはどういう形になるか、今はちょっとお答えできませんが、そういうものも検討できればと思っております。やはり情報を共有しながら進めていくということがまず答えを導く段階に到達するまで必要なことかなと思っておりますので、そういう部分については意を注いでまいりたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。

これもやっぱり町長の想いを地域住民へということなのですから、9月の定例会の一般質問において、地域住民への共有策を一言で言ったらという質問に対し、町長は今答弁してくれたように情報の共有だと思うと、そういった答弁をいただいたのですけれども、情報の共有もいろいろな形があると思うのですけれども、広報紙、ホームページ、新聞等もある

のですけれども、今回は農業経営とか、直接、生活に密着することなので、私は自治体の自治の原則は地域住民の暮らしと経済が第一原則だと思っているのです。やっぱりそういった大事なことは、地域に出向いて直接住民と顔を合わせて話を聞く、想いを聞く、いろいろなことを言われるのですけれども、ちゃんと聞いて、町長の言葉で、そして自分の想いを町民に伝えることが一番大切なことではないかと、この令和2年に向けて行う中では、やっぱり過去行ってきた地域住民懇談会、要請があれば行くというのですけれども、やっぱり来年は令和2年度というの一番大切な時期なので、町長自ら、執行者自ら、出向いて1人でも2人でもいろいろな話を聞く。そして、料金改定に理解をしていただくというのが大切だと思うのですけれども、それについて、最後お聞きします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、ご質疑の関係については、9月の定例会でもご質疑をいただきましたので、答弁は、私は同じ答弁になります。もちろん、住民自治でありますので、住民の皆さんからいろいろなご意見をお聞かせいただきながら町政を運営していくというのは、根幹に関わるような重要なことだと思います。そういう関わり方というのは、今までも進めてまいりましたし、今後進めていきたいというふうに思っております。

町長と語る会も、お呼びいただいたところには出向いて行って、いろいろなことで意見交換もさせていただいておりますし、私どものほうでどうしてもこれは地域を回って皆さんからご意見を賜りたいということについては、地域別の懇談会も開催してきた経過もありますので、必要な案件については、そういうこともしてまいりますし、いろいろな団体やいろいろな会合等にも出席をさせていただいておりますので、そういう場でも意見交換はさせていただきたいというふうに思っております。

やはり、先ほど議員からもあえて私の答弁の内容をお話いただきましたが、情報の共有というのは本当に大事だというふうには思っておりますので、今後もその点については、しっかりとやっていきたいという想いは常に持っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

特に今回質問しているのは、やっぱり晩成温泉、牧場、水道、直接住民に関わることなのですよね。今質問の内容からいっても、答弁からいっても、料金改定は避けて通れない状況だと思うのです。そうすると、やっぱり必要な案件があれば開くのではなくて、やっぱり日常からそういう計画を持って、町として、執行部として、町民に理解を求めていくというのが、いろいろな意見を聞いたほうがいいと思うのですよ。結構言われると思うのですが、そこはちゃんと聞いてあげるといって、そうすると、そこでおさめていくというのが大切なことではないかと思うのです。

それで、町のトップとして、宇宙構想の実現に向けて一生懸命やっているし、また要請活動等も結構やって、重要なことなのですけれども、やっぱり地域住民にとっては自分の町政、生活の先が見通せることが一番原則だと思うのです。

今回、3点について質問したのですけれども、令和2年度の執行方針、厳しい各予算編成となりますけれども、そこは町長の力量に期待しながら、また残りの3年間にこれは実現しなければならないし、実行しなければならない事項だと思うのです。そういうことを期待いたしまして、一般質問を終わります。

○議 長

次に、3番、吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

先に通告しております2点について、町長、教育長にご質問いたします。

まず、1点目の通学路の無電柱化及び電柱移設についてでございます。

西本通のセブンイレブンから大樹高校の間は通学路の一部となっておりますが、この間の歩道の幅は大変狭く、6本の電柱が狭い歩道のほぼ中央に建てられており、ますます狭くなっております。雪が降ると除雪に支障をきたし、手作業でしか除雪できない状況で除雪が遅れるため、車道を通行することになり大変危険です。高校生や小学生の通学路となっております。早急に解消されるよう、次のことについてお伺いいたします。

1、通学路の安全性を図るため、これらの歩道の無電柱化の考えをお伺いいたします。

2番目に、無電柱化が無理であれば、通行や除雪に支障をきたさないよう、電柱の移設をしていただくよう、電柱の設置者に対する要請についてお伺いいたします。

3番目に、無電柱化法が平成28年に成立、北海道は、今年3月に北海道無電柱化推進計画を策定いたしました。大樹町も将来を見据え、今後、町道の整備に合わせて無電柱化の推進を検討してはと思いますが、お考えをお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

吉岡議員ご質問の通学路の無電柱化及び電柱移設についてお答えをいたします。

ご質問の1点目、通学路の安全性を図るため、これらの歩道の無電柱化の考えであります。国では、安全で安心な通行空間の確保、災害の防止、景観の向上、観光振興など、様々な効果があることから、無電柱化を推進しているところでもあります。

議員ご指摘のとおり、町道は歩道が狭く、通行や除雪に支障をきたしており、通学路の安全面からも無電柱化、または移設の必要性は理解するところではあります。無電柱化による電線類の地中化に係る費用は、国土交通省の試算では、道路1km当たり土木工事で約3億5,000万円、電気設備工事で約1億8,000万円、合計5億3,000万円と、膨大な費用がかかる事業であり、町道で実施するのは現実的ではないと考えております。

ご質問の2点目、無電柱化が無理であれば、通行や除雪に支障をきたさないよう、電柱の

移設をしていただくよう、電柱の設置者に対する要請につきましては、町が道路工事等に伴わず、電柱移設を要請した場合は、全額町の負担となります。町道の改良工事や歩道修繕工事に合わせて支障物件として電柱移設を要請した場合は、電柱設置者の負担で移設していただいておりますので、町道の改良工事、または歩道の修繕工事を実施する路線において、移設の要請を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、大樹町の将来を見据え、今後、町道の整備に合わせて無電柱の推進を検討してはの考えであります。国では、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観の形成を図るため、平成28年度に無電柱化の推進に関する法律を施行し、平成30年4月に無電柱化推進計画を策定しております。また、北海道においても平成31年3月に北海道無電柱化推進計画が策定されたところであります。

無電柱化は、災害に強いまちづくりや、冬期間における交通の確保が可能な事業であるため、まずは国道の無電柱化について問い合わせたいと考えております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

今、町長の説明がありましたように、無電柱化の目的は、防災性の向上、通行の安全確保、良好な景観、形成等でございます。私の調べたところでは、日本では昭和60年から取り組んできているようでございます。ヨーロッパやアメリカ、アジアの主要都市に比べて非常に実施が立ち遅れているようでございます。

そこで、3点目の関係から、まず再質問させていただきます。

今後の無電柱化の推進についてですが、国道の無電柱化については、問い合わせをしていきたいという答弁でありました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、帯広開発建設部は、2015年から音更町の国道で無電柱化の事業を行っております。また、国だけでなく、今、町長からの答弁もありましたように、北海道も計画を立てている中で道道の無電柱化の事業を推進しております。今後の国や北海道の無電柱化推進計画にのせていただくよう、事業採択に向けた取り組みを進めていただきたいと思います。再答弁をお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど答弁の中で、国に対しても要請をしていきたいという、国道については申し上げたところです。北海道についても、ぜひそういう形で計画の中で道道の無電柱化を大樹で実現してほしいということについては、何らかの段階で道のほうにも問い合わせなり要望なりはさせていただければなというふうに思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

わかりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、この質問で一番私が聞きたいことは、趣旨説明にもありましたように、セブンイレブンから大樹高校までの中間の区間の歩道のことでございます。100mほどと思っておりますけれども、国道から高校に向かって右側に4本、左側に2本の電柱が極端に狭い歩道のほぼ中央に建っております。先ほど説明いたしましたけれども、この状況について、町長、副町長が現地に出向くということはないでしょうけれども、担当者は把握しているなり、今回の質問で現地の実態の確認を行ったかどうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長兼下水終末処理場長

セブンイレブンから高校までの間の歩道が狭いところ、現地確認を行っております。それで、当然、私自身も無電柱化になるとすっきりして大変いいのではないかなと思っておりますけれども、ただ、何せ歩道が狭いものですから、恐らく工事するのも困難。そしてまた、無電柱化の配線が中に入ること自体、また大変な工事になろうかと。それで、俗に言う、トランスとかなんかが今度地上設備として出てきますので、その設置場所も今度またそれが邪魔になると。それと一番ネックなのが、国道、道道で言いますと、電柱と外灯とかが分離されて建っております。ほとんどの町道の防犯灯が北電柱、もしくはN T T柱に添架されております。これが無電柱化になりますと、防犯灯のためにまた電柱を建てないとならないということが出てきますので、非常に考えとしては、無電柱化になるのはちょっと厳しいかなと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

私もここを毎日のように通っておりますので、地域の者としてわかっているところですが、非常にあの道路は高校生、それから高校周辺の小学生、緑苑の小学生のほとんどが通学路として利用しなければならない歩道です。さらに、緑苑の高齢者も利用しなければならない、市街地周辺に来るためには利用しなければならないという歩道で、やむを得ずお年寄りが車道を歩いているという状況を見かけます。

国は、東日本大震災や、それ以降の地震災害、また数多くの大型台風の被害により防災対策のための予算を付けております。国の防災対策で無電柱化も補助事業の対象になるのではないかなと思っておりますけれども、片側区間だけでもできないか。採択に向けての調査検討についてお伺ひしたいと思ひます。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長兼下水終末処理場長

平成30年度に国が無電柱化推進計画を立てました。そして、平成31年3月に北海道が今度、無電柱化推進計画を立てました。補助事業に関わることにしましては、各市町村でも同じく無電柱化推進計画を立てなければならないことになっております。それと、補助事業で、今、国が推進しているのが、地中化方式の電線共同溝方式とって、みんな線をまとめて地中に入れると。すごくコストの高い無電柱化推進計画を立てなければならないということで、先ほど言いましたけれども、総体的に1キロ5億3,000万円かかります。

それであれば、今、道路改良で行っている支障物件として北電に申請いたしますと無償で移設も行えますので、そちらのほうをまず先にどうか検討していきたいなと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

今、北電に申請すれば無償という話が出まして、先ほどの答弁では、町のほうで持たなければならないというのを伺ったのですけれども、繰り返しになりますけれども、町道の整備以外の電柱の移設要請は町の負担となるということではないと。北電に申請すればなると。そういうことですから、私もちょっと質問に似た内容の関係が新聞に載っていましたので、その説明を質問の1つにしたいと思っておりますけれども、新聞の町の声という欄の記事で、概略を紹介させていただきますけれども、見出しは「除雪支障の電柱、位置変更に感謝」というものです。内容は、「除雪車が通り抜けできず、電柱周辺に雪がたまり通行できなくなる歩道について、役場に相談してもらったところ、電柱をずらしてくれた。仲介者、役場担当者、北電に感謝します」という記事が載っていました。今、高橋課長の話をお聞きすると、北電では無償でやっていただけたのかなということを受け止めましたけれども、それでよろしいのか、もう一回確認したいと思います。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長兼下水終末処理場長

電柱につきましては、道路の占用物件として占用料をいただいて現場所というか位置に設置させております。でありますので、移設をこちらからしてほしいということでは、いや、それは、私は費用を払っているのだから申請者が移設しなさいよと。ただ、道路管理者である我々が道路工事のために移設をしてほしいと。それとか、支障になるので移設してほしいというときには、北電は占用物件でありますので移設が伴います。だから、今お話しされたのは、役場側が費用を支払ったのかなと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

多分、先ほどの新聞の関係でいけば、電柱1本を移設したのかなという感じで思います。私が今質問しているのは6本と数が多いわけですがけれども、今、課長の説明がありましたけれども、そういうことでやってくれたところもあるということですので、大樹町もぜひ、全部とは言いませんけれども、毎年1本ずつでもそういう形ですらしていただくことができないか。非常にわかるのです。本当に狭い歩道ですから、半分が電柱というような感じにも見受けられる狭い歩道です。移設できそうなところと、できそうでないところもありますけれども、なるべく少しでも歩行者が通行しやすいように、雨の日に傘を差していくと傘が電柱に引っかかるのですね。そのぐらい狭い歩道なのです。

現地を見ておられるということで、わかっているということでしょうけれども、移設も大変だと、すぐにはいかないでしょうから、冬の間の電柱周辺の除雪です。それを今までもやっているでしょうけれども、今後も気を付けて速やかにやっていただけるかどうか。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長兼下水終末処理場長

除雪ですけれども、やはりどうしてもまず車道をあけるのが第一になってきます。その後に歩道の除雪と入ってきますけれども、通学路は中でも率先して入っていくのですけれども、どうしても電柱があると、そこを避けて除雪になるかと思えます。だから、さらにその細かい除雪になりますと、一段落、通学路の除雪が終わった後に細かい除雪になるかと思えますので、どこまでできるかちょっとわかりませんが、今シーズンの除雪に対して内部で打ち合わせをして検討してまいりたいと思います。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

この関係につきまして最後の質問となりますけれども、あそこの高校通という地区なのですけれども、あの区間以外に同じような歩道がございます。ただ、あそこは国道の次に人通りが多い通学路だと思います。国道の西本通から橋のところを通る小学生、中高生、通勤者、その数から見れば少ないですけれども、先ほども話しましたけれども、緑苑の子ども達のほとんど、それから高校生が多く通る通学路ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この関係につきましては、課長の説明ですと、無電柱化は難しいと、候補的にも難しいということですので、今後いろいろ技術も発達していくものと思ひますので、町の責任として、住民なり通行者の安全に向けた考え、今後どのようにしていくのか、お考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、ご質疑いただいていること、一番の目的は通学路、子ども、高齢の方も含めて住民の方が安全に通行できるような歩道の空間の確保だというふうに思いますので、その部分でどういう対応がとれるかは、これから道路管理の部門、または教育委員会等も通じながら、どういう方策がとれるかについては検討していきたいというふうに思います。その結果として、どうしても電柱の移設なりが必要な部分については、その方策についても検討すべきであるというふうには思っております。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

2点目の質問に移らせていただきます。

人工芝の体育館建設について、町長、教育長にご答弁いただければと思います。

北海道をはじめ、雪国は屋外でのスポーツ活動の期間が短いため、冬場の練習場所の確保が難しく、冬期間の練習施設の有無により、冬期間の成長に大きな差が生じます。冬場をどう乗り切っていくかが課題となっております。

床面が人工芝で、壁、天井の内側を防護ネットで囲んだ体育館があれば、野球、サッカー、テニスなど、冬場も思い切りボールを蹴ったり、打ったりすることができます。このような施設をぜひ建設していただきたいとの町民からの期待の声もあります。

ただ、大型事業を控える中、早急には難しいとは思いますが、次期大樹町総合計画、また新たなまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定がありましたら、冬期間の町民の健康増進のため計画検討をいただきたいと思いますが、考えをお伺いいたします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

それでは、吉岡議員ご質問の人工芝の体育館建設についてお答えいたします。

北海道をはじめ、雪国では屋外のスポーツ活動の期間が短いため、冬場の練習場の確保が難しいことが現状であり、一定の面積がある人工芝の体育館があれば、年間を通して、野球、サッカー、テニスなどの運動が可能となることから、そのような要望があることも理解しております。

現在、教育委員会では、所管しております学校体育館等を含めた体育施設を夏と冬に分けて、各少年団、団体等に利用いただくように調整しているところでございます。しかしながら、議員もご指摘のとおり、町では大型事業が控えております。現在、役場庁舎と法人保育園の設計作業が進められており、その後に学童保育所やプールの建設が計画されているところでございます。

次期総合計画においては、現在、保有している施設の維持、補修に努めながら長寿命化を図るとともに、冬期間も利用可能な運動施設についても協議してまいりたいと考えております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

役場庁舎、法人保育園と大型事業が控えている、そういう中で財政の負担も増となっていくわけでございますけれども、町財政が健全に推移していかなければならないところでございます。一方で、既存施設の老朽化対策も、先ほどの議員の質問もありましたけれども、課題であることは承知しているところでございます。

冬場の運動や体力づくりは大切であるとの認識は共有しているということで思っております。次期総合計画で協議していきたいということでございますので、十分協議させていただくようよろしくお願いいたしますと思います。

そういう協議の関係でございますけれども、十勝管内には、私が調べた中ですが、こういう施設が2施設あるかと思えます。町長や教育長、そういう施設に行かれていますのかなと思えますけれども、特に教育委員会、建築、財政などの担当職員が、ぜひこういう施設を視察していただいて、見聞を広げた中で次期総合計画の検討に当たっていただきたいと思っておりますが、その点お伺いいたします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

去年、中札内村の新しいプールの改築に伴いまして、以前使っていたところを改修して人工芝でテニスコートを1面、冬期間も使えるよというところを視察してまいりました。跡地利用としてなかなかいいアイデアだなと思っております。

本町の場合、それを利用するとなると、B&Gの現在使用しているプールなのですが、残念ながら塩素で鉄骨がかなり傷んでいるということで、それは不可能という現状でございます。

また、議員もスポーツマンでありますので、いろいろ工夫されて冬期間鍛えてこられたのかなと思えます。雪や寒さは、マイナスでなくてプラスというふうに考えることも非常に大事かなと。北海道ならではのウインタースポーツにも親しむと。特に、少年期はいろいろなスポーツを通して、その競技だけでなく、いろいろな部位の体力も鍛えることが非常に大

事だなどと思っております。

ただいま中学校では、野球部などは使えないときは格技場で古いバトミントンのシャトルを利用してバッティング練習だとか、体幹を鍛えるトレーニングなどをやっているという報告を受けています。そういう部分はすごくいいのかなと思います。

また、吉岡議員は野球選手で活躍されていまして、堀内恒夫さんのことは知っていると思います。彼は、中学校1年生はサッカー部です。野球一筋というのもいいのですけれども、いろいろなところをやりながら体を鍛えるという部分も考えに入れていただければありがたいと思います。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

教育長が今答弁された中で中札内村、ちょっと私わからなかったですけども、中札内村という名前が出ましたので、私も2施設の名前を上げたいと思いますけれども、私が調べた中では、隣接の隣の村ですけども、更別村の「ふるさと館」、それから帯広市の南町にあります「すば一く帯広」が、中にテニスコート2面がとれるような状態の施設でございます。冬期、いろいろ工夫されて練習されているということでもありますけれども、こういう施設があるところとは格段の差が出てくると思います。

先ほど、私の質問のお答えをいただいておりますので、町長のほうから、こういう職員の視察について、協議の参考になるようなことにしていただきたいと思っておりますけれども、そういう視察の派遣等、職員をさせていただけるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、ご質疑のある内容いかにかわらず、管内、道内で先進的な事例がある部分については、職員自ら出向いて視察をするということも重要な研修であるというふうに思いますので、必要な部分については今も、そして、これからも適宜対応していきたいと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

ぜひ、こういう施設についても見聞していただいて、職員の協議の参考にしていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議 長

次に、10番、志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してありました2点について、町長に質問いたします。

1問目が、バイオマス発電の促進についてでございます。

かつて質問しましたが、酪農家の皆さんから、家畜ふん尿対策としてバイオマス発電の促進を求める声があります。北電の送電線の容量が不足しているということでなかなか進まないということでしたが、最近、他の方法で接続を増やすことが可能というお話をお聞きいたしました。その内容について、お伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、志民議員ご質問のバイオマス発電の促進についてお答えいたします。

今年、10月28日に行われました北海道電力によるバイオガスプラントに係る説明会において、オホーツク、根室、釧路、十勝、日高を含む道東エリアにおける既存の送電線網にある変圧器等の取替工事を行うことで、新たに20万kW分の電力を固定買取制度により受け入れることが可能になるとの説明があったところであります。

来年1月までの申込期限となっており、町内では8つの酪農経営体が申し込む予定と聞いております。

バイオガス発電プラントによる家畜排せつの処理は、環境にも優しく、処理後に産出される消化液は有効な肥料となり、地域循環型農業を実践する最も有効な方法であることから、引き続き国や道などの関係機関と連携し、推進してまいりたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

20万kWというのは、どのぐらいの数字になるかと思っているのですが、町内で8つの酪農経営体の申し込みが予定ということですが、町内はどのぐらいのW数なのか。また、十勝管内ではどういう状況になっているのか。また、太陽光発電とか、他の発電方式も含まれているのでしょうか。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

町内におきまして、8つの酪農経営体が申し込む予定ということで、町内全体で1,840kWの電力を予定してございます。こちらの20万kWに対しましては、他の太陽光発電なども含まれた数字でございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

前には、北電の送電線の容量が不足しているということで、今回は別な方法でということに変圧器の交換ということですが、ここだけで20万kWで、大樹で1,840kW、約2,000kWですね。そうすると、大体、今の道東エリアで酪農のバイオマスプラントだけなのか、仕組みがどういう状況になっているか、私わかりませんが、今のところ、その分でカバーできるというふうに考えて、20万kWはカバーできるのでしょうか。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

一応、町で把握している範囲というのは1,840kWということで、他のところの状況のほうは把握してございませんので、ちょっとわかりかねる状況でございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

このバイオガス発電プラントということで、前、私らが議員になったころは堆肥盤ということでやっていたのですよね。その後、経営体が大きくなってきて、何よりも効果的にふん尿処理対策として、発電というのは二次的なもので、ふん尿処理として、さらにプラスして副産物としての電気が売電できるということで、大変効果的な方法として技術的にも大分確立されたというふうに聞いていますが、それを促進するために、今後あわせて変圧器の変更だけでなく、恐らくかなりな数字になるのかなと思っているのですね。ただ、20万kWと出てきたので、それは有効に活用しながら、合わせて送電線の容量、根本的な対策をやっぱり引き続き求めていってほしいのですが、いかがですか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回、北電のほうから示された案については、当初の目論見で日高幹線の送電線を必要な容量を流せる分だけの太さに変えるということの代替として出されたものであります。これがそのまま計画どおりに進めば、おおむね道東エリアの家畜ふん尿も含めたバイオマス発電の部分については20万kWまで拡大ができるということでありまして、当面はまずはこれを進めることが肝要かなというふうに思っております。

当初示された送電線の容量の増加の部分では、総体で600億円という試算がされておりますし、15年以上の工期がかかるということでありまして、それについても、当然事業者が負担をするという内容でありますので、まずは今回の示された20万kWを100億円程度で、5年程度でやれるというプランに基づいて進めることが、まずは今現在の状況を打破するためにも必要であるというふうに思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

わかりました。

資料を見ますと、随分、送電線のその後もなると15年ということで、当面5年ということで大変短縮されるということで、それを積極的に早急に推進していくようになればなというふうに考えております。

次の質問に行ってもよろしいでしょうか。

国民健康保険税の子どもの均等割についてお伺いをいたします。

国民健康保険税の負担軽減を求める声があります。今年6月の定例会でも取り上げたところでございますが、その中で、協会けんぽにない均等割という制度、全体的に国民健康保険税の高さ、これは役場の担当の皆さんで試算していただいて、1つのモデルケースを出して1.8倍ということで、その他の階層はどうかわかりませんが、恐らくそれに1.5倍とか、そういう数字が出てくるのではないかなというふうに思っているのですね。

そういう中で、負担感が重いという中で、子育て家庭の子育て支援ということから考えると、子どもがいる場合の家庭の負担軽減を求めるためにも、国保税の子どもの均等割を全額免除する自治体も最近出てきたということでございますので、町としても子どもの均等割を免除する考えはないか、お伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、ご質問の国民健康保険税の子どもの均等割についてお答えをいたします。

子どもに係る均等割保険税を軽減するための支援制度の創設と合わせ、実効性のある国保制度改革となるための毎年3,400億円の公費投入の継続、国民健康保険の普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能の継続、子どもへの医療費助成等、地方単独事業を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置の全廃などを全国知事会、全国市長会のほか、町村も全国町村会を通じて、令和2年度政府予算編成及び施策に関する事項として要望しているところでもあります。

当町としては、引き続きその動向について見守っていきたいと考えております。

また前回のご質問の答弁と同様の答弁となりますが、町独自の免除、軽減は考えておりません。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

3,400億円投入というのは、これはもう今まで一般会計で投入した全国の合計金額にやや等しいというふうに聞いていたのですが、全国知事会で国保の負担軽減を求めるために

軽減をしていくために1兆円投入ということを要望しているのですが、これによって国保の負担とけんぽの負担、これを平らにしていきたいということなのですが、今1兆円投入のことについて知事会からも出ているのですけれども、その後、町長は動向を見守るといことなののですが、その後の動向というのはどういう状況、何か新たに国のほうから出てきているのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先ほど、全国町村会、私どもも含めて要望している内容については、答弁の中で説明をさせていただきました。今現在、私どもの要望に対して、国から具体的な改善策等々が示されたということについては、私は情報として得ておりませんが、今後も要望が少しでも早い段階で実施されるように、さらに他の町村とともに要望のほうには意を注いでいきたいと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

わかりました。

以上で、質問を終わります。

◎延会の議決

○議 長

お諮りします。

本日はこれで延会とし、明日10日、午前10時から会議を再開したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会とし、明日10日、午前10時から会議を再開いたします。

延会 午後 2時30分

令和元年第4回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和元年12月10日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
総 務 課 参 事	林 英 也
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	大 塚 幹 浩
住 民 課 長	楠 本 正 樹
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
農林水産課長兼町営牧場長	佐 藤 弘 康
建設水道課長兼下水終末処理場長	高 橋 教 一
会計管理者兼出納課長	瀬 尾 さとみ
町立病院事務局長	小 森 力
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
学校教育課長	瀬 尾 裕 信

学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

清原 勝利
村田 修

<農業委員会>

農業委員長
農業委員会事務局長

鈴木 正喜
水津 孝一

<監査委員会>

代表監査委員

澤尾 廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長
主 任

松木 義行
太田 翼

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

7番 松本敏光君
8番 西田輝樹君
9番 菅敏範君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 昨日に続き、一般質問を行います。
1番、寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

それでは、事前に通告してありました一般質問を読み上げたいと思います。

先月9日、町主催による「先進モビリティ×ロケット開発による地方創生セミナー in 大樹」が生涯学習センターで開かれました。その中で町長は、大樹町の30年以上にわたる取り組みであるスペースポート計画を実現するためには、6月に設立したフットワークのある組織体の北海道航空宇宙企画株式会社（HAP）が、国の地方創生交付金事業の活用を目指しているということを十分理解いたしました。

まずは、射場整備に向けて努力している段階であり、今後の活動に期待するところですが、このセミナーで、インターステラテクノロジズ社の堀江氏が、「国家戦略特区として大樹町が認められれば、今後の進捗が加速する」と言われ、私は大いに期待したところですが。

さらに、町長は、国内にある4団体のうち、2つのベンチャー企業（インターステラテクノロジズ社とスペースウォーカー社）が大樹町を選んでくれて、協力体制下にあることも話され、この2つのベンチャー企業がロケット開発に取り組み、事業所やスタッフが大樹町に張り付くことで、町の人口増加になると発言されていました。

このことについて、以下の質問を3点させていただきます。

1つ目、HAP自体の目的としては、企業版ふるさと納税活用だと私は認識していますが、国家戦略特区として認められれば、さらに加速することは想像できます。この国家戦略特区も目指しているのかどうか、お聞かせください。

さらに、この場合、受け皿としてはHAPなのか大樹町なのかをお聞かせください。

3点目、町長は、インターステラテクノロジズ社とスペースウォーカー社の2社がこれから大樹町に張り付くことで、スタッフの常駐や事業所の展開が期待されるということで、人口増加につながると言われましたが、実際、すぐに大樹町に住める環境は備わっていない現状があるのではないかと私は感じており、大樹町に住みやすい環境を整える必要があると考えます。

大樹町に住みやすい、もしくは大樹町に住みたいと動機付ける環境整備が本当の人口増加になると私は考えますが、これについて具体的に解決策があるとすれば、お聞かせください。

以上、3点よろしく願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、寺嶋議員ご質問の航空宇宙の取り組みについてお答えをいたします。

11月9日に開催しました「先進モビリティ×ロケット開発による地方創生セミナー in 大樹」については、先進モビリティやロケット開発に対する取り組みへの関心を高めることを目的に開催をし、議員の皆様をはじめ、地域から多くの方々にもご参集いただき、盛会のもとに終えることができたところであります。

私も、パネルディスカッションに参加させていただき、町の30年以上にわたる宇宙のまちづくりの取り組みや、6月に設立しました北海道航空宇宙企画株式会社（HAP）の取り組みを紹介するとともに、地方創生交付金や企業版ふるさと納税を活用した北海道スペースポートの実現に向け、多くの方々へ支援を呼びかけさせていただいたところであります。

また、堀江氏からは、議員からのご質問でもありますとおり、国家戦略特区の活用について提案があったところであります。

1点目の国家戦略特区も目指しているのか、2点目の受け皿としてはHAPなのか大樹町なのかについてであります。国家戦略特区は、世界で一番ビジネスをしやすい環境づくりを目指し、国際的な経済活動の拠点形成を促進する観点から、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進することを目的として内閣総理大臣が認定するものであり、受け皿としては、基本的には大樹町になるものと考えております。

航空宇宙に関わる規制は様々なものがあり、どのような規制をどのように撤廃・緩和等するのが妥当であるのかなどについては、実際に事業を行う民間事業者等の意見を十分に踏まえ、議論をしていくことが重要であることから、インターステラテクノロジズ社や関係機関、関係大学などと十分に協議をしまいたいと考えております。

3点目の大樹町に住みやすい環境を整える必要があるについては、2013年に大樹町に設立されたインターステラテクノロジズ社は、当初1名でスタートし、現在は社員25名、うち14名が大樹町で暮らしております。スペースウォーカー社についても、大樹町をスペースプレーンの実験場の第一候補に考えていると聞いており、将来的には、大樹町に拠点を構えることも期待されるため、まずは、射場の整備等に取り組んでいくことが重要であると考えております。

大樹町に住みたいと動機付ける環境整備は、大変重要な課題と思っております。若い方を中心に定住していただくには、生活の快適さ、子育て環境、娯楽など様々なテーマがありますが、町としては、総合計画等に基づき、着実にまちづくりを進めていくことが肝要であると思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ご回答ありがとうございます。

スペースポートの実現に向けては、HAPの活動が重要であり、地方創生交付金や企業版ふるさと納税を活用し、射場整備に関しては許認可の観点で有利な国家戦略特化も必要に応じて重要な選択肢であること、いずれも大樹町が受け皿であることを理解いたしました。

そこで、私がちょっと気になるのは、先月の新聞報道で和歌山県串本町のスペースワンの発射場が着工したことが報道されておりました。その中身として、2021年夏に完成予定ということで、その年の年内にも第1号発射を予定しているというふうに書かれておりましたが、これについて、可能な限りの範囲で構いませんが、町長の所感をお聞かせ願えればと思います。いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私どもと同様に、和歌山県でロケットの射場を整備し、ロケット事業に取り組む動きがあるということは承知しておりますが、内容等については、私は新聞報道の範囲でしか存じ上げておりませんので、ほぼ議員と同じ程度の認識であるというふうに思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

現状、私も町長と同じような理解でしかないのですが、やはりまだ射場整備に関しても、いろいろな許認可が必要だということで、早々にそういうスケジュールどおりにいくようなことはあり得るのかなということもあるのですが、やはり何か、今ちょっと旬な話題でロケット開発、発射に関して広がっている雰囲気もありますので、我が大樹町も、ぜひそういう競争に負けないような進め方が必要かなと考えております。

2点目、大樹町に住みやすい環境を整えるについて、町長の答弁にもありましたが、インターステラテクノロジズ社の社員25名のうち、14名が現在暮らしていると。さらには、HAPの顧問にもなられているスペースウォーカー社もいずれ大樹町に拠点を構えることも予想されるとあり、さらには、室蘭工業大学もロケットZEROのエンジン開発に関わって、ここ大樹町に拠点を置くというふうに報道されております。

これ以外にも、将来的に大樹町に住まわれる方々が増えるのではないかと予想されますが、人口が増えることは願ったりかなったりだと思いますが、移住定住を円滑にする対策が今後ますます必要になると私は考えます。

そこで、町長の答弁の最後にありましたが、総合計画等に基づきとは、具体的に何か計画等あればお聞かせ願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今後、大樹に住んで航空宇宙の取り組みをしていただける方々が増えていってほしいという想いはありますし、それに関連しての、そういう環境づくりというのは大切だということろは先ほど答弁でさせていただいたとおりであります。その中には、もちろん住環境も含まれますが、子育て世代、若い世代の方々が多いので、子育てが安心してできるとか、または余暇を楽しむために娯楽などの様々な環境を整えていくという必要があるかなということろは、答弁をさせていただいたところでもあります。

今現在の総合計画等において、航空宇宙の取り組みのこれから人口が増えていくと、そういう考え方に基づいてのプランニングは、総合計画の中には、明確にうたったものは今現在ないと思っております。ただ、今後そういう形でどんどん人口の流入が進むというような段階では何らかの形でやはりまちづくりも含めた総合計画の中でその進み方について計画をしていく必要があるということも思っております。また、そういう段階になってくるということであれば、ぜひ私ども以外にも民間の方々のお力もそこで存分に発揮していただければなというふうにも思っているところでもあります。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

町長の言われたとおり、若い方々が中心に定住していただくためには、生活の快適さ、子育て環境、それと休暇等による娯楽等の様々なテーマがあると思いますが、まずは企業の参入や企業の雇用拡大がきっかけとなると私は感じております。

よって、定住の鍵は、言い換えれば、雇用創出でないかなというふうに考えますので、町内の企業や組織に入りやすくするために、例えば他町村で実施しているような雇用促進条例的な要素を盛り込んだ対策があれば円滑になるのではないかという、私の考えでございますけれども、つまり、大樹町に住みたいと動機付ける環境整備は、ロケット関連産業だけに限

らず、町内の企業全般に浸透する、先ほどの雇用促進条例を制定して、地元企業が雇用拡大できる方策があれば大樹町に定住する、これが1つの先ほど言った雇用促進条例の条件になるのですが、大樹町に定住する方々が増えるのは必至であるというふうに私は考えます。これについて、どうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

新たに企業が進出してきた段階で人材を確保するという部分では、そういう人材の供給できるような体制もつくっていくということも必要かなというふうには思っておりますが、今、議員がおっしゃる、雇用促進条例というのは、自分のイメージの中に全くなかったものですから、それについては、どういうものなのかというのは、今後、自分も調べて学びたいなというふうには思っているところでもあります。

関連企業が大樹町のほうに進出をしていただけるということであれば、私どものほうで企業誘致を進めているいろいろな制度もありますので、そういうものを活用させていただきながら、円滑な営業所等の新たな誘致も進められればなというふうに思っておりますし、関連して、例えば新たに起業していくというような方がいらっしゃった場合にも、新たな起業家に対する私どもの支援制度もありますので、既存の制度を活用しながら進めていける部分については取り組んでいきたいというふうに思いますし、既存の制度で対応できないものについては、先ほどご発言の中でもありました、雇用促進条例等も含めて必要な環境については、これからまだまだ整備していくものはあろうかなというふうに思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

わかりました。一貫して、私、航空宇宙関連ばかりになってしまっていますが、今、最も求心力のある航空宇宙関連事業を軸に、様々な問題を変化させる力がそこにはあるのではないかと考えておりますので、今後もぜひ積極的にHAPの活動を展開していただいて、ますます先ほどの雇用の関係も展開できるような形に持っていくことを切にお願いして、私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議 長

次に、5番、村瀬博志君。

○村瀬博志議員

それでは、通告どおり2点質問したいと思います。

まず、町営牧場の運営についてお伺いします。

町営牧場の夏期における放牧地の草地管理は、適正に執行されているものと思います。また、冬期に向けての粗飼料サイレージ調製は、6月20日前後の適期収穫、鎮圧、密閉をすぐに行うことが基本で最良だと考えます。そこで、町営牧場の近年の1番草、2番草の収穫

期と収穫体制を伺います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、村瀬議員ご質問の町営牧場の運営についてお答えをいたします。

町営牧場では、冬期舎飼預託牛の受け入れのために、1番草と2番草の収穫業務を、大樹町農協のコントラクター事業に委託をしております。毎年、農協と日程調整を行い、収穫業務の作業を実施しているところでもあります。

今年度の1番草の収穫は6月26日から27日の2日間、2番草は9月6日の1日間で行っております。作業体制につきましては、牧草の収穫と運搬作業を農協が行い、町営牧場側では、バンカーサイロでのサイレージのかき上げと踏み込み作業を実施し、定量となったバンカーは、即日、密閉作業を行っているところでもあります。

○議 長

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

ありがとうございます。今の町長の言ったとおりになされていると思います。

そういった中で、まず、大樹町は農業が基幹産業と、その中で畜産が主力を占めているというのが今の大樹町の現状です。そういった中で、乳牛において、毎年1%か2%の増という形で推移しています。その中には、今、搾乳戸数が減少している。それと、それを補うために酪農家個々が増頭という、そのほかにいろいろありますけれども、端的に増頭ということで、それと1頭当たりの乳量を増やす努力もしている。そういった中で、そのことによつての労働力不足というのが今深刻な問題となっているというのも現実でございます。

そういった中で、大樹町営牧場、公共牧場の果たす役割というのが大変重要になってきているのかなと。生産を支えるために、大きな支援というのですか、それを達成するために大変大きな農家の援助というのですか、力になっているのかなと、そんなふう到现在としては捉えております。

そういった中で、今、日にちも町長のほうから示されたのですけれども、これも粗飼料収穫、牧草が主な栄養源として放牧が成り立っているのかなと。それと、冬期における舎飼、これはサイレージということで、牧草を貯蔵して冬に食わすと。こういうことで皆さんご存じのとおりだと思います。そういった中で粗飼料、畑にある栄養をいかに牛の胃袋に100%に近い状態に入れるかということが大変生き物を飼うという部分では大事なのかなと。

今、町長のほうから6月20日ごろからサイレージ調製が始まるということなのですが、20日過ぎ、26、27日で2日間、この短期間に収穫するというのは大変素晴らしいというか、基本に則った収穫方法でやっていると思います。

そういった中で、私にしたら100%から落ちてくる時期というふうに解釈しています。何を言っているのかというと、やっぱり出穂期が牧草の一番の量と栄養価の高い時期と言わ

れております。そういった中でやられていると思うのですけれども、もう少し、5日、1週間ぐらい早い時期がベストなのかなと、そんなふうに思っております。

それと、あと2番のサイレージ調製ですけれども、これも我々の経験から言うと、1番収穫、刈り取った後の70日前後、80日ぐらいがベストの時期と言われております。これからすると、示された刈り取り時期、1番、2番合わせて、若干遅いのかなというふうに思います。

それと、あともう一つ、これを育てるに当たり、先ほども言いましたけれども、施肥という部分では、いつごろやっているのかなということですので、これもこれから大きくなる時期、人間に言わすと、成長期が始まったときに施肥するというのがベストなのかなと……。

○議 長

村瀬議員、もう少し簡潔に、質問事項を整理して、何を聞きたいのか、やってください。

○村瀬博志議員

わかりました。

そういう意味で、施肥時期というのも大変大事な重要なことです。このことに対してひとつその辺の改善というのですか、ということをお願いしたいなど。その辺を、答弁をお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

牧場を運営するに当たって、良質な粗飼料を確保するという事は議員が今お話のありましたとおり、牛を育成する、育てるという部分では非常に大きなポイントだというふうには認識しているところです。

たまたま、今年の1番草の収穫については、6月26、27日、2番草は9月6日だったということであります。この日程も含めて、私どもの採草地、草をとる草地の生育の状況、または、今、議員がお話のあった牧草の出穂の状況等も含めて、日程の関係では、農協と適期に収穫ができるような日程調整をさせていただいているところであります。

ただ、いかんせん、作物でありますので、生育が微妙に遅れたり進んだりもしますし、一番大きいのは、やはり天候の関係もあるかなというふうに思っております。当初予定した段階が雨天等で収穫ができないというようなことがあれば、どうしても日程がずれるということもあろうかなというふうに思っております。

また、施肥の関係についても、春先の雪解けを待って適期に行いますが、議員もご承知のとおり、山間部に牧場があり、または日陰の場所もありますので、そういうところについては若干遅れるようなことがあろうかなというふうには思っているところでもあります。

私どもも、町内の酪農家の育成部門を担っていくという強い思いをもとに牧場を運営しておりますので、今後も牧草の施肥管理、または収穫の作業も含めて、良質の飼料を確保でき

るような、そういう体制については、これからもしっかりと努めていくことが私どもの牧場の役割だというふうには強く認識をしております。

○議 長

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

今、牧草の管理、施肥管理、それから収穫の管理等々聞かせていただきました。

この収穫したものを牛に食べさせて、その成果というのをどこかで確認しなければならないのかなと、そんなふうに思っています。私達がやっていた中では、これは日々の観察、確認ということをやっております。町営牧場、大きな規模の牧場ではどういうふうにしてやるのか。それも、基本的には毎日の観察管理ということが大事なのかなと、そんなふうに思います。今の人員で、そのことが毎日毎日、1頭1頭とは言わないけれども、群ごとでやるしかないのかなと。

そんな中で、そのことも重大な牧場としての生き物の管理をするという中で大事なことです。そのことを今までも大変努力してやっているとは思いますがけれども、その管理というのを自分達の手でなかなか、先ほども言いましたけれども、少ない人数でそれを実行するというのは、その人数にしてはできない分野だと、大変難しい部分なのかなと思います。

そういった部分で、大樹町にも普及所とか農協とかがあります。そこに普及所の専門技術員という分野もありまして、そういう部分を少なくとも月1回の巡回をしてもらうということも大変大きなことなのかなと。そういうものを活用することによって、職員を募集してもなかなか集まらないという状況の中では、そういうことをやって労働力の軽減というのですか、今いる人数を十分に活用できるのではないかなと、そんなふうに思っております。この辺もひとつ、そういう部分ではお願いしたいと思っております。

最終的には……。

○議 長

村瀬君、何を聞きたいのか、聞きたいことをきちんと整理して、お願いします。

○村瀬博志議員

わかりました。

最終的には、24、5カ月で分娩させるというのが目標になるのかなと思います。そのことに対して今までのやってきたことと私の疑問に思ったことと、それから今まで町でやっていることの25カ月前後に分娩させるということに対して適正だったかなと、そんなことを確認しながら、ひとつお願いしたいなど、そんなふうに思っております。

まず、その辺の町の考えを言ってください。

○議 長

暫時休憩。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○議 長

会議を開きます。

佐藤町営牧場長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

普及センターの巡回の関係でございますけれども、1カ月に1回、来ていただいて指導していただくということは現在のところは行っておりませんが、うちの牧場では、粗飼料分析や土壌診断を毎年農協連に依頼し、分析していただいております。普及センターに土壌診断の結果を伺いまして、何の養分が足りないのかという指導は受けているところでございます。今のところは土壌診断についてご相談をさせていただいているところですが、これから飼養方法につきましても、普及センターと密に連携をとりまして、今後の飼養について改善していきたいと思っております。

成果の確認でございますけれども、うちのほうからご提示できるものとしましては、夏期放牧におきまして、増体重のデータのほうをとっておりますので、その結果のほうでお示したいと思っておりますが、平均で1日当たり381gの増ということでデータのほうをとっております。こちらのほうは、過去5年間におきましても大体この数字で推移しているところでございます。

以上でございます。

○議 長

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

ありがとうございます。

成果といえば、今言ったようなことだと思うのですが、これも分娩の前の受胎率ということがある程度の目安になるのかなと。そういった部分では、昨日ですけれども、同僚議員の一般質問で受胎率のことを聞きまして、若干ばらつきがありますけれども、95%を目指してほしいなど。20頭預けたら1頭だけ空で帰ってくる、この辺がボーダラインになるのかなと。今のところ約90%で、20頭預けたら2頭または2.5頭が空で帰ってくるというところでございます。生き物ですから100%というのは難しいけれども、よりよい成績でいてほしいなど、そんなふうに思います。

最後に、町営牧場、公共牧場ですけれども、基本的には、大樹町の牧場に関しては農家の模範となることなのかなと。それと、もう一つは、指導機関でもあるという側面もあるのかなと。そのことを目指して牧場運営に携わってほしいなど、そんなふうに思います。よろしくをお願いします。

次に、除雪費の算定ということでちょっとお聞きしたいなと思っております。

予算の算定にはいろいろ方法があると思いますが、一般的には過去1年から5年、平たく言うと3年から5年というのがベターなのかなと思います。それを基準にしていろいろとやっておられると思います。相手も自然ということで、大変難しい部分があると思います。

結果としては、当初予算におさまらず、追加補正の割合が大変多くなっているということだと思います。その辺のことについて、決算を基準に予算ということを組みむべきではないのかなと、そんなふうに思いますので、お伺いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、ご質問の除雪費の予算についてお答えをいたします。

当初予算での除雪費の計上については、降雪期である12月から3月までの間に最低限必要と考えられる予算を計上しており、除雪を8回、排雪を2回行うための予算として、令和元年度では4,858万円を計上しております。

除雪費に係る直近5年間の決算状況では、平成26年度8,991万円、平成27年度6,373万円、平成28年度は7,231万円、平成29年度9,635万円、平成30年度は6,455万円となっており、降雪状況により年度間で3,000万円程度の差が出ております。

各年とも、当初予算額内でおさまっている年度はなく、繰越金等を財源とした補正予算により追加計上をさせていただいているところであります。

当初予算額と決算額との乖離を考えれば、決算額に基づく予算計上も考えられますが、当初予算においては、今後とも必要最低限の予算計上にとどめ、降雪の状況を見ながら必要な経費を補正予算で確保していきたいと考えております。

○議 長

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

この除雪費、本当に大変な分野なのかなと思います。まずは、言いたい点として予算、5年間を見ても、先ほど町長は言われましたように、予算内におさまっているということが一度もないと。そういった中で、毎年平均すると3,000万円の補正予算で切り抜けていると、これが現状ということですが、私は単純に疑問に思うのは、予算というのは何なのかなという疑問が、この除雪費に対しては思います。

各課のことを見させてもらいますと、毎年、前年度いろいろな計算してやっているのだろうと思うのだけれども、その中で、出たり入ったり、増額補正があったり、それから減額補正があったりということできているように見受けられます。

そのことを考えると、この除雪に対してはちょっと異質なのかなと、そんなふうに考えます。本来の予算としての形ではないのかなと思っております。まず、その辺を町長のほうからお伺いしたいと思います。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

予算の組み方というところでは、議員言われますように、決算状況、あるいはその年の見積もりをもとに1年間、例えば維持修繕費等々、建物の維持なんかもそうですけれども、1年間が維持できるものを予算として計上するというのが通常でございまして、その中で、途中で燃料の高騰があったり大きな修繕があったりしたときには補正予算をお願いして、あるいは逆の場合は減額補正もすることもございますけれども、それで決算に向かっていくというようなことをやっておりますが、通常は、あまり大きな変化がなければ、当初予算で1年間の維持費等は賅われていくのが一般的でございまして。

除雪費に関しては、例年、こういっては何ですが、たっぷりとした予算を見ないで、必要最低限でみているという現状でございまして。これは、予算の中の全体の中で、過大にならないようにという部分もございまして、最低限の部分でみておくということで、天候相手なものですから変動が大きいということで、平均をとりますと、不用額が出るというようなこともございます。その場合に予算があるから除雪をちょっと多目にやるとか、そういうようなことにつながることも含めて、厳しめに見ているというような状況でございまして、議員言われるように、ほかの維持修繕費の予算とは若干きつめに見ているというのが現状でございまして、これが慣例になっているところもあります。そういったことで節約を図っているという部分もございまして。そういったことで、全体の予算の中での幾分調整機能も持っているという部分でございまして。

○議 長

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

今、副町長のほうから、るる説明がありましたけれども、きつめな予算をやっているということなのですけれども、きつめというよりは、何かそれ以上に、こんな言い方はないかもしれないけれども、いじめの分野になっているのではないかなと。それは、気持ちはわかるけれども、そのために補正予算で減額も含め、その理由付けをきっちりと明記して決算に臨んでいると思います。そういった意味で、本来予算という位置付けというものを除雪費の分野に対しても踏襲するべきではないのかなと、そんなふうに思っております。

公金を使うにあたりまして大目標があります。これは監査していて、澤尾さんに教わりましたけれども、最小限度の経費で最大限の成果を出すと、そういう部分では、今、副町長の言ったことは、理解はできます。だけれども、私が考えるにしてはその部署にいる職員のモチベーションという部分では、何か大丈夫かなと……。

○議 長

村瀬君、質問内容を整理してきちんとやってください。

○村瀬博志議員

はい。そういった部分では、予算というのを本来の姿にするべきなのかなど。誰が見ても、こういう予算の作り方は妥当ですよと、そういうことを、この部署に限らず、全部署に言えることですが、特にこの部署はお願いしたいなど、こんなふうに思います。よろしくをお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、除雪費の予算の計上の在り方でご質疑をいただいております。たしか、同僚議員の方からも決算の段階で同様のご意見があったかなというふうに思っております。

私どもの予算の出し方、見方で、慣例としてこういう形をずっと踏襲してきているということでもあります。本当に必要な部分を、例えば令和元年度だと4,858万円ですが、これを7,000万円にするとか、8,000万円にするとかというのは、在り方としては当然計上の仕方としてはあるかなというふうに思います。その分の財源も確保していかなければならないということもありますが、予算の計上の見積もりの仕方に正解はないというふうに思いますので、今年、また、これから令和2年度の予算の編成を進めてまいります。その中で、除雪費の予算の計上の積算の在り方についても検討はしていきたいというふうに思っておりますので、令和2年度の予算編成のときに再度その中身をご確認いただければと思います。

○議 長

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

最後になりますけれども、今、町長のほうから正解はないということです。今までやっていることは間違っていないのかなと思いますけれども、正解はないにしても、予算あるべき姿の間違いのないように予算組みの策定してほしいなど、そんなことを思いまして、終わりにしたいと思います。

○議 長

これをもって、通告のありました一般質問を終了いたします。

暫時休憩。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○議 長

会議を開きます。

◎日程第3 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第3 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付したとおり申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議 長

お諮りいたします。

本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日で閉会すること決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

これで、本日の会議を閉じます。

よって、令和元年第4回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時53分